彦根市文化財調査報告書第４集

名勝玄宮楽々園

範囲確認調査報告書

平成23年3月

彦根市教育委員会

資料１「玄宮園図」

資料１「玄宮園図」部分　範囲確認調査位置

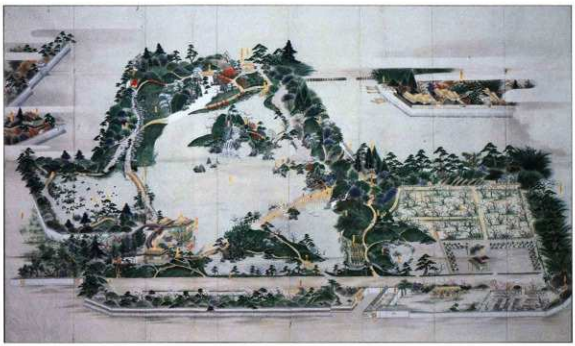

資料２「玄宮園図（春夏）」

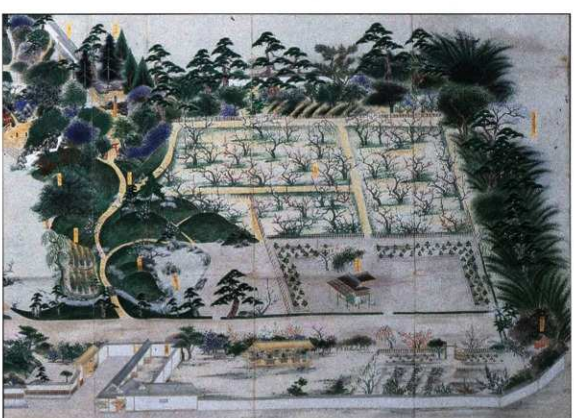

資料２「玄宮園図（春夏）」部分　範囲確認調査位置

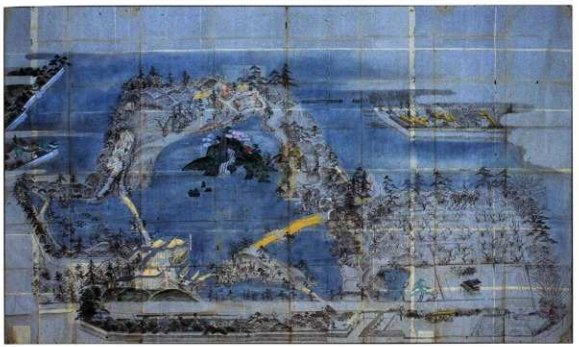

資料３「玄宮園図（下図）」

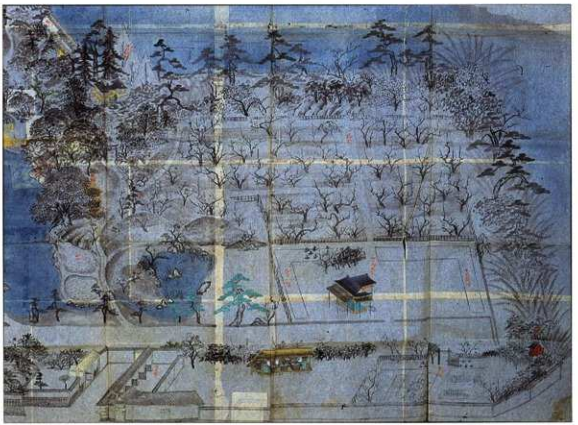

資料３「玄宮園図（下図）」部分　範囲確認調査位置

資料４「玄宮園外図（秋冬）」

資料５「玄宮園分間図」

資料５「玄宮園分間図」部分　範囲確認調査位置

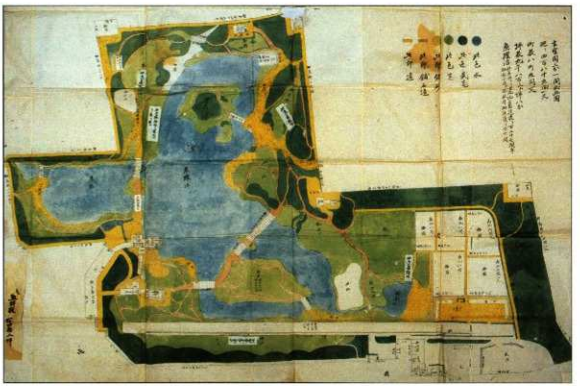

資料６「玄宮園三分一間割画図」

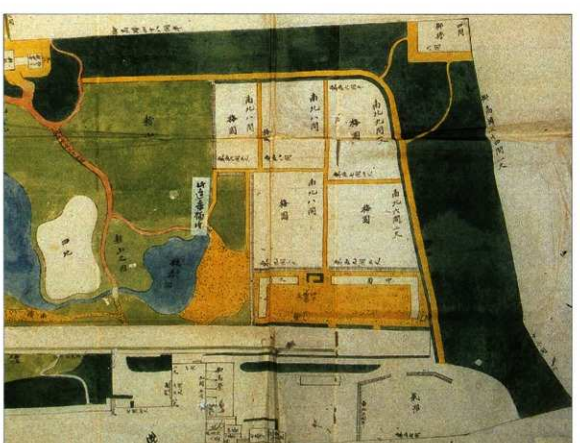

資料６「玄宮園三分一間割画図」部分　範囲確認調査位置

資料９「白系壱間四分之割図」

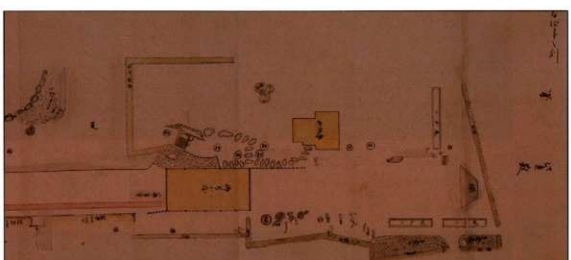

資料９「白系壱間四分之割図」部分

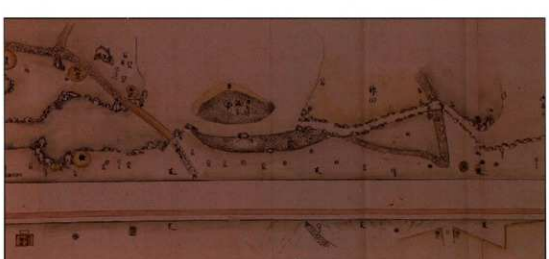

資料９「白系壱間四分之割図」部分

資料２「玄宮園図（春夏）」部分　杜若沼周辺

資料３「玄宮園図（下図）」部分　杜若沼周辺

名勝玄宮楽々園

範囲確認調査報告書

目　次

例言
Ⅰ　はじめに……1
Ⅱ　彦根城の築城と城下町の建設……11
Ⅲ　彦根藩の御殿……16
Ⅳ　名勝としての玄宮楽々園……22
Ⅴ　発掘調査の成果……26
Ⅵ　出土遺物……67
Ⅶ　まとめにかえて－絵図から見た玄宮楽々園－……77
写真図版

例　言

1．本書は、彦根市教育委員会が平成20年度・平成21年度に実施した名勝玄宮楽々園の範囲確認調査の成果を収めたものである。
2．本調査の調査地は、彦根市金亀町4番1号、4番2号、4番3号、7番に位置する。
3．本調査は、彦根市教育委員会文化財部文化財課が実施した。調査の現体制は下記のとおりである。

教育長：小田柿幸男
文化財部長：谷口　徹　　文化財部次長（兼文化財課長）：上田博司
課長補佐（兼史跡整備係長、兼文化財係長）：久保達彦
副主査：北川恭子　　主　任：深谷　寛
主　任：辻　嘉光　　主　任：高木絵美
主　任：池田隼人　　主　任：林　昭男
主　任：三尾次郎　　技　師：戸塚洋輔
技　師：田中良輔　　技　師：下高大輔

4．平成20年度の調査については、10月1日付けで現状変更を申請し、10月30日付けで許可を得て調査を行った。平成21年度は、5月13日付けで現状変更を申請し、6月19日付けで許可を得て調査を行ったものである。なお、調査に当っては、特別史跡彦根城跡保存整備実施計画検討委員会および文化庁本中眞主任調査官の指導を得た。
5．本書は第Ⅰ章（一部）、第Ⅳ章～第Ⅶ章を三尾が、第Ⅰ章（一部）、第Ⅱ章、第Ⅲ章を谷口が執筆した。
6．本書で使用した方位は、平面直角座標第Ⅳ系の真北に、高さは東京湾平均海面に基づいている。
7．本調査で出土した遺物や写真・図面等は彦根市教育委員会で保管している。
8．古絵図で所蔵者名を記していないものは、すべて彦根城博物館の所蔵品である。

Ⅰ　はじめに

位置と環境

彦根市は、滋賀県の湖東地域北端部に位置し、慶長12年（1607）頃に完成した天守を中心とする彦根城及び周辺の城下町部分が現在の市街地の中心となっている（図1）。市街地は市域の北端部に位置し、中部及び南部では河川によって形成された沖積平野を中心に稲作等が営まれるなど、旧来からの農村景観を見ることができる。

市域全体の自然地形や集落の立地環境については、琵琶湖、河川、内湖という3つの要素が大きく影響を与えている（図2）。沖積平野については、市域を流れる犬上川、芹川、宇曽川、愛知川の4つの河川が鈴鹿山脈から端を発して琵琶湖に流れ込んでおり、これら河川の洪水によって土砂の堆積作用が生じ、彦根市域の平野部が形成されている。この沖積平野には、微高地としての自然堤防と氾濫源・後背湿地が入り込んだ自然堤防帯が展開しており、中世から形成されてきた農村集落については、多くの場合がこの自然堤防上に立地、展開している。また、その周囲の氾濫源・後背湿地は一面の水田地帯となっており、沖積平野という自然地形的な条件が水田域を形成する重要な要素となっている。この自然堤防帯の上流側には扇状地が広がっており、砂質でやや傾斜のある平野を形成している。扇状地の扇頂部付近では、用水を供給する取水口が河川に設けられ下位に広がる水田域を潤し、扇状地の末端付近にはいくつもの伏流水からの湧水があって、下流の水田の重要な水源として古くから利用されてきた。

この沖積平野には、北部の彦根山、佐和山、磯山、芹川南岸の雨壺山、やや下流の鳥籠山、あるいは曽根沼の東南の荒神山などの独立丘陵が点在し、平坦な湖東平野にあって極めて目立った存在として景観にアクセントを加えている。これらについては、鈴鹿山脈から派生してきた山塊が河川によって運ばれてきた土砂の堆積によって埋没し、埋め残された部分が露頭しているものであり、湖中ではあるが多景島もこの独立丘陵に該当するものである。

図1　位置図

特に、彦根城とその城下町の建設を考えるにあったって重要な河川は芹川である。現在見られる芹川は、城下町建設の際に付け替えられたものであり、旧河道は現在の芹川のJR琵琶湖線鉄橋付近から分岐して北上し旧松原内湖方向へ流れる流路と北西方向に向かって芹町、河原1～3丁目、銀座町を流れて琵琶湖へと流れ込む流路の二つの

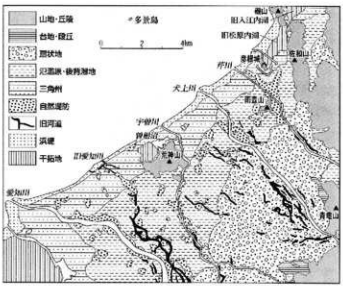

図2　彦根市域の自然地形（「新修彦根市史」第１巻より）

流路が存在したと考えられている（図4）。この旧河道の流路については現在残る城下町部分の町割りと異なる町割りとして確認でき、これは伏流水や湧水を排水する関係で城下町の造成が周辺に対して遅れたことに起因していると考えられる。この芹川付け替えによって、旧河道を外堀として利用し、付け替え後の新しい河道については、外堀の外側における防御線として総構え的な役割を持たせるという目的、あるいは城下町の洪水対策という目的の二つの目的を達成しているものである。

また、彦根市市域の琵琶湖岸、特に松原・須越・三津屋・薩摩・柳川などの地域には砂浜と松林が続いている景観を多く見ることができる。現在は、この湖岸に沿ってやや内陸側に湖周道路と呼ばれる県道が走っているが、その県道と湖岸の間は微高地となっており、集落や畑地が立地している。県道よりも内陸側はそこから少し低い土地となっており、水田地帯が広がっている。湖岸沿いのこのような微高地は、砂堆や浜堤と呼ばれるもので、河川によって運ばれてきた砂が、琵琶湖の沿岸に沿って流れる沿岸流によって流されて湖岸に沿って帯状に堆積したことにより生じた地形が原形であり、この帯状の高まりは場所によっては内湖を生じさせることになる。それは、湖岸に近い位置に独立丘陵がある場合に河川の流れに対して背後にあたる琵琶湖側は堆積作用がおよびにくい位置となり、周辺に対して低地となるために生じるもので、この低地と琵琶湖が砂堆・浜堤によって区切られることで低地の部分が内湖という附属湖になるものである。昭和19年から始まる松原内湖干拓事業によって失われてしまったが、彦根城の北側に存在していた松原内湖もその一つであり、彦根城の北東に位置する玄宮楽々園については、この松原内湖に面していたことになる（図3）。この旧来の景観については、『玄宮園外図』（写真１～３）に見ることができ、清涼寺や龍潭寺、長寿院（大洞弁財天）という佐和山西麓に配された井伊家ゆかりの寺院や墓所の前面には突堤が設けられていた様子を観察できる。船の往来も描かれるなど湖上交通の繁用が伺えるものであり、玄宮楽々園にも「御船着」としての雁木を伴う「御水門」が設けられ、道路を挟んだ内堀側にも船着きが設けられているなど、湖上交通の帰着が名勝玄宮楽々園でも行われていたようである。

これら彦根城周辺の築城前の景観については『彦根古図』（写真4）に見ることができる。『彦根古図』は江戸時代初期、井伊直政の家臣花居清心が原図を作成したと伝えるもので、中央

写真１　玄宮園外図

写真２　玄宮園外図に描かれた清凉寺と龍潭寺

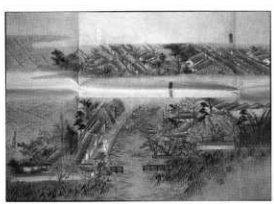

写真３　玄宮園外図に描かれた外船町界隈

図３　明治 26 年時点の周辺環境

図４　芹川の付け替えと樋筋（江戸時代の水道）の位置

に彦根城築城以前に彦根寺が鎮座した彦根山を中央に描き、北東の松原内湖に注ぐ流れが右手に描かれており、彦根山の南西から北東にかけては「湯」や「池」などの描写が見られる。芹川によって三角州が形成され、湿地が広がっていた様子が観察でき、こういった周辺環境が、江戸時代に井伊家が彦根に入封し、大規模な城下町を建設する際に埋め立てられて現在の景観に変化したことが分かる貴重な資料である。

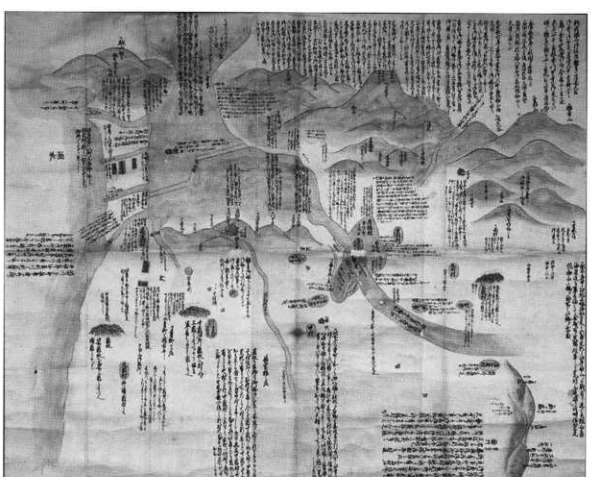

写真４　彦根古図（個人蔵）

玄宮園関連資料

玄宮園は、楽々園とともに江戸時代には「槻（けやき）御殿」と呼ばれた彦根藩の下屋敷である。槻御殿は、延宝５年（1677）に４代当主井伊直興（なおおき）によって造営が始まり、同７年に完成したと伝え、現在は、槻御殿の建物部分を楽々園、広大な庭園部分を玄宮園と称している。

楽々園は絵図や起こし絵などの資料が豊富に伝えられており、建物の細かい変遷が明らかになっている[注1]。一方、玄宮園は、楽々園にくらべると資料が乏しく、現状では下記の一覧表に限られている。本稿では、一覧表に示した資料を個々に紹介しながら、資料調査によって判明している玄宮園の姿を略述することにしたい。

表１　玄宮園関連資料一覧（巻頭カラー図版参照）

	資料名称	数　量	法　量	備　考
1	玄宮図図	1幅	176.3 × 288.3	玄宮園全体を鳥瞰的に描いた彩色絵図 修補４号
2	玄宮園図（春夏）	1舗	180.4 × 281.5	玄宮園全体を鳥瞰的に描いた彩色絵図 表紙に「玄宮園図 春夏」と墨書 絵雑 24-3
3	玄宮園図（下図）	1枚	167.5 × 278.9	玄宮園全体を鳥瞰的に描いた絵図 本紙右であり、下図の墨絵の木には「サクラ」「梅」「桃」などの墨書 絵雑 24-1
4	玄宮園外図（秋冬）	1舗	123.4 × 284.5	玄宮園外の北東に広がる景観を鳥瞰的に描いた彩色絵図 表紙に「玄宮園外図 秋冬」と墨書 絵第 24-4　古文書 44598
5	玄宮園分間図	1舗	143.6 × 167.5	玄宮園を３分１間の割合で描いた平面図 表紙に「玄宮園分間図」、本紙には「玄宮園三分一間割画図」と墨書 絵雑 24-2
6	玄宮園三分一間部割図	1枚	120.7 × 138.3	玄宮園を３分１間の割合で描いた平面図 本紙に「玄宮園三分一間割画図」と墨書 古文書 32234
7	玄宮園十勝古上	1枚	15.7 × 27.9	玄宮園の名所 10 箇所（「十勝」とその位置を書上げたもの 古文書 8208
8	玄宮園扁額	1枚	37.5 × 62.6	扁額「玄宮園」の元になった書 古文書 8318
9	白糸亭間四分之割図	1枚	28.9 × 147.9	玄宮園の馬場周辺を４分１間の割合で描いた平面図 古文書 44655-3

資料１　玄宮園図　かつて彦根市立図書館に所蔵されていた絵図。現在は軸装となっており、厚手の楮紙に玄宮園の全容を彦根城側（西南方向）から鳥瞰的に描いた大絵図である。縦176.3cm、横 288.3cmを測る。庭園の構成要素が彩色豊かに、そして精緻に描かれている。植栽は樹種が判別できるなど、庭を熟知する庭絵師によって描かれた絵図と考えられる。

現況と大きく異なるのは、鶴鳴渚、梅園や杜若沼、そして遣池の箇所である。鶴鳴渚には蕩々と流れ落ちる滝が描かれているが、現況では存在しない。梅園や杜若沼の広がる玄宮園の南東側は、現在は桜場駐車場に大きく変容しているが、かつては広大な梅園が広がり畑中御茶屋などが建っていた。そして魚躍沼に近い側には杜若沼があり、杜若沼を滾々と湧き出た水は、やがて遣水の流れとなって魚躍沼に入っていた。一方、北西の池尻には蓮池が広がっていたが、文化９年（1812）２月の 11 代井伊直中退隠の際、新たに建立した書院から眺める庭として大規模に改造され、玄宮園とは分離独立し今日に至っている。このことは、蓮池

の描かれた一連の玄宮園図が、直中の退隠する文化９年以前に描かれたことを示している。

絵図には要所に付箋が貼られている。付箋は後述する玄宮園十勝をはじめ、橋や建物などの固有名、池や築山などの特徴、名木の樹種名、名石の寸法、名所のポイントなど多様である。また、付箋には「苑内蓮池之外春景」「蓮池夏景」「槻御殿此邊秋景」「尾末町此邊秋景」と記されたものがある。つまり、庭園内は桜の咲き誇る春景色が描かれているが、池尻にある蓮池は夏景色、その北西に広がる楽々園は秋景色、また中堀越しに描かれる尾末町は秋景色が描かれており、描かれた季節は一様ではない。それぞれにもっとも美しい季節が描き込まれたものと理解される。

資料２　玄宮園図（春夏）　資料１と同様に厚手の楮紙に玄宮園の全容を彦根城側から鳥瞰的に描いた大絵図である。縦 180.4cm、横 281.5cmを測る。描かれた図様から付箋の内容まで資料１と同じである。「苑内蓮池之外春景」「蓮池夏景」「槻御殿此邊秋景」「尾末町此邊秋景」の付箋も同様であるが、表紙には「玄宮園図 春夏」と記されている。玄宮園そのものは春または夏の景色を描いているからであろう。

資料３　玄宮園図（下図）　資料１・２と同様に玄宮園の全容を彦根城側から鳥瞰的に描いた大絵図である。鶴鳴渚・槻御殿などは彩色が施されているが、それ以外は墨絵による下図のままであり、表紙・裏表紙のない未成品である。縦 167.5cm、横 278.9cmを測る。墨絵による下図は、花や葉を描かず幹と枝のままであり、そこに「サクラ」「梅」「桃」などの墨書が付記されている。墨書は、のちに花や葉を彩色で埋める際の備忘録のようなものであろう。未成品であるため、資料１・２に付されていた付箋は貼られていない。資料１・２と異なり薄葉紙に描かれており、資料１ないし資料２の写しの可能性も考えられる。

資料４　玄宮園外図（秋冬）　厚手の楮紙に玄宮園外の北東に広がる景観を、鳥瞰的に描いた大絵図である。縦 123.4cm、横 284.5cmを測る。手前中央に松原内湖、その東に外船町や切通道、北に松原の水主町など、そして松原内湖の先には麓に清涼寺・龍潭寺・大洞弁才天堂などを擁する佐和山（古城山）の山並みを彩色豊かに描く。これらがいずれも秋景であるのに対して、遠くに望む伊吹山・霊山などの山々は雪を頂く冬の景観としており、絵図の表紙に墨書されたタイトルも「玄宮園外図 秋冬」となっている。玄宮園の借景として、こうした季節の景観が意識されていたのは興味深い。

なお、外船町の北には「小縣清庵　蔵修館」の付箋が貼られ建物が描かれている。小縣清庵は彦根藩医、蔵修館は彼が外船町に創立した文庫である。蔵修館が当地に存在したのは天明３年（1783）から寛政 11 年（1799）までのことであるから、この絵図、そしてこの絵図に関連する一連の玄宮園絵図は、この間に描かれたものと考えられる。このことは、資料１で記した文化９年（1812）以前の一連の絵図であることとも矛盾しない。

資料５　玄宮園分間図　厚手の楮紙に玄宮園を３分１間の縮合で描いた平面図である。縦 143.6cm、横 167.5cmを測る。表紙に「玄宮園分間図」、本紙には「玄宮園三分一間画図」と墨書で記されている。また、本紙右下の隅には「廻リ四百八十九間一尺」「町數八町九間…尺」

「壹數九千八百三十坪八分」と書かれ、玄宮園の池である魚躍沼の規模については「杜若沼ヨリ遣池北之角迄渡リ百二十七間半」「御船小屋ヨリ春風埒御迄渡リ七十間」と付記されている。一方、左下隅には「裁籠」「芝」「水」「鋪砂」「鋪石道」「道」それぞれに色分けが表記され、図にはその色に従って彩色が施されている。また、図中には庭園を構成する個々の名称と寸法が詳細に墨書されるなど、現在の玄宮園を検討する上で有用である。

資料6　玄宮園三分一間割画図　玄宮園を3分1間の割合で描いた平面図である。資料5と極似する図であるが、図中の表記や墨書に一部省略が認められるとともに、資料5には無かった付箋が6枚貼られている。資料5とは異なり薄葉紙に描かれており、資料5の写しの可能性が考えられる。

資料7　玄宮園十勝書上　玄宮園の名所10箇所（十勝）とその位置を書上げたもの。高い学識により多くの文人と交わり、藩校設立にも関わった傑僧海量は、彼が選した歌集『桜溪集』の中で「彦根の君の御園生を玄宮園といふ　うちに十の名ところあり　直中君のおほせをかうふりてよみたてまつりけり」と述べ、十勝おのおのの歌を詠んでいる。

資料8　玄宮園扁額　扁額「玄宮園」の元になった書。玄宮園絵図では、臨池閣にこの扁額と思しきものが掲げられている。

資料9　白系壱間四分之割図　玄宮園の馬場周辺を4分1間の割合で描いた平面図である。馬場周辺の状況が植栽の位置と樹種にいたるまで克明に描かれている。付属する文書には、この絵図が殿様に見せるために描かれた現況図であり、その後、この絵図をもとに殿様が現地で細かく指示をしたことが記されている。

註

1　谷口徹「槻御殿－彦根藩下屋敷の建物構成とその変遷－」『彦根城博物館研究紀要』第4号　1993

特別史跡彦根城跡内のこれまでの発掘調査

彦根城跡は彦根市の市街地部分の北部に位置する金亀山に築かれた平山城であり、金亀山の南側と西側には城下町が展開し、近世期の典型的な城郭と城下町の景観を現在に残している。城跡は、昭和26年6月9日に史跡に指定され、さらに昭和31年7月19日に特別史跡に指定されている。また、そこに残る現存天守や大手櫓等の櫓4棟及び馬屋が昭和26年9月22日に重要文化財(天守については昭和27年3月29日に国宝指定)の指定を受けている。

特別史跡彦根城跡及び彦根藩関連施設の発掘調査履歴であるが、平成20年度以前に行われたこれまでの主な調査を以下にあげておく。①昭和55年度に滋賀県立彦根東高等学校体育館地点（滋賀県教育委員会）、②昭和58・59年度に表御殿跡を検出した彦根城博物0地点（彦根市教育委員会）、③昭和60年度に彦根市立西中学校地区（彦根市教育委員会）、④昭和61年度に滋賀県立彦根東高校資料室地点（滋賀県教育委員会）、⑤平成2年度に修理に伴う発掘調査として埋木舎地点、⑥平成4年度に市指定文化財修理に伴う市指定文化財旧西郷屋敷長屋門地点、⑦平成12・14年度に作事所地点（彦根市教育委員会）、⑧平成13年度に米蔵会所地点（彦根市教育委員会）、⑨平成13年度に米蔵水門地点（彦根市教育委員会）、⑩平成17年度に楽々園保存整備事業に伴う玄関棟地点（彦根市教育委員会）⑪平成19年度に滋賀県立彦根東高等学校地点（滋賀県教育委員会）、⑫楽々園保存整備事業に伴う旅館「彦根楽々園」台所棟等付近地点（彦根市教育委員会）。また、特別史跡範囲外の彦根藩の関連遺跡としては平成12・13年度に彦根藩の大洞煙焔硝庫が検出された佐和山山塊西麓東北部浄化センター地点（滋賀県教育委員会）の調査がそれぞれ行われている。

昭和55年度に実施された滋賀県立彦根東高等学校体育館地点（滋賀県教育委員会）の調査は体育館建設に伴って行われた調査で、調査は基礎部分だけのもので、旧校舎関連の遺構が確認され、江戸時代の遺構としては建物跡を2棟検出し、溝、井戸、漆喰桝、池等を検出したものである。元文元年（1736）の絵図では、長野十郎左衛門、廣瀬圖書、西出内蔵丞、三浦半蔵、戸塚才次郎、三浦睿之介、犬塚隼之介らの屋敷があった箇所に該当する。遺構との比較から1棟が廣瀬邸、もう1棟が長野邸の一部であると考えられる。

昭和58・59年度に表御殿跡を検出した彦根城博物館地点での調査は、彦根城博物館建設に伴う発掘調査で、全面的な調査によって彦根城表御殿全体が検出されているものである。調査の結果、江戸時代の遺構が比較的良く残っており、表御殿を描いた新・旧の絵図ともほぼ合致することが分かった。多くの遺構が検出されたが、中でも能舞台下にあたる位置から出土した漆喰製の共鳴装置（舞台と後座及び橋掛の下を掘り、漆喰で塗り固めた大型の桝状施設）、御休所の縁下を飾るベンガラ塗りのタタキ、坪庭に設けられた漆喰池、御座之御間の前面に広がる庭園が検出された。

また、昭和60年度の彦根市立西中学校地点の調査では、区画溝で3つに区画された屋敷地を検出しており、礎石立建物や井戸等の遺構が検出されている。この地点は彦根藩関係の施設や1000石以上の家老クラスの家臣が居住していた地域であり、天保7年に描かれた「御城

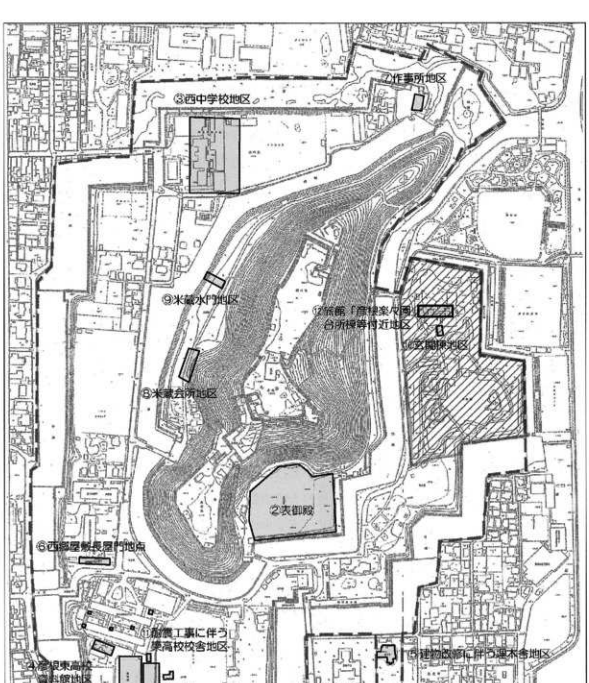

図５　特別史跡における既往の調査層

下惣絵図」（彦根城博物館蔵）には天野康文、吉田六郎、印具寿之介の屋敷が当該区画に当てはまることが判明している。この地点の調査においても、漆喰製の池が２例検出されている。

昭和61年度に滋賀県立彦根東高校資料室地点の調査は、彦根東高校の前身である彦根中学校建設に伴って造成が行われていたが、その下層に18～19世紀の範囲内に収まる2時期の遺構面に石組みの溝、漆喰タタキの土坑等の遺構が検出された。

平成2年度に実施した埋木舎地点の発掘調査では、6期にわたる建物の変遷が判明し、特に玄関棟と主屋との取り付きについて改変が著しいことが分かった。

平成4年度に実施した市指定文化財旧西郷屋敷長屋門については、指定されている建造物自体は隣接する庵原家の長屋門が移設されたものである。発掘調査では、この前身建物である本来の西郷家の長屋門の礎石、造成土面が検出されている。

平成12年度に作事所地点（彦根市教育委員会）については、公園事務所作業員詰所の建設に伴って行われた調査で、彦根藩の施設であった「作事所」に該当する箇所で行われた。天保7年の「御城下惣絵図」では屋敷地が呉粉によって塗りつぶされ、「作事所」の注記がなされていることから、武家屋敷から彦根藩の施設である「作事所」へ改変が行われたことが分かる。この調査では、漆喰タタキの遺構がわずかに検出されただけで、太平洋戦争以後に建設されていた市営住宅によって著しい攪乱を受けている状況であった。

平成13年度には米蔵会所地点と米蔵水門地点（彦根市教育委員会）において大手門券売所の機能を持たせた施設を復元整備として建設するため、その遺構確認を目的として調査が行われた。会所地点においては、礎石立建物の礎石抜き取り痕跡と米蔵の布基礎と考えられる遺構等が確認されている。会所建物については詳細な情報は得られなかった。水門地点での調査では、石組みの溝、暗渠、米蔵外周の土壁の布基礎、土塀に伴うと考えられる礎石等の痕跡が検出された。

平成14年度年度の「作事所」における調査では、布基礎状の遺構や雨落ち溝、石組み桝、長屋門の可能性のある礎石群、区画溝や石垣を検出している。

平成12～15年度の琵琶湖流域下水道事業に伴う東北部浄化センター地点での調査では、幕末期に彦根藩が彦根城の北約2kmの松原内湖岸に設置した火薬庫に関連する火薬庫3棟の他、布基礎構造の塀、門、石造りの階段桝が検出されている。また、これらの遺構が前記と後期の2時期に整理されている。

平成17年度に実施した楽々園保存整備事業に伴う玄関棟の発掘調査では、前身建物である表書院の「御座の間」部分の礎石抜き取り痕跡が確認されている。

平成19年度に耐震改修工事に伴って行われた滋賀県立彦根東高等学校地点での調査では、17世紀代の遺構面と18～19世紀の遺構面を検出し、隣家との境の道路状遺構や溝等の屋敷割りが検出されている。

平成19年度に楽々園の保存整備事業のなかでの旅館「彦根楽々園」の台所棟等の解体に伴う発掘調査では、下屋敷の居住空間であった楽々園に伴う礎石跡や能舞台、坪庭、湯殿等が検出され、彦根藩の下屋敷であった当地の様相を伺うことのできる貴重な情報を得ることができた。

Ⅱ　彦根城の築城と城下町の建設

佐和山城から彦根城へ

慶長5年（1600）、天下分け目の関ヶ原合戦から2日後、小早川秀秋ら関ヶ原の寝返り組を主力とする兵が佐和山城を包囲した。三成は関ヶ原で敗れて湖北に逃走中であり、このとき佐和山城には三成の父正継を主将に兄の正澄らが布陣していた。佐和山の守備は固く、執拗な攻撃によく耐えたようであるが、兵力の違いは如何ともし難く、佐和山城は落城した。

関ヶ原合戦後の論功行賞により佐和山城を与えられたのは、彦根の初代となる井伊直政であった。慶長6年（1601）正月、直政は上野国高崎城（群馬県高崎市）より佐和山に入る。ところが直政は、関ヶ原合戦で島津勢の放った鉄砲傷が悪化して翌年にこの世を去った。直政は生前、佐和山城に替えて佐和山の北西部の湖水を望む磯山の地に新たな城郭の建設を計画し、家老木俣土佐守勝に命じて現地調査を行っていた。慶長8年（1603）、直政より後事を託された木俣は、城の移築計画を伏見の徳川家康に諮る。佐和山・磯山・彦根山の絵図を作成し、彦根山が最適であることを願い出て、彦根山への移築が決定した。戦国時代をへて、戦の形態が山城を拠点としたものから平地での足軽を主体とする集団戦に様変わりしたこと、城とともにその周囲に広大な城下町が発達したことなどが考慮され、彦根山が選定されたのであろう。

写真5　佐和山城大手から本丸を望む

彦根城の築城

彦根城の築城　慶長9年（1604）7月1日、佐和山城の西方約2kmの彦根山において、新たな築城工事が始まった。本格的な土木工事に着手し、これまで松原内湖に注いでいた善利川本流の川筋を琵琶湖へ直接流れるように付け替え、湖や藪を埋めた。また、城郭整備のため3重の堀を切り、強固な石垣工事も進められた。

築城には、およそ20年を要した。前期工事は鐘の丸や本丸などの城郭主要部が築かれた。幕府から6人の奉行が派遣され、近隣諸国の大名に助役が命ぜられるなど、天下普請の様相を呈していた。豊臣恩顧の大名が多い西国へのおさえの拠点と意識され、完成が急がれたのである。そのため普請に必要な材木や石材を近くの古城から集めた。天守そのものが大津城の天守を移築したと伝えている。

慶長9年の末には早くも鐘の丸が完成した。直政の嫡子直継は、さっそく佐和山城から鐘の丸の御広間に移ったと伝えている。そして3年後の慶長12年（1607）頃、本丸に天守が完成し天守前に新たに御広間が建立されると、直継は鐘の丸から天守前の御広間に移って、

写真6　天守の前に広がる「御広間」の遺構

ここを居館としたようである。天守前の御広間には台所や長局が付設されており、主だった家臣や侍女たちもここに詰めたと考えられる。現在、御広間の建物は存在しないが、天守前の地面をつぶさに観察すると、御広間の礎石や雨落ち溝などの遺構を確認することができる。この御広間は、後期工事で山裾の広大な地に表御殿が建立されるまで、当主居館としての機能を維持した。

彦根城の築城が急ピッチで進む中、慶長9年7月15日には徳川秀忠が、次いで家康が築城見舞いの使者を派遣している。また、翌慶長10年（1605）9月20日には、家康が築城の様子を見分している。いまだ若き当主直継への配慮だろうか。こうした家康・秀忠親子の支援もあって、築城は順調に進み、慶長12年（1607）頃には城郭の主要部はほぼ完成を見るにいたった。

慶長19年（1614）、豊臣勢力の一掃を策した大坂冬の陣が、また翌年には夏の陣が勃発する。彦根城の築城は一時的な中断をよぎなくされた。大坂の陣に出陣し活躍するのは、病弱の直継に代わった弟の直孝であった。大坂の陣後は、この直孝によって後期工事が再開された。

元和元年7月24日以降に始まったと考えられる後期工事は、彦根藩単独で実施され、元和8年（1622）には、城廻りの石垣や高塀、諸門等過半ができあがったという。『御覚書』には「惣構の堀・土手・櫓并御成御殿（表御殿ヵ）其外の家作ハ大方直孝家督以後仕候由、右近大夫（直継）ハひとへ構計」と記されている。

彦根城の2つの正面　完成した彦根城は、内堀に面して5つの門が開いている。大手門・表門・黒門・山崎門そして裏門である。これらの門の内、城の正面を意図して築かれたのが、大手門と表門である。現在は石垣などしか残っていないが、かつてこれらの門には、内堀に面して外門の高麗門があり、その内を鉤の手に曲げて内門の櫓門が築かれていた。門の形式としては最強の桝形であり、彦根城の正面にふさわしい重厚な構えである。

では彦根城には、なぜ大手門と表門という2つの正面が築かれることになったのであろう。それは、築城20年間に彦根城の縄張りが変更になった結果と考えられる。築城20年の間に豊臣勢力の一掃を計った大坂の陣があり、兄直継に代わって大坂の陣で活躍した直孝のもとで、大坂の陣後、彦根城は新たな時代に対応するために、早くも縄張りの変更が実施されたと考えられる。

まず、内堀の内側に配置されていた重臣屋敷が内堀の外などへ移動となり、代わって藩の施設が整備されていった。大手門脇にあった鈴木主馬の屋敷は、主馬が直継とともに安中（現在の群馬県安中市）へ移封されるとともに城付米保管の米蔵に変容した。山崎門の内にあっ

写真７　大手門古写真（明治９年撮影）

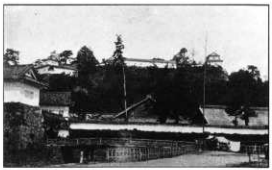

写真８　表門古写真（明治９年撮影）

た木俣屋敷は表門の外に移った。同時に表門の内には、藩の政庁であり当主の居館でもある表御殿が造営され、その外には当主の乗用馬を繋ぐ馬屋が設けられた。こうした一連の動きは、彦根城の正面が大手門から表門へ移行していく過程でもあった。

大手門は、築城当初に彦根城の正面として築かれた門である。大手門は城の西に位置しており、西国大名を意識して西の守りを固める意図があったと考えられる。同時に、巡礼街道にも接続している。かつての彦根寺へ巡礼者が往来した道、それが巡礼街道であり、この街道沿いには、のちに安土城・近江八幡山城などが築城され、これらの城下をつなぐ道「下街道」として整備された。彦根城の築城当初、城の正面が下街道に向かって開かれたのは、いわば当然であった。

ところが、やがて五街道の１つとして中仙道の整備が本格化する。彦根城下と中仙道をつなぐ道も整備され、城下に街道を引き込むように伝馬町も生まれた。こうして彦根城の正面も南東の中仙道に開き、表門が正門に移行したと考えられる。

彦根城の縄張り　城は、戦争によって発達した戦争のための軍事施設である。長い戦乱の時代をへて関ヶ原合戦以後に全国的な築城期を迎え、もっとも発達した城が各地に築かれた。

彦根城もその１つである。壮重華麗な天守とそれを取り巻くように築かれた櫓や門、そして堀。いずれも堅牢な石垣によって守りを固めている。彦根城を縄張り、つまり城本来の軍事施設として見ると、彦根城の優れた機能が理解できる。

まず、本丸にいたる前後には「大堀切」がある。大堀切は、山の尾根を断ち切るように築かれた大きな空堀である。表方面は天秤櫓の外に、また裏手は西の丸三重櫓の外に築かれている。現在は両堀切とも橋が架かっているが、この橋がなければ高い石垣を登らないと本丸方面に侵入できない。

また、彦根城は、全国的にも珍しい「登り石垣」が５箇所に存在する。登り石垣は、秀吉が晩年に行った朝鮮侵略の際に、朝鮮各地で日本軍が築いた「倭城」において顕著に見られるもので、高さ１～２mの石垣が、文字通り山の斜面を登るように築かれている。斜面を移動する敵の動きを阻止する目的で築かれた。国内では洲本城（兵庫県洲本市）や松山城（愛媛県松山市）など限られた城にしか見ることができない。彦根城では、かつてこの石垣の上に、さらに瓦塀が乗っていたようである。

彦根城は、このような「大堀切」や「登り石垣」が、櫓・門・堀などとも巧妙に連結して、高度に発達した縄張りとなっていたが、築城後まもなく到来した太平の時代のため、皮肉なことに一度も戦を経験することはなかった。長く続いた平和な時代、彦根城は「武威の象徴」として人々が仰ぎ見るシンボル的な役割を担い、替わって藩政の庁舎であるとともに藩主の居住空間でもある表御殿が、「権威を演出する舞台」として重要性を増しながら300年近く続く武家政権の中で命脈を保った。

そして明治維新。各地の城が旧体制の遺産として破壊が相次ぐ中、彦根城も例外ではあり得なかった。ところが明治11年（1878）、天皇巡幸の際、参議大隈重信や地元の人々の熱意ある進言などにより、天守や櫓の一部保存が決定した。現在、見ることのできる彦根城は、まさにこの時点からそのまま100年余の時を経た姿である。

城下町の建設

彦根の城下町は、大規模な土木工事によって計画的に造られた町である。計画当初、城下は多くの湧や沼のある湿潤な土地が広がっていた。そのため、現在の安清町あたりから北上して松原内湖に注いでいた芹川（善利川）を、約2キロメートルにわたって付け替えて琵琶湖に直流させ、一帯の排水を良くした。また、現在の尾末町にあった尾末山を全山切り崩して、周辺の低地を埋め立てたと伝えている。こうした大土木工事により、城下町の計画的な地割が可能となったのである。

完成した彦根の城下町は、三重の堀によって4つに区画されていた。内堀の内側の第1郭は、天守を中心として各櫓に囲まれた丘陵部分と藩庁である表御殿（現在の彦根城博物館）などからなる。

写真9　空から見た現在の彦根城と城下町

内堀と中掘に囲まれた第2郭は、藩主の下屋敷である槻御殿（現在の玄宮園・楽々園）と家老など千石以上の重臣の邸宅が広がっており、内曲輪と称した。

中掘と外堀の間の第3郭は、「内町（うちまち）」と呼ばれた区域で、武家屋敷と町人の屋敷が存在した。武士・町人あわせて居住しているが、居住地は明確に区分されており、堀に面した要所は武家屋敷と寺院で占められ、町人の居住区の大半はその内側に広がっていた。広い敷地を有する寺院は、一朝事ある時は軍事的役割も担っており、武家屋敷とともに外堀の防衛線を形成していたのである。一方、町人の居住区では、油屋町・魚屋町・桶屋町・職人町など職業による分化配置が見られた。築城当初、特定の戦能集団が集住させられた結果であろう。

外堀の外側は、第3郭の「内町」に対して「外町（とまち）」と呼ばれた。町人の住居と足軽の組屋敷があった。また重臣の広大な下屋敷が置かれたのもこの地域である。彦根藩の足軽は、下組（中藪組・池須町組）、善利組・上組（大雲寺組）、北組（切通組）、中組、鐘叩町で構成されていた。足軽組屋敷は、城下町のもっとも外側に、城下を取り囲むように屋敷を連ねて、彦根城と城下町を守備する役割も担っていたのである。中でも善利組の規模は大きく、その屋敷地は外堀と善利川の間の東西約750メートル、南北約300メートルを占めた。幕末期には戸数およそ700を数えたという。間口5間（約9メートル）、奥行10間（約18メートル）ほどの敷地に、木戸門と塀に囲まれた小さいけれど武家屋敷の体裁を整えた建物が連綿と続いた。建物内は、土間をへて玄関・台所・納戸・座敷の4部屋が「田」の字形に連なり、8畳の座敷には床があり庭を望むこともできた。藩によっては「足軽長屋」も多い中、彦根藩の足軽組屋敷は庭付き一戸建て。小さいながらも武家屋敷としての体裁を整えた構えであった。現在、江戸時代の建物は30戸前後にまで減少しているが、それでも1間半（約2.7メートル）の狭い道や、「どんつき」「くいちがい」など城下町特有の備えが要所に残っている。

天守や櫓とともに、こうした城下町の姿を良く残しているのも、彦根の大きな特色といえよう。

Ⅲ 彦根藩の御殿

御殿の成立と構造

近世城郭は「天守」と「御殿」で構成される。全国的な築城期であった慶長年間に一足早く天守がその姿を完成し、御殿はやや遅れて寛永年間に大成した。天守は武威の象徴として、御殿は権威を演出する舞台として、ともに近世という新しい時代の幕開けに確立し、その後、300年近く続く武家政権の中で命脈を保った。

御殿の前身となる建物は、いまだ戦乱が続いた時代には、天守とともに山中に設けられることも多かった。近世城郭の初源とされる安土城においても、金碧障壁画で飾られた建物群は、山中の狭隘な地に築かれていた。近世の御殿は、織田信長の跡を継いだ豊臣秀吉の築城過程で成立した。江戸時代初期の大工の木割書『匠明』には、広大な御殿（広間）の始まりとして秀吉の聚楽第を記している。以後、聚楽第を規範とする御殿が、城や武家屋敷の中心殿舎として盛んに建設されるようになった。

完成された江戸時代の御殿は、藩政の庁舎であるとともに藩主の居住空間でもあり、様々な用途に応じて多くの殿舎や付属建物などが建ち並び、総床面積は数千坪に及ぶことも珍しくなかった。それらは「表向」と「奥向」に明確に区分され、身分や職務によって人の出入りに厳格な規制があった。

表向の殿舎は、文字どおり御殿の表側に配置され、公的行事や藩政実務が行われた空間である。その中心となる殿舎は、玄関棟・広間棟・書院棟で構成され、ここでは家臣との対面や上使の饗応などの儀式が執り行われた。とくに広間棟と書院棟は規模が大きく豪壮な書院造であり、御殿を象徴する建物でもあった。これらの殿舎の奥に藩政の中枢部となる建物が続いた。藩主の御座所や諸役人が執務する部屋、そして台所などが連なっていた。

奥向の建物は、藩主のくつろぎ空間であり、私邸と言うべきものであった。藩主の居間や御殿女中が居住する建物、そして表向とは別に奥向用の台所などで構成されていた。表向の建物は、江戸時代を通じて配置に大きな変化が認められないのに対して、奥向では生活様式の変化や藩主の個人的な趣向を取り込んで多様な展開をみせ、結果として幾度もの建て替えが行われた。

彦根藩の屋敷と御殿

彦根藩の屋敷は、国許の彦根に藩庁の機能を持った表御殿、槻御殿、そして松原下屋敷が存在した。また、『武家諸法度』の「大名・小名在江戸交替相定ムル」ために江戸にも屋敷を構えた。安政3年（1856）頃に著された『諸向地面取調書』によると、上屋敷が桜田に、中屋敷が赤坂に、そして下屋敷が千駄ヶ谷、蔵屋敷が八丁堀にそれぞれ幕府から拝領されたほか、彦根藩が購入した抱屋敷や抱地が早稲田村周辺と上渋谷などに存在した。以下、御殿機能をもつ屋敷に留意しつつ、彦根藩の主な屋敷の概要を記すことにしよう。

表御殿　表御殿は彦根城天守が聳える彦根山の麓、内堀の表御門を入った第1郭に位置している。彦根藩の政務を司る表向きと、在藩中の藩主が日常生活を営む奥向きで構成されており、そのあり様は江戸時代の御殿の典型をなしている。詳細については後述するが、この表御殿の前身が本丸に建立された御広間（6間×15間）であり、さらに前身となるのが慶長9年（1604）に鐘の丸に建立された御広間（7間半×11間）である。これらの御広間は、大坂の陣以前の軍事的緊張の下に築かれた御殿であったが、大坂の陣後、元和偃武とも称された平和な時代が到来するとともに手狭となり、山麓の広大な地を造成して新たに表御殿が建立されることになった。彦根城の御殿は、慶長9年の鐘の丸御広間に始まり、本丸の天守前へ、そして山麓の表御殿へと、20年に満たない期間に二転したことになる。ただ、その後の所在は変わらず、250年余の永きに渡って、表御殿は彦根藩政とともに歩むことになった。

表御殿については、これまで行ってきた絵図資料の調査や発掘調査などにより、建物構成とその変遷が明らかになっている。ここでは江戸時代後期に照準を絞って、表御殿の建物構造を見ていくことにしたい。表御殿の絵図を見ると、建物部分が水色と茶色に色分けされている。凡例によると水色は「此色御表」、茶色は「此色御奥方」とあり、先に記したように表御殿が表向と奥向に明確に区分されていたことが分かる。

表向は、玄関棟・御広間棟・御書院棟、そして笹之間棟・表御座之間棟・台所棟など大きく6棟のまとまりからなり、これらはさらに幾室もの部屋で構成される。表向は奥向の約2倍の面積を持ち、表御殿における公的行事や藩政実務が行われた。

玄関棟は、表門を入った正面に位置している。入口の式台を上がると2間続きの寄附がある。そして、その奥に、寄附で来客を応接する中小姓や表坊主の詰所などが設けられていた。また、玄関棟の脇には遠侍や客厩などの建物が存在した。遠侍は藩士が常駐し、来客に備えた。

御広間棟は、玄関棟の東に広がる書院造の建物である。御広間上段・御広間・松之間・櫻之間2室の5室で構成されている。絵図を見ると御広間上段には帳台構えが見られ、松之間の40畳を筆頭に床面積は286畳に及ぶ。表御殿の中でもっとも威厳を備えた格式高い殿舎として、将軍上洛や上使との謁見など公的な来客の接待に用いられたと考えられる。

御広間棟と雁行状に連なる御書院棟は、御上段・次之御間・御書院・鶴之御間・麥之御間・杜若之御間の6室で構成される。御上段・御書院・杜若之御間には床が備えられ、御上段と次之御間の2室はとくに御黒書院とも称された。藩主と家臣との対面儀式など彦根藩における表向行事の中でもっとも頻繁に利用された棟である。

御広間棟と御書院棟の間の空地には、寛政12年（1800）に能舞台が建立された。発掘調査でも、この能舞台の「舞台」・「後座」と「橋掛り」の床下から漆喰製の桝を検出した。能舞台は、通常、床下に甕を配して音響効果を高める工夫がなされるが、この能舞台では床下全体を掘り下げ、漆喰枡を用いて音響効果を高めていた。

能舞台の奥一帯には、笹之間棟・表御座之間棟・台所棟の3棟が存在する。この3棟は藩

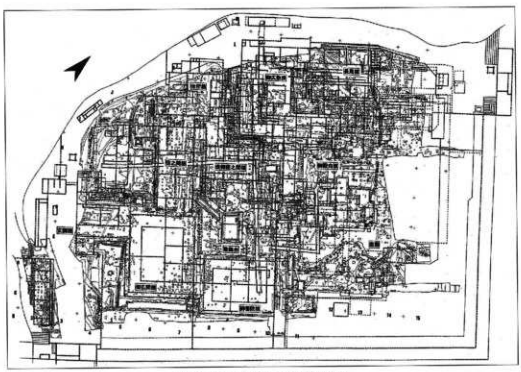

図６　表御殿発掘調査遺構全図

政の中枢部を形成していた。笹之間棟は、彦根藩の家老・中老・用人など800石以上の重臣が詰める建物である。彼らは笹之間に詰めたことから笹之間詰衆とも呼ばれた。表御座之間棟は、藩主の日常の政務を行う御座所であった表御座之間を中心に、笹之間詰衆らが用務に応じて召し寄せられる次之間などで構成されていた。そして、もっとも奥まった所に位置する台所棟は、御台所を中心に表向での藩主や笹之間詰衆ら出仕役人の食事の調理や配膳が行われた。

一方、奥向は藩主の私的な生活空間であり、御殿向棟・御広敷棟・長局棟の３つの機能を持った空間で構成されていた。御殿向棟は藩主の居間である。江戸時代前期には、奥向南に築かれていた御守殿に規制され、やや窮屈な形で御座之間や御客座敷が維持されたが、後期に御守殿が解体されると、庭園と新御殿が造営され、高廊下で繋がれて新たに藩主の居間に加わった。新御殿に面して広がる庭園は、中央に長い遣水を伴った池があり、手前に茶室「天光室」、その向こうには茶室「不待庵」や築山が設けられていた。遣水への給水は水道の技術が駆使され、高枡で水位を揚げて滝石組より落としていた。遣水は延長33mの流れで、底は漆喰を打って玉石敷とする。遣水の流れはやがて池に広がる。池の上手には沢渡りの石が点列し、池尻近くでは岩島が景色を作っている。池の底は不透水層の地山に直接砂が敷き詰められていた。池の護岸は多様である。石組みのほか礼拝石・州浜・枯滝の流れ・乱杭そして橋など一見過剰とも思える変化が付けられている。池尻をオーバーフローした水は、一度貯水槽に貯めて内堀へ入る。

御広敷棟と長局棟は、奥向殿舎で活躍する女性たちの仕事場であり生活空間でもあった。

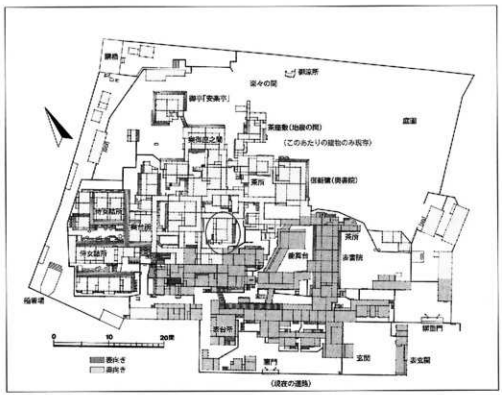

図７　槻御殿の建物（11 代井伊直中退隠時）

御広敷棟は、老女詰所・御末之間・御中居部屋など御殿女中の詰所が広がっていた。表御殿の御殿女中は、老女を筆頭に御末・御中居などがあり、奥向における藩主の身辺雑務についた。御広敷棟のもっとも奥まった箇所には御賄詰所があり、表向とは異なる奥向料理の管理が独自に行われていた。長局棟は、８畳から 15 畳ほどの部屋（局）が長く連なっていたことから呼ばれた名称で、４部屋程度を１棟として数棟が設けられていた。御殿女中の上級の者に与えられた部屋である。

槻御殿　槻御殿は彦根山の北、表御殿とは内堀を隔てた第２郭に位置している。延宝５年（1677）、４代井伊直興により造営が始まり、同７年に完成したと伝える。現在は建物部分を楽々園、庭園部分を玄宮園と呼び分けている。井伊直興亡き後、倹約令などにより楽々園の建物は縮小気味に推移することが多かったが、文化 10 年（1813）の 11 代井伊直中の退隠に際して大規模な増改築が行われ、間もなく最大規模に膨らんだ。当時の絵図をみると、表向と奥向が色分けによって明瞭に区分されている。ただ、表御殿とは異なり表向に比べて奥向の空間が大きく、槻御殿がプライベート空間に重きを置いた下屋敷であったことを示している。

玄関を入り、右折して御用部屋の奥に、御座之間・御次・御三之間などが一列に連なる表書院棟が存在する。その前には、直中が建立した能舞台があり、演能時には表書院棟が見所となる。能舞台の奥には御座之間・御次などの部屋からなる御座之間棟、そして表台所棟へと連なる。これらの表向は鎖口を介して奥向に接続する。

表書院の奥には鎖口をへて奥向の御新建（奥書院）が存在する。御新建も直中の建立した

書院であり、この書院の新築にあわせて書院前に庭園を築造した。庭園を新造する以前は、当所は玄宮園の北西端に位置しており蓮池が広がっていた。直中の命により蓮池を玄宮園から分離独立させ、御新建から眺めることを主眼とする庭園としたのである。現在は枯山水の庭園であるが、かつては石組からとうとうと水が落ちる池泉式であった。

御新建の奥は茶所をへて、しだいに渓谷の風情をなし、茶座敷・楽々の間へと連なる。茶座敷は耐震構造の建物であるため、現在は地震の間と呼ばれているが、当時は文字どおり茶の湯に用いる建物であった。楽々の間も同様に数寄屋建築であり、12代井伊直亮により茶座敷のさらに奥に増築された。楽々園の名の由来ともなった建物であり、煎茶の茶室として近年注目されている。

表向の御座之間棟に対応して、奥向には奥御座之間棟が存在した。その奥には安楽亭の名をもつ二階建ての御亭があり、かつては北に広がる松原内湖を一望できた。これらの建物の西一帯には、庶子や側室たちの居住した建物が広がり、その奥に奥向の台所、そして侍女たちの詰めた長局が棟を連ねていた。

現在、楽々園の建物の多くが消失しており、現存するのは御新建と、御新建の前に移築した玄関、御新建に連なる茶座敷・楽々の間などわずかな建物に限られている。

松原下屋敷　松原下屋敷は11代直中により文化7年（1810）頃に琵琶湖畔に造営された下屋敷である。槻御殿とは立地や趣も異なり、内向きの庭園を主体とした離宮であった。当時の記録を見ると、藩主が表御殿を出て、内堀の舟入から舟で松原下屋敷を訪ね、俗世を離れたひと時を楽しんでいる。

松原下屋敷の庭園は、優れた造園技術を駆使し、広大な琵琶湖と湖北から湖東に連なる雄大な山並みを借景として造られている。琵琶湖の水位と連動して汀線が変化する汐入形式の手法を用いた池泉を中心に、西側は洲浜の広がる穏やかな景観とし、東側は築山が折り重なる深遠な趣となっている。

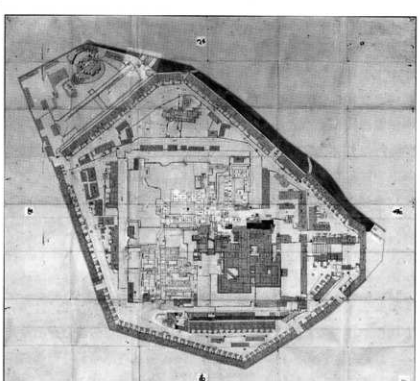

写真10　江戸桜田上屋敷絵図

江戸桜田上屋敷　桜田堀端にあった彦根藩の江戸上屋敷である。現在の千

代田区永田町1町目に位置している。この上屋敷は、もと加藤清正の子忠広の屋敷であったが、加藤家の改易により寛永9年（1632）8月12日に拝領。19,815坪5合余の広大な屋敷であった。藩主の江戸における屋敷であり、正室や嫡子が常住した。将軍のたび重なる来臨があるなど、公的な居館として国許の表御殿と同様に重要な屋敷であり、屋敷の周囲に江戸定府および江戸勤番の家臣の長屋が連なり、内には御殿空間、そして屋敷の北西隅には池泉回遊式の庭園が築かれていた。

御殿空間は、当時の絵図を見ると表向御殿・奥向御殿・新御殿に色分けされている。表向御殿は、公的行事や藩政実務が行われた御殿である。御玄関、御寄付をへて御上段・御下段・二之間・三之間と続く威厳を備えた格式高い殿舎があり、ここで公的な儀礼が執り行われた。その奥には藩主の居間である御座之間・御次が存在した。この表向御殿は、御鈴廊下によって奥向御殿につながっていた。奥向御殿は、正室の御殿であり藩主の奥泊りともなる奥御殿棟、奥向の事務を執り行う広敷棟、侍女たちが詰める長局棟から成っていた。新御殿は、隠居した藩主やその正室たちが居住する空間であり、表向・奥向の各御殿機能が規模を縮小して配されていた。

江戸赤坂中屋敷　赤坂にあった彦根藩中屋敷である。現在の千代田区紀尾井町に位置している。この中屋敷も加藤忠広の子光正の屋敷であったが、改易により同年月日に拝領。14,175坪余の敷地を有し、桜田上屋敷の控えの屋敷として機能した。屋敷内の建物構成も屋敷の外周に家臣の長屋を巡らし、内部に表向の御広間や御書院、そして御座之間があり、奥向には奥御殿や長局などが広がっており、規模は異なるが桜田上屋敷を模した建物構成となっている。

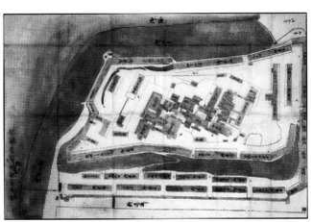

写真11　江戸赤坂中屋敷絵図

江戸千駄ヶ谷下屋敷　千駄ヶ谷にあった彦根藩下屋敷である。現在の渋谷区代々木に位置しており、寛永17年（1640）に拝領。182,342坪余の広大な敷地には、わずかに屋敷や茶室が存在する他には、馬場や泉水そして林・畑が広がる藩主の別邸であった。

江戸八丁堀蔵屋敷　八丁堀にあった彦根藩の蔵屋敷である。現在の中央区新富1・2町目に位置する。元和3年（1617）に拝領。7,276坪余の敷地には、本国などから送られる米や物資の搬入と貯蔵のための蔵などが設けられていた。

Ⅳ　名勝としての玄宮楽々園

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条第4項では、史跡名勝天然記念物について、「貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は鑑賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）、及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの」と定義している。特に名勝については、「庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は鑑賞上価値の高いもの」の部分が該当する。

文化財保護法による名勝の指定制度は、大正8年（1919）に制定された史跡名勝天然記念物保存法から引き継がれているもので、その指定は、大正11年（1922）以来、約90年の歴史をもつものである。現在、文化財保護法第109条の規定に基づいて357件（平成22年3月現在）が名勝に指定されている。

なお、特別名勝については、文化財保護法第109条第2項「文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。」に基づいて指定されるものである。

彦根市には2つの文化財保護法第109条に基づき指定された名勝庭園が存在する。一つが文化10年頃に11代当主の井伊直中によって造営された琵琶湖に臨む彦根市松原町に所在する「名勝旧彦根藩松原下屋敷（お浜御殿）庭園」（平成14年指定）であり、もう一つが今回の遺構範囲確認調査の対象である「名勝玄宮楽々園」である。

名勝玄宮楽々園は、彦根市域の北端部分に所在する特別史跡彦根城跡の東に隣接して存在する彦根藩の国許の下屋敷であり、彦根藩士の功刀君章が享保年間に編纂したとされる『井伊年譜』には、彦根藩5代藩主の井伊直興が延宝5年（1677）頃に造営したと伝わる。

指定名称の「玄宮楽々園」は、玄宮園と楽々園という2つの庭園の総称であり、玄宮園は大名庭園の部分を指し、楽々園は主に居住空間の部分を指す。特に御書院の前面に造られた庭園のことを楽々園庭園という。江戸時代には全体としては、「槻御殿」、「槻御門前御殿」、「黒御門外御屋敷」、「黒御門前御屋敷」、庭園部分については「槻門御庭」、「槻の御庭」等の名称が史料にみられ複数の呼称で呼ばれていたことが分かる。

楽々園部分については、規模の縮小期と拡大期が存在し、9代藩主直惟の代である正徳4年～享保20年（1714～1735）には、幕政および藩政で倹約が励行されていたことからか、槻御殿内の建造物の棟数が最も縮小し、居住空間である楽々園部分を描いた最も古い絵図と考えられる「槻御門御殿御絵図」には、敷地の西側に建造物群がまとまっており、その周囲には広大な空閑地が広がっている様子が確認できる。その後は次第に建造物群の棟数は増えていき、文化10年の14代藩主の直中の退隠に際して、建造物の規模が最大になり、御書院

写真 12　楽々園の玄関部分（明治期と考えられる絵葉書）

写真 13　大正６年（1917）の陸軍特別大演習を記念した絵葉書

写真 14　現在の金亀児童公園に存在していた彦根町公会堂

やその前面に広がる庭園、彼が傾倒していた能を演じる能舞台や茶室などの施設が増設された。このときに玄宮園魚躍沼の北側の蓮池部分が土橋とそこに廻された塀によって半分に地割りの改修がなされ、御書院に伴う庭園として独立したものとなり、現在、楽々園庭園と呼ばれる庭園が造られたようである。しかしながら、これ以降は建造物群の棟数は再度縮小傾向を辿ることになり、不規則な建物配置を見せるようになって所謂御殿建築のイメージとは離れたものとなっていく。その中で15代藩主の直亮のときに、後に居住空間の呼称となり指定名称にも関わる「楽々の間」が建てられる。

明治時代に入ると、井伊家当主は藩籍奉還の後に東京へ移住する。このため明治7年には玄宮園を除いた楽々園部分の敷地3815坪（約15000㎡）は、建物と共に井伊直弼の第2子に譲られて、不要になった建物については大半が処分されたようである。また、明治14年には井伊家より借り受けた民間業者が旅館「彦根楽々園」を開業し、営業を開始する。玄宮園に関しては、明治5年に民間に譲られたが、明治19年には井伊家が買い戻して、「八景亭」を料理旅館として民間に貸し付けることとなる。戦後になると昭和22年に彦根市が楽々園、玄宮園を井伊家より所得（玄宮園の料理旅館の営業については存続。旅館「彦根楽々園」については平成6年に廃業し、市に返還された。）し、以降彦根市が所管するものとなった。昭和26年6月9日に彦根城が史跡（昭和31年3月9日に特別史跡に指定）に指定されるのと同時に玄宮楽々園も名勝に指定された。

名勝の指定範囲としては特別史跡の指定範囲内に収まり、名勝としての指定面積は28,723㎡の規模を測る。指定地番は彦根市金亀町2番、3番、46番の1、46番の2の1。指定理由としては「旧下屋敷たる玄宮園、楽々園はその様式上江戸時代中期以前の築庭、築造に成るものとみとめられ、旧中濠と内濠の中間に存し、建築も庭園も当時の大名文化の一つの典型的な遺例として価値あるものと考えられる。」とされている。

名勝玄宮楽々園の明治期以降の変遷について、現状変更を基礎として時系列に沿って表としたものを以下にまとめて示す（表2）。

表２　明治時代以降の名勝玄宮楽々園の現状変更

時代	西暦	場所	変更内容
明治初年頃	－	玄宮園	井伊家が民間に払い下げ。
明治 14 年	1881 年	楽々園	井伊家より借り受けた楽吾が、旅館「彦根楽々園」を開業する。
明治 19 年	1886 年	玄宮園	井伊家が買い戻し、貸し(付)で料理旅館として使用。
明治 32 年	1899 年	玄宮園・楽々園	旅館「楽々荘・八景亭」を楽吾の申し出により一括で可が管理。
昭和 11 年	1936 年	楽々園	建物増築（旅館関連施設）
昭和 22 年	1947 年	玄宮園・楽々園	彦根市が玄宮園・楽々園を井伊家より所得。(料理旅館はその後も存続)
昭和 26 年	1951 年	玄宮園・楽々園	彦根城の史跡指定並びに玄宮楽々園の名勝指定。
昭和 26 年	1951 年	楽々園	昭和大雪の打撃に伴い崩壊。このときに建物の一部を増築。
昭和 30 年	1955 年	楽々園	楽々園の建物が一部焼失。(昭和 11 年の増築部分が全に消失)
昭和 31 年	1956 年	玄宮園・楽々園	彦根城跡の史跡指定が特別史跡指定に変更。
昭和 31 年	1956 年	玄宮園	浴室・便所・客室等の一部を改築
昭和 32 年	1957 年	楽々園	一部を戦火遺構とし、主要部分を復元しながら焼失部分を現状復旧。
昭和 38 年	1963 年	玄宮園	八景亭による築山部分での木橋の移転、および舗装工事。
昭和 38 ～ 40 年	1963 ～ 65 年	玄宮園	飛湍流水、高堰、門扉の改修
昭和 40 年	1965 年	玄宮園	玄宮園事務所、入土橋の設置工事。
昭和 40 年	1965 年	玄宮園	八景亭車庫新築。
昭和 48 年	1973 年	玄宮園	八景亭給湯施設設備工事
昭和 50 年	1975 年	玄宮園	鳳翔台等八景亭建物の一部を焼失。
昭和 52 年	1977 年	玄宮園	鳳翔台等を国庫補助事業で復元
昭和 53 年	1978 年	玄宮園・楽々園	枯損樹木の伐採
昭和 54 年	1979 年	玄宮園・楽々園	台風 16 号の被害を国庫補助事業で復旧。「池寄の間」「楽の間」「竜灰の屋根」、八景亭「紅葉の間」「鯉の間」「浮き御堂」の各施設等のき損及び修理
昭和 55 年	1980 年	玄宮園	国庫補助事業で流鉄橋を改修。
昭和 56 年	1981 年	玄宮園	松の周囲保護さく替え工事
昭和 57 年	1982 年	玄宮園	茶室屋根の改修、直葺き
昭和 58 年	1983 年	楽々園	「御書院棟」「おかるの間」の屋根および「地蔵の間」の庇改修
昭和 60 年	1985 年	玄宮園	監視詰所（料金所）の設置工事。（玄宮園内1）
昭和 60 年	1985 年	玄宮園	臨池第の水中柱の根継ぎ工事。
昭和 60 年	1985 年	楽々園	防火水槽の設置工事。
昭和 61 年	1986 年	玄宮園	高堰、夫婦橋、飛湍流木橋、の改修工事。
昭和 61 年	1986 年	玄宮園・楽々園	八景亭の水屋屋根の改修工事・楽々園建物のぬれ縁修理工事。
昭和 63 年	1988 年	玄宮園・楽々園	楽々園玄関棟等の瓦屋根建物と八景亭渭雲亭、居間等の瓦屋根の改修工事。
平成元年	1989 年	玄宮園	七間橋の改修工事。
平成 2 年	1990 年	八景亭	家族茶屋根の葺替え工事。
平成 4 年	1992 年	玄宮園	イベントに伴う仮設船着場の設置
平成 5 年	1993 年	玄宮園	鳳翔台屋根の葺替え工事。
平成 6 年	1994 年	楽々園	旅館棟々同が廃業し、建物等が市に返還。
平成 7 年	1995 年	楽々園	物置の解体撤去
平成 7 年	1995 年	八景亭	雑排水のための亀甲溝内での配管工事。
平成 10 年	1998 年	玄宮園	台風 7 号による堤の倒壊
平成 10 年	1998 年	玄宮園	琴柱の改修
平成 11 年	1999 年	駐場駐車場	公衆便所の水洗化工事
平成 12 年	2000 年	玄宮園	鶴鳴落上橋・獅子岐の改修
平成 12 年	2000 年	玄宮園	茶室付近での電柱及び架空電線の設置
平成 13 年	2001 年	玄宮園	鳳翔台の能（茶色の台板）改修
平成 15 年	2003 年	玄宮園	露華整備のための護岸部分の発掘調査
平成 16 年	2004 年	楽々園	黒門前駐車場の石垣等改修
平成 17 年	2005 年	楽々園	楽々園伝来整事業の園始め、「御書院」や「地震の間」などの現存する歴史的建造物の保存整理の保存整備、損存しない建造物の復元整備等。
平成 17 年	2005 年	楽々園	玄関棟の解体調査、発掘調査
平成 19 年	2007 年	楽々園	旅館「楽々園」の内所棟、浴室、便所棟付近の遺構確認のための発掘調査

V　発掘調査の成果

調査の経緯

今回の遺構範囲確認調査の経緯としては、平成20年度調査が、現在名勝玄宮楽々園内の魚躍沼護岸への給水が水道水を利用していることからこのコストの削減を図るため、地下水による給水に切り替えるべく計画したさく井工事に伴う確認調査であった。この地点については、絵図により当時の給水の方法が明らかとなっていたものであり、さく井工事を行った後の地下水からの給水方法も復元的なものである必要があることから、その確認のために行った試掘調査である。この調査の結果、絵図の描写と同様の位置に杜若沼や給水のための樋筋が比較的良好に残っていることが判明した。このため、現在の桜場駐車場一帯を本来の玄宮楽々園と一体のものとして捉え、名勝の指定範囲を拡大し、整備していくという方針のもと平成21年度には追加の指定範囲となる玄宮園図に描かれた庭園の範囲を確認するため、残存する遺構範囲を確認するために発掘調査を行ったものである。

今回の発掘調査箇所である桜場駐車場地点は、彦根市教育委員会が作成した『特別史跡彦根城跡保存管理計画』（昭和58年度）で第1種区域に存在する。第1種区域は基本方針として特別史跡彦根城跡の遺構保存を最優先し、これらの保存に支障となる行為を規制し、史跡になじまない施設は撤去を図る地区として指定されている。現状変更の対応としては、「現状保存を原則として現状変更はできないものとする。ただし、史跡の有する価値を向上するための調査、修理などの事業、環境整備を図るための事業は、積極的にすすめることとし、これに伴う現状変更行うことができるものとする。」と定められている。史跡整備方針としては、「主要遺構の密度が高い地域であるため、復元整備、修景整備を図ることを基本として…」と記載されている区域である。

また、『特別史跡彦根城跡整備基本計画』（平成4年度）においては玄宮楽々園は城主の庭ゾーンとして、調査に基づく整備計画の策定及び展示公開を行うことが整備方針として定められている。なお、桜場駐車場に該当する区域は、江戸期においても「梅林」や「盆栽」等の存在が「玄宮園図」等の絵図から観察できるなど彦根城植物園として植物展示を行うエリアとの基本方針が定められている。

『名勝玄宮楽々園整備基本計画』（平成8年度）では、桜場ゾーンとされている地区で、現状は名勝指定地からはずれており、駐車場に利用されている。このことから城跡全体の便益施設のあり方を見直し、将来的に発掘調査や文献調査等によって本来の玄宮園を形成していた地区にふさわしい姿にもどしていくという方針が定められている区域である。

このように保存・整備・活用の基本的な考えが定められている箇所であり、桜場駐車場区域は特別史跡彦根城跡及び名勝玄宮楽々園の景観を構成する重要な要素の一つである。このため、特別史跡及び名勝の価値をより広く普及し、活用を図るには、遺構の復元、公開展示をする必要があると考えられる。この際、玄宮園に関する豊富な絵図等の資料を基に復元の

設計がなされるが、絵図等に表現されない部分についての構造を検討し、保存整備を行う際の基礎データを得るために今回の発掘調査を行ったものである。

調査にあたって、平成20年度の調査については平成20年10月1日付けで現状変更を申請し、平成20年10月30日付けで許可を得て、平成21年度の調査については平成21年度5月13日付けで現状変更を申請し、平成21年6月19日付けで許可を得て調査を行ったものである。なお、調査については、「特別史跡彦根城跡保存整備実施計画検討委員会」及び部会としての楽々園保存整備ワーキング会議での指導に基づいて行った。

なお、平成21年度第1回特別史跡彦根城跡保存整備実施計画検討委員会においては文化庁文化財部記念物課本中眞主任調査官に指導をいただき、調査を進めたものである。

特別史跡彦根城跡彦根城跡保存整備実施計画検討委員会の組織は以下のとおりである。

氏　名	所　属	専　門　分　野	委嘱年月日
中村　昌生 （委員長）	京都工芸繊維大学名誉教授 （財）京都伝統建築技術協会理事長	建築学（数寄屋建築）	H12.2.12～
林　博通 （副委員長）	滋賀県立大学人間文化学部 人学院人間文化学研究科教授	考古学	H12.2.12～
伸　隆裕	京都造形芸術大学教授	造園学・考古学	H12.2.12～
仁木　宏	公立大学法人大阪市立大学大学院 文学研究科准教授	文献史学	H16.4.1～
田辺　征夫	独立行政法人文化財研究所理事 奈良文化財研究所長	考古学	H17.4.1～
五味　文彦	財団法人文化財建造物保存技術協会参与	建築学	H17.4.1～
吉兒　敏子	岐阜女子大学名誉教授	建築史学	H20.4.1～

オブザーバー

大崎　哲人　滋賀県教育委員会事務局文化財保護課（記念物係）平成20年度　第1回
大沼　芳幸　滋賀県教育委員会事務局文化財保護課（記念物係）平成20年度　第2回
木戸　雅寿　滋賀県教育委員会事務局文化財保護課（記念物係）平成21年度　第1・2回

楽々園保存整備ワーキング会議の組織は以下のとおりである。

氏　名	所　属	専　門　分　野	委嘱年月日
中村　昌生	京都工芸繊維大学名誉教授（財）京都伝統建築技術協会理事長	建築学	H12.2.12～
林　博通	滋賀県立人学人間文化学部人学院文化学研究科教授	考古学	H12.2.12～
伸　隆裕	京都造形芸術大学教授	造園学・考古学	H12.2.12～

調査対象地の概要

今回の調査は、玄宮園の南に隣接する駐車場（桜場駐車場）において調査区を設定し、遺構範囲確認調査を行ったものである。桜場駐車場地点は、「玄宮園図」や「玄宮園三分一間割画図」等の絵図では梅園や玄宮園の北端から伸びる馬場である「春風埒」、「馬屋」および庭園への門が設けられていた地域であることが分かる。現状では桜の木が植樹されており、駐車場になるなど往時の姿とはかけ離れた景観となっている。天保7年（1836）に描かれた御城下惣絵図（写真15）は明治初年段階までの土地区画の変遷が記されたものであるが、この絵図を見ても桜場駐車場該当箇所の庭園の注記が呉粉によって塗りつぶされその上に区画の改変の線が引かれている。また、桜場駐車場の南東部については「武笠魚平」の注記があり、時期は不詳であるが、明治初年頃には既に個人の所有地となっていたようである。武笠魚平家については筋奉行や町奉行を努めた家ではあるが、歴代の知行高は300石から400石で変遷し、本来は内堀と中堀の間に位置する第二郭に屋敷を構えることはない。次に、隣接して存在する金亀児童公園には彦根町公会堂（写真14）が大正4年に建設されることになる。彦根町公会堂は明治45年の町会で彦根中学校の廃材（滋賀県立彦根東高等学校の前身。

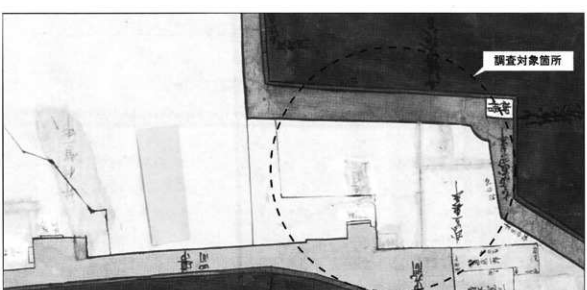

写真15　天保7年（1836）の御城下惣絵図に見る調査対象地

図8　昭和2年時点の調査対象地

図9　昭和29年時点の調査対象地

明治22年に彦根中学校の更に前身の第三大学区第十一番中学区彦根学校が元川町（現在の本町1・2丁目）から金亀町に移転された際の廃材）を利用する提案があり，建設されたものである。

調査の成果

調査区の名称については、平成20年度・平成21年度を通して統一した名称とし、T1～T19の調査区名称とした。平成20年度がT1～T6、平成21年度がT7～T19について調査を行った。調査区配置図を（図10）、調査区全体図を（図42）として掲載している。

【平成20年度調査】

平成20年度の遺構範囲確認調査は、T1～T6（T6はT6-1～T6-3の調査区が派生する。）の6つの調査区を設定して実施した（図10）。T1とT2は油懸口御門（現在の城東小学校の西側）に設けられた取り井戸から引かれてきた上水の樋筋を検出するため、T3～T6については樋筋から玄宮園へ給水する水が一旦貯められる杜若沼の検出を目的としたものである。油懸口御門付近からの樋筋については、『槻御殿等樋筋絵図』が残っており、経路、木樋と石樋の別が注記されているものである。この油懸口御門周辺は、外堀に近接した部分であり、城下町建設以前の芹川旧流路に該当する位置となっている。このため、城下町建設の際の造成土の下には伏流水が流れているようで、湧水に恵まれた位置であったと考えられる場所である（図4）。この位置から油屋町通り（現在の県道25号線）を北東に向かい立花町、いろは松を経由して玄宮園方向へ北上するという経路で敷設されており、裏門付近で表御殿に入っていく経路と槻御殿に入っていく経路の2つの経路に分岐する。今回の調査対象としては玄宮園へ引き込まれた樋筋が該当する。

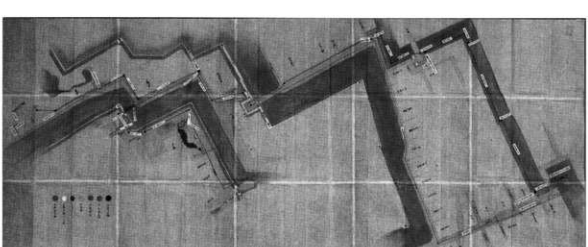

写真16　御樋筋絵図

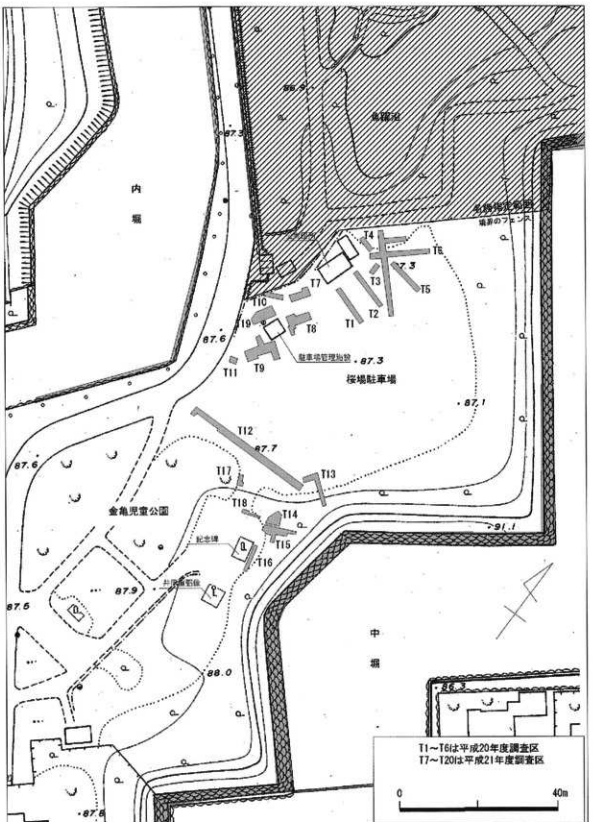

図10　平成20年度・平成21年度調査区配置図

T1 遺構検出状況

T1 については、最も西側に設けた調査区である。調査区の規模は長さ約 10.6m、幅約 1.1m の細長いものである。深さは約 60cmの深度まで掘削を行い、この高さで江戸期の造成土を検出した。しかしながらこの高さまでは後世の造成による撹乱によって江戸期の遺構面は大きく削平されている状況であった。層序については（図 11）のように、駐車場のために砕石が敷かれている表土が GL-15cmまで堆積しており、以下に暗灰色粘土層、淡黄褐色粘土層の現代の造成土、暗灰褐色砂質土層の近代期（明治から大正期）の造成土が堆積しており、GL- 60cmで最下層の江戸期の造成土が検出される。この調査区では、西端と東端で土坑 SK01 と SK02 を検出している。西端の SK01 については 5 ～ 10cm程度の円礫が埋土中に多量に包含するものである。また、東端の SK02 については暗褐色粘土の埋土が堆積しており、平面形は不正形を呈するものである。また、調査区のほぼ中央部で径 36cmの円形のピットを検出したが詳細については不明のものである。SK01 については、現在の玄宮園に給水が行われている上水道管の敷設に伴う撹乱によって東端部が撹乱を受けている状況である。

T2 遺構検出状況

T2 については、T1 の約 5m 北側に平行して設けた調査区である。調査区の規模は長さ約 11.1m、幅約 1m と T1 同様に細長いものである。深さ約 60cmの深度まで掘削を行い、この高さで江戸期の造成土を検出した。T1 と同様にこの高さまで後世の造成による撹乱を受けている状況で遺構面については検出できなかった。層序についても、T1 と同様の堆積状況が観察できており、（図 12）のように、駐車場のために砕石が敷かれている表土の灰色砂礫層が GL-15cm程度まで堆積しており、以下に暗灰色粘土層、淡黄褐色粘土層の現代の造成土、暗灰褐色砂質土層の近代期（明治から大正期）の造成土が堆積しており、GL- 60 ～ 70cmで最下層の江戸期の造成土が検出される。

この調査区では、調査区のほぼ中央部で北東方向へ伸びる暗渠状遺構の上蓋を検出した。検出面としては粒子の細かい黄褐灰色粘土層が幅約 70cmで溝状に確認できたものであり、部分的に漆喰タタキ製の上蓋が可視できる状況であった。これは本来地中に埋設されていたものと考えられるが、後世の撹乱によって検出面に姿を現していた状況であり、上蓋については、撹乱の影響を受け割れて細片となっている部分も確認できるものであった。また、この調査区においても T1 から伸びる現在の玄宮園に給水が行われている上水道管の敷設に伴う撹乱が北東方向に走っている状況が確認できた。

T3 遺構検出状況

T3 については、T2 の約 3m 北側にほぼ南北方向に設けた調査区である。調査区の規模は長さ約 2.9m、幅約 1.2m のものである。深さは約 1m の深度まで掘削を行い、この高さで江戸期の造成土を検出した。この調査区については、GL-45cmの高さまで後世の造成による撹

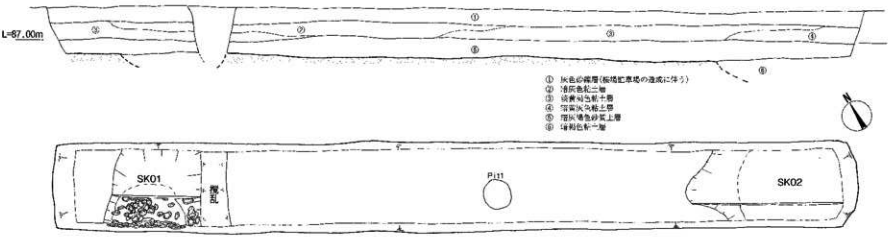

図11 T1 平面図・断面図

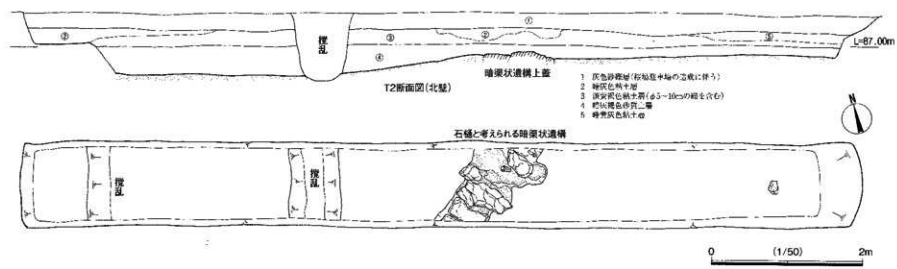

図12 T2 平面図・断面図

乱を受けている状況であるが、遺構面についてはほぼ影響を受けていない。層序については（図13）のように、駐車場のために砕石が敷かれている表土の灰色砂礫層がGL-15cmまで堆積しており、以下に暗灰色粘土層の現代の造成土、暗橙褐色粘土層黒褐色粘土層と淡黄褐色粘土層の近代期（明治から大正期）の造成土が堆積しており、最下層が暗青灰色砂質土層、GL-1mで江戸期の造成土が検出される。

この調査区では、南端部分からの落ち込みを検出した。この落ち込みの埋土は暗青灰色砂質土層であり、微細砂と粘土が混じることから水が滞留していた痕跡と判断できるものである。落ち込みの角度としてはなだらかなものである。

この調査区には、表土掘削前から地表面に径約50cmのマンホールの鉄製の蓋が可視でき、T1、T2で確認できていた現在の水道管の中継桝となるものである。この桝の埋設工事に伴い、T3の東壁には著しい撹乱の痕跡を確認することができる。この中継桝を経由して水道管はほぼ90°左に折れて玄宮園魚躍沼の方向へ伸びていく。

T4遺構検出状況

T4については、調査対象地である桜場駐車場の北端と玄宮園を区切るフェンスに近接して設けた調査区である。調査区の規模は長さ約4.2m、幅約1.2mのもので、ほぼ東西方向を向くものである。深さは約1mの深度まで掘削を行い、この高さで江戸期の造成土を検出した。T3と同様にGL-45cmの高さまで後世の造成による撹乱を受けている状況であった。層序については、基本的にT3と同様の堆積状況が観察できており、（図14）のように、駐車場のために砕石が敷かれている表土の灰色砂礫層がGL-15cm程度まで堆積しており、以下に暗灰色粘土層の現代の造成土、暗橙褐色粘土層黒褐色粘土層と淡黄褐色粘土層の近代期（明治から大正期）の造成土が堆積しており、最下層が暗青灰色砂質土層となりGL-1mで江戸期の造成土が検出される。

T3の落ち込み埋土でみられたものと同様の暗青灰色砂質土層を確認することができた。この暗青灰色砂質土層の下層に検出された遺構面である造成土については添圧がなされているようで、硬く締まっている状況であった。この最下層はほぼ平坦な面を呈すが、東側に若干落ちていく形である。

この調査区でT3で検出されている中継桝から伸びる水道管が調査区を縦断している。

T5遺構検出状況

T5については、平成20年度に設定した調査区の最も東側に設けた調査区である。調査区の規模は長さ約9.8m、幅約1.1mのもので、ほぼ東西方向を向くものである。深さは約95cmの深度まで掘削を行い、この高さで江戸期の造成土を検出した。他の調査区と同様にこの高さまで後世の造成による撹乱を受けている状況で遺構面については検出できなかった。層序については、基本的にT3と同様の堆積状況が観察できており、（図15）のように、駐車

図 13　T3 平面図・断面図

図 14　T4 平面図・断面図

図 15　T5 平面図・断面図

場のために砕石が敷かれている表土の灰色砂礫層がGL-15cmまで堆積しており、以下に黄灰色粘土層、暗灰色粘土層の現代の造成土、淡黄褐色粘土層の近代期（明治から大正期）の造成土が堆積している。調査区の中央部と西端部で二段階の落ち込みを検出している。これは中央部から落ち込みが始まり、西端部で傾斜が比較的急勾配に変換し、さらに落ち込んでいくものである。この西端部からの落ち込みについては、T3の落ち込みと同様のものと考えられる。埋土についてもT3で見られたものと同様の暗青灰色砂質土層を確認することができた。やはり、微細砂と粘土が混じるものであり、水が滞留していた痕跡と判断できるものである。さらに、GL-90cmで最下層の江戸期の造成土が検出される。この最下層の造成土については添圧がなされているようで、硬く締まっている状況であった。この最下層は、西側に緩やかに落ちていく形で、約4%勾配となる。このことからT3で検出された落ち込みの対岸であると考えられるものであり、杜若沼の規模を考える上で貴重な情報と言える。

また、この調査区のほぼ中央部上位の落ち込みと下位の落ち込みの傾斜変換点の中間地点で暗渠状遺構が検出されている。これはほぼ南北の方向軸で検出されたもので、やはり、暗渠の上蓋が露出しかたちで検出され、後世の撹乱がこの高さまで及んでいる状況である。暗渠の上蓋については長辺約45cm、短辺約30cmの漆喰タタキ製のものであり、漆喰を叩いて成形したものである。また、蓋の上面と下面についてはノミ状の工具による綾杉状のケズリ調整がなされ、平滑に仕上げられているものである。さらにこの暗渠状遺構の漆喰製の樋は埋設に際して黄褐灰色粘土の粒子の細かい粘土によって覆われている状況であり、漆喰製の暗渠状遺構の継ぎ目の目地を埋め、そこからの漏水を防ぐ目的でなされたものと考えられる。

T6遺構検出状況

T6については調査対象地の中央に設けた調査区である。絵図と現況を比較し、杜若沼の位置が比定できる箇所に基本となる十字の調査区を設定し、杜若沼の形状把握のために派生するT6-3を設定した。T6-1とする南東から北西に伸びる調査区が長さ約21m、幅約1m、T6-2とする南西から北東に伸びる調査区が長さ約14.2m、幅約1.1mの規模となり、T6-1北西端部から北東に派生するT6-3が、長さ約5.2m、幅約1.1mの規模である（図16）。掘削深度については地点毎に異なるが、十字の調査区の中央に向かうにしたがって深くなる状況で、最深部でGL-1.2mである。層序については基本的に他の調査区と同様の堆積状況を見ることができ、第1層が灰色砂礫層、第2層が暗灰色粘土層であり、以下に淡黄褐色粘土層、暗灰褐色粘土層、暗灰色粘質砂層、青灰色砂質土層、暗橙灰色砂礫層、暗黄灰色粘土層等が堆積している（図18・19・20）。

最下層の造成土については添圧がなされているようで、硬く締まっている状況であった。この最下層はほぼ平坦な面を呈し、落ち込み部分の傾斜角は十字の調査区の中央に向かって落ちていく形で、T6-1の南東端から中央へ約10%勾配、T6-2の北東端から中央へ約3%勾配となるものである。この落ち込み埋土としては、青灰色砂質土層と暗青灰褐色粘土層であ

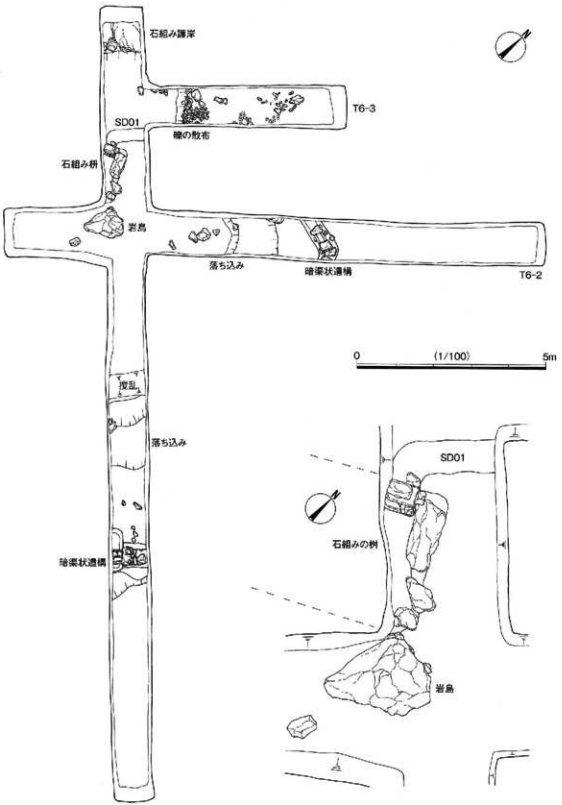

図 16　T6 平面図

図 17　T6 中央部分

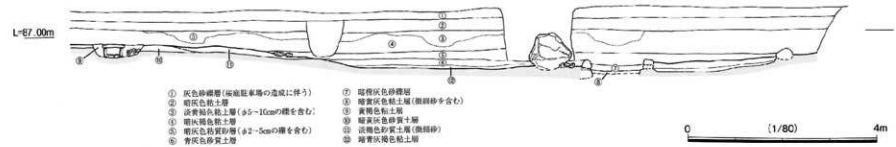

図18 T6-1 断面図

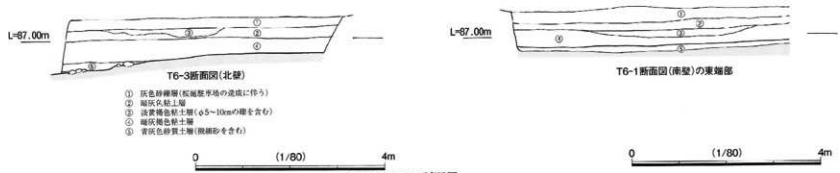

図19 T6-3 断面図

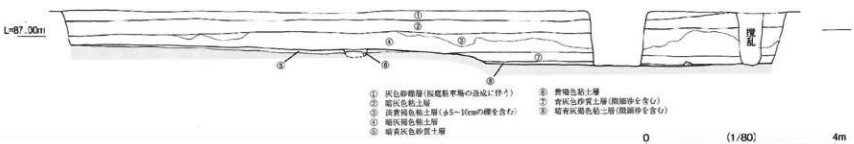

図20 T6-2 断面図

り、T3等と同様に水が滞留していたことを示すものである。

この調査区の検出遺構としては、まずT2及びT5でも確認出来ている暗渠状遺構SD01がT6-1南東部分、T6-2のほぼ中央部分で検出されている（図21）。共に、本来は暗渠状で地中に埋設されていたものが露出して検出される状況で、この深さまで後世の攪乱が及んでいる状況である。T6-1では南西から北西に伸び、T6-2では約129°に屈曲し、北西方向へ伸びていくものである。

T6-1で検出できたものは西端部が攪乱を受けている状況であった。このため攪乱を掘削し、暗渠状遺構の深さ及び内部を確認するため上蓋の撤去を行い記録化を行った。上蓋についてはT5で検出したものと異なり石製（湖東流紋岩）のものであるが、その下の水が流れる部分については漆喰タタキで成形されたものとなり、板状の材料を底板と側板に組み合わせたものと断面コ字状を呈するものである。いずれも漆喰をタタキ締めて成形されたものである。漆喰タタキ製の部材規格については今回が遺構確認調査であり遺構の保護を第1義として考えて調査を行っているために遺構掘削をこれ以上拡張しなかったため不明である。この暗渠状遺構の上蓋及び水が流れる樋については、T2とT5で検出しているものと同様にきめの細かい粘土で巻かれて覆われているもので、漆喰製の樋の継ぎ目の目地を埋めて漏水を防ぐものであると考えられる。

T6-2で検出されたものは、T2・T5と同様に上蓋が漆喰タタキ製のものである。このT6-2では南壁付近で約129°屈曲するものであり、上蓋については基本的に長辺約40cm、短辺約30cm、厚さ約4～5cm前後の規格をもったものであるが、屈曲部分については台形状に割って加工、成形されているもので、屈曲させた際にできる隙間を埋める工夫が観察できるものである。

この箇所においても、暗渠状遺構の内部が分かり、断面図化が行える程度の掘削を行い、上蓋を一枚撤去し、内部を確認した。この地点で確認できた漆喰タタキの下部構造は、当初からコの字形に成形するものである。

また、T6-1の北西部分で確認されている溝SD01についても、暗渠状遺構の一連のものであると考えられる。北壁部分で一部掘削を行い深さを確認した結果、深さ約8cmの上弦の円弧状の断面形状が確認できた。埋土としては一層の堆積である。これは他の調査区で確認できている暗渠状遺構とは異なった埋土のもので漆喰タタキ等の痕跡もないことから、竹管や木管等が本来は埋設されており、それが失われた状況と判断できるものである。断面観察からは竹管や木管等の痕跡のようなものは確認できなかったため詳細については不明であるが、遺構埋土の堆積状況が単層で埋没していることから何らかの管等を抜き取った痕跡である可能性が高いと考えられる。このSD01はT6-1西壁付近で屈曲して後述する石組みの桝に開いた穴に連結する状況であり、屈曲に関しては約90°近い角度のものであるが、屈曲点は鋭角ではなく隅丸状の形状である。

この調査区では、一部石組みの護岸と考えられるものが検出されている。T6-1の北西端

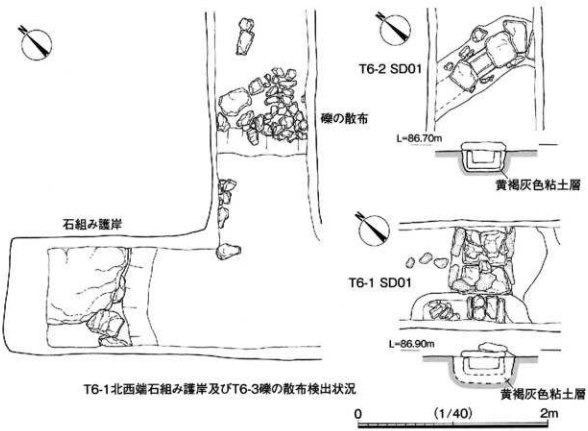

図 21　T6-1 北西端部分平面図及び T6-1SD01、T6-2SD01 平面図・断面図

の部分で検出された者で調査区の幅を超えているため石材の大きさについては確認できていないが、二石を確認しており石組みであったと考えられる。しかしながら上部が平坦になっており、高さ的にも低いことから本来はこの上にもう一石載っていた可能性も考えられるものである。『玄宮園図』（写真 17）を観察しても杜若沼の護岸に石組みの部分が確認でき、絵図の描写を裏付ける情報であると言える。また、T6-3 の西側では直径 3cmから 15cm程度の礫の散布が確認できている（図 21）。この散布箇所は落ち込みの傾斜変換点部分に集中していることから、石組みの裏込め栗石であった可能性が考えられるものである。礫についてはチャート石材が中心で、彦根山及び佐和山山塊を構成している岩石である。この礫の散布については T6-2 の西端の落ち込みの傾斜変換点でもわずかに確認できており、これも石組みの裏込め栗石であったと考えることができる。T6-1 で検出されている落ち込みの傾斜変換点については礫は検出されておらず、微細砂が堆積している状況である。こちらの部分に該当する箇所は、『玄宮園図』（写真 17）、『玄宮園三分一間割画図』（写真 18）を観察しても南東から南西岸にあ

写真 17　玄宮園図（春夏）に描かれた杜若沼

たる部分は北西及び北東岸に対して石組みが見られない部分で、洲浜状の描写が見られるものである。

調査対象地のほぼ中央部分で、T6-1 と T6-2 が交差する箇所において岩石が一基検出されている。これは円錐に近い形状を呈するもので、高さ約 80cm、幅約 90cm を図るものである。設置状況としては、杜若沼の滞留に伴う堆積層の下層である叩き締められた造成土の上面に載る形で設置されている。底部から約 20cm 上の部分までは青灰色砂質土層と暗青灰褐色粘土層の滞留の伴う堆積土の中に埋もれている状況である。底部には石材を安定させるための飼石が詰められており、底部北側では後述する石組みの桝に接する形で置かれているものである。この岩石については『玄宮園図』（写真 19）、『玄宮園図』（写真 20）にも見られるものであり、共に大小の二石構成で描写されているものである。今回設定した調査区においては小さいほうの岩石については検出は出来なかった。絵図にみる大小の岩石の位置関係から T4 側の調査区外に存在する可能性があるが、整備に伴う本発掘調査の成果が待たれるものである。この岩石については池中に浮かぶような島の景観を形成しており、杜若沼の岩島であったと考えることができるものである。絵図にはこの岩島の周囲には「杜若」あるいは「菖蒲」が植栽されている様子を見ることができる。

写真 18　玄宮園三分一間割画図に描かれた杜若沼

写真 19　玄宮園図（下図）に描かれた岩島

写真 20　玄宮園図（春夏）に描かれた岩島

この岩石の北側に接する形で、石組みの桝の一部が検出できている（図 17）。北端部で 90° 西に曲がる角があることから方形の桝になると考えられるものである。今回は遺構確認調査のため調査区の拡幅等を行わなかったので平面形状については不詳であり、内部の掘削も一層のみで下端までの掘削は行っていないために断面形も判明していない。しかしながら、少なくとも二石以上が積み上げられた石組み構造を持っているようである。また、北側の内面には長方形の穴が開けられている。これは直方体に近い形状の 2 つの石材の間に小さな石を噛ませて穴としているもので、前述している溝 SD01 についてはこの穴に連結する形で掘られた

ものである。このことからこの長方形の穴については溝 SD01 によって導水された水を放出する機能をもっているものであると考えられ、放水された水を受ける施設としてこの石組みの桝が機能していたと考えられる。

平成 20 年度調査の小結

ここまで述べてきたように平成 20 年度調査においては、給水の樋筋と考えられる暗渠状遺構、給水された水を受けるための石組みの桝、岩島と考えられる岩石、杜若沼の護岸、という杜若沼を構成する 4 つの要素を検出することができた（図 22）。

まず、庭園の給水システムに関係する樋筋の暗渠状遺構と石組みの桝についてであるが、これらは杜若沼で完結する給水システムではなく、玄宮園という庭園全体に関係してくるものである。これは、前述しているように調査区から南に約 800m 離れた油懸口御門（現在の城東小学校付近）付近に設置された取り井戸を水源としているもので（写真 16）、城下町で付け替えられた芹川の旧流路の伏流水を利用している上水である。この樋筋は玄宮園の前面道路を通るもので、そこから玄宮園の門部分から杜若沼に引き込まれているが、そこからの経路について直線的ではないことが今回の遺構範囲確認調査によって判明した。

樋筋である暗渠状遺構が検出されているのは T2、T5、T6-1、T6-2 の各調査区であるが、この内 T2、T6-2 の間は直線的に伸びるもので、おそらく道路から個の地点までは直線的な樋筋の敷設が想定できる。しかしながら、ここから樋筋の最終的な放出口である石組みの桝までは直線的ではなく、T6-1 の南側で検出された樋筋の暗渠状遺構と T5 で検出されたものでは方向軸に 108° の角度を持っている。また、T6-2 では 129° の角度で曲がる屈曲点が検出されている。さらにこの T6-2 で検出されたものと T6-1 の北側で検出されているものでは方向軸に 108° の角度を持っている。また、T6-2 では 129° の角度で曲がる屈曲点が検出されている。さらにこの T6-2 で検出されたものと T6-1 の北側で検出されているものでは方向軸が 125° の角度をもっていることが分かった。そして最終的には暗渠状遺構は溝 SD01 に連結すると想定でき、この溝 SD01 はほぼ 90° の角度で屈曲して石組みの桝に連結することになる。このことから、これらの樋筋と考えられる暗渠状遺構は、T6-1 の南側で検出したものからは、杜若沼の中心に向かう落ち込みの傾斜を螺旋を描くように下方に下っていくというものであることが判明した。これは絵図（写真 21）に見られる樋筋のルートと合致するものである。下っていく傾斜としては、約 3～4%勾配が保たれているが、これは螺旋状の経路を描くことで実現しているものであると言える。仮に検出されているもののなかで最も道路側にある T2 の位置から石組みの桝に下っていくと下りの傾斜は急勾配になってしまい、傾斜角が大きく変化してしまうが、この螺旋状の構造はこの急激な傾斜変換を防ぐための工夫であると考えられる。これは、安定した流量を確保することと、基本的に樋がコの字で上蓋を伴うという構造であることから、上部の蓋部分に水圧を受けることで浸食や漏水することを防ぐ意味があったと考えることができる。また、最終的に石組みの桝に連結する

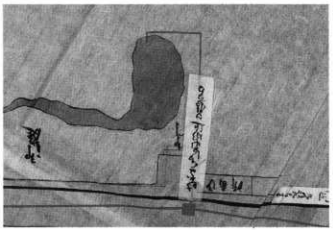

写真 21　御樋筋絵図の杜若沼部分

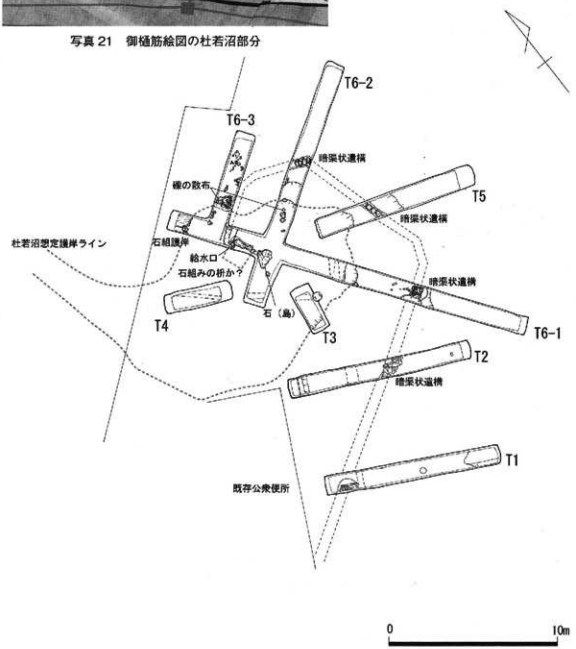

図 22　平成 20 年度調査区全体図

部分は調査の結果、漆喰タタキで成形されたものではなく、竹樋や木樋の存在が考えられるものである。T6-2で検出された樋筋の位置が護岸の傾斜変化点から判断できる杜若沼の水位よりも高位であることから、少なくともこの位置からは機密製の高い材料を使って逆サイフォンの原理により水を石組み桝の穴から湧き出させているのではないかと想定できる。しかしながらこの詳細については、整備に伴う本発掘調査の成果を待つことにする。

この樋筋によって運ばれてきた上水は、最終的には玄宮園の魚躍沼へ供給されることになるが、一旦石組みの桝に湧き出すことになる。この石組みの桝は杜若沼の底部の最下部に設けられているもので、湧き出した水が杜若沼自体を潤し、そのオーバーフローした水が玄宮園の池である魚躍沼に供給されていた。この様子は絵図に描かれており、杜若沼と玄宮園魚躍沼とを結ぶ石組みの遣り水を流れて水の供給が行われていたことが確認できる資料である。この遣り水については、現在は名勝範囲内である玄宮園側に途中まで残っており、現行の給水方法である水道水の給水口として利用されている。現状では桜場駐車場に近接する位置では埋められており地表面には露出していない。ただ、残存部分については方向が今回の調査で確認できた杜若沼に向いているもので、絵図に見られる遣り水であると言うことができるものである。

この上水を樋筋から魚躍沼に対して高位に位置する池である杜若沼に一旦湧き出させ、遣り水を使って本体の池である魚躍沼に水を供給するというシステムについては、彦根城表御殿の奥向の庭園において類似例が存在する。これは、昭和58年の彦根城博物館の建築に伴う発掘調査で確認されたもので、この調査は、表御殿の全面発掘であったが、この表御殿の中でも奥向きの庭園部分についての事例である。この奥向に関しては江戸時代後期に改修されており、新たに新御殿とそれに面した庭園が造営されている。この庭園の池は遣り水部分を除いて長さ約18m、最大幅約7mの細長いものであるが、この庭園には給水に関して留意すべき特徴がある。先述している『槻御殿等樋筋絵図』（写真16）では、槻御殿への樋筋とは別に、今回の調査対象地である桜場駐車場前の当たりで分岐した樋筋が表御殿の北側に設けられている裏門から内堀を越えて表御殿内に引かれ、そこから中継桝のようなものを経由して「御泉水」と注記のある表御殿の新御殿に面した庭園の池に給水されている描写を確認することができる。発掘調査の成果（図23）はこの絵図の描写を裏付けるもので、遣り水への給水は上水である樋筋をまず桶積みの井戸（高桝）に湧き出させ（図24）、水位を上げて庭園の滝石組みから池に連続する遣り水へ落としていたものである。上水である樋筋と水位を上げるための中継桝である桶積みの井戸、遣り水、本体の池という4つ要素の関係性が、今回の遺構範囲確認調査で検出された上水である樋筋と杜若沼、遣り水、魚躍沼の関係性と構造と機能を含めた意味で非常に類似していることが分かる。つまり、表御殿の発掘調査で検出された桶積みの高桝の機能としては、水位を上げて遣り水の流れを作り出すことであるが、この機能を玄宮園で担っていたのが杜若沼であると考えられるのだ。杜若沼で水位の上がった水は遣り水を通して玄宮園魚躍沼に注ぎ込むわけであるが、この樋筋を含む給水シス

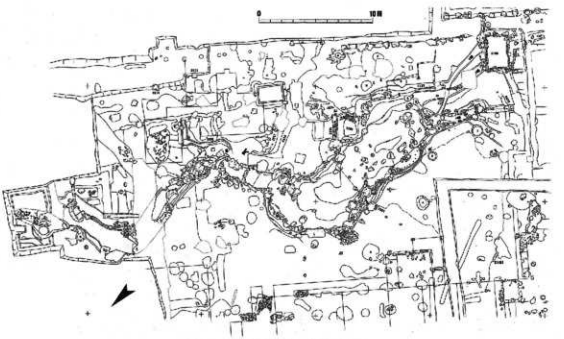

図 23　表御殿奥向の庭園測量図

テム全体の目的は、高位から遣り水に水を流すということに集約されるのではないだろうか。平安時代末期、平等院を建立した関白藤原頼通の子、橘俊綱が残した『作庭記』(『群書類従』第 362 遊戯部 4) は後世の作庭にも影響を与えたものであるが、そこには「水路の高下をさためて水をなかしくたすへき事は一尺に三分一丈に三寸十丈に三尺を下つれは水のせせらきなかるゝことと、こほりなし」と記述されている。これは約 3%勾配で水を流せばせせらいで流れ、滞ることがないということで、本体の池に対して遣り水の勾配が決まってくることが分かる。このように水位を上げて高位から水を流して遣り水の「せせらぎ」を作り出すためには、中継の桝を設けることが必要となってくるのだ。このことが、表御殿の桶組の井戸や杜若沼の存在意義であると考えられる。

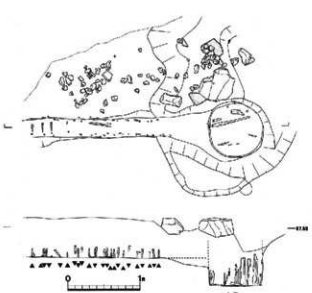

図 24　表御殿奥向の庭園に伴う桶積み井戸（高桝）

次に、杜若沼の護岸と T6-1 と T6-2 の調査区のほぼ中央部に置かれた中島としての岩石についてであるが、これらは先述したように絵図からも確認できるものである。護岸については今回の調査では北岸、東岸、南岸が部分的に確認できている。しかしながら西岸については現況で公衆便所が存在しているため現段階では調査区を設定できなかったものである。確認できた部分から想定できる平面形状はや

や東に延びるもので、この点については「玄宮園図」、「玄宮園三分一間割画図」で描写されている形状とも合致するものである。規模としては西岸が検出できていないため正確には分からないが、T3で検出された落ち込みの傾斜変換点とT6-1の北端で検出された石組み護岸の間隔は約9.4mを計る。護岸の石組みについては、撤去されたためか絵図の描写に見られるような形では検出できなかった。しかしながら、裏込めの栗石と考えられる礫の散布が北岸と北東岸にあたるT6-3とT6-2で検出されており、この位置は『玄宮園図』で見られる石組みの位置と合致し、本来は石組みであったことを裏付ける根拠といえる。またT3とT6-1の中央の落ち込みの傾斜変換点で微細砂が検出されたが、この位置は『玄宮園図』と『玄宮園三分一間割画図』では洲浜としての描写されており、これを裏付けるものである。

また、杜若沼の深さについてであるが、池底の形状は護岸部分から緩やかな傾斜で下っていくもので、最深部で約25cmを計る。底面については平坦な部分が多く、浅い池であったと考えられ、『玄宮園図』にも池中央の岩石周辺に「杜若」あるいは「菖蒲」が描かれており、このことからも水深がそれほど深くなかったということが分かる資料と言える。

以上のように、平成20年度の遺構範囲確認調査をまとめた。近現代の造成による撹乱によって生活面はかなり削平を受けて、本来暗渠であるはずの漆喰タタキで成形された通筋が露出する形で検出されるような状態であったが、杜若沼については、石組み護岸は失われてしまっているものの、その他の遺構は低い位置にあったために造成による撹乱が及ばず、良好に残存していることが判明した。また、魚躍沼へ上水を供給するためのシステムについてもある程度は把握することができた。

【平成21年度調査】

平成20年度の遺構範囲確認調査については玄宮園魚躍沼の水源確保のためのさく井工事とそれに伴う遺構復元整備を目的として「杜若沼」の周辺部において調査区を設定し、実施したところである。この調査で『玄宮園図』等の絵図資料の描写と合致する形で、良好に遺構が残存している状況が判明したことから、現状で当該位置が名勝範囲に指定されていないということに将来的な整備の中で齟齬が生まれるため、平成21年度の調査としてはこの調査対象地である桜場駐車場を名勝指定範囲として追加指定を目指すための遺構範囲確認調査に目的を移行させて調査を実施したものである。

調査対象範囲である桜場駐車場には『玄宮園三分一間割画図』を観察すると、杜若沼の他に「御馬繋」、「御門」、「梅園」、「栽溜」、「畑中御茶屋」、「大菊」、「中菊」、「新山」等の注記のある描写や欄、塀などが描かれている（図43）。今回の調査の目的としては、名勝追加指定のための範囲確認調査であることから、南西に面し通る道路との境界として本来の玄宮園の外郭を構成する塀や御馬繋及びそれらの位置を特定することの助けとなる遺構の検出を目的として調査区を設定した。

平成21年度の調査については、当該調査箇所が観光駐車場であることから、観光繁忙期

である秋を避ける形で夏季と冬季の2時期に分けて実施し、夏季が平成21年7月13日から平成21年8月20日、冬季が平成21年12月14日から平成22年2月19日までの期間を調査期間とした。平成21年度調査の調査区としては、T7～T11を夏季に、T12～T19までを冬季に設定したものである。夏季に行った調査区については、調査対象地の北西部分、主に玄宮園の出入り口部分に設定した。絵図で「御門」、「御馬繋」という注記が確認できる箇所である。

T7遺構検出状況

T7については、調査対象地である桜場駐車場の西端部に設けた調査区である。調査区の規模は長さ約5.4m、幅約1.6mのもので、北端部を西側に約幅1.8m、長さ約1.3m拡張したことからL字形の平面形となる。深さは約30cmの深度まで掘削を行い、この高さで江戸期の造成土を検出した。遺構面については直上の包含層にまで撹乱が及んでいるもののほぼ保存されていた状況である。層序については、基本的に平成20年度に実施したT1及びT2で確認された堆積状況が観察できており、(図25)のように、駐車場のために砕石が敷かれている表土の灰色砂礫層がGL-12cmまで堆積しており、以下に暗灰色粘土層の現代の造成土、橙黄褐色粘土層の近代期(明治から大正期)の造成土が堆積しており、最下層が江戸時代の

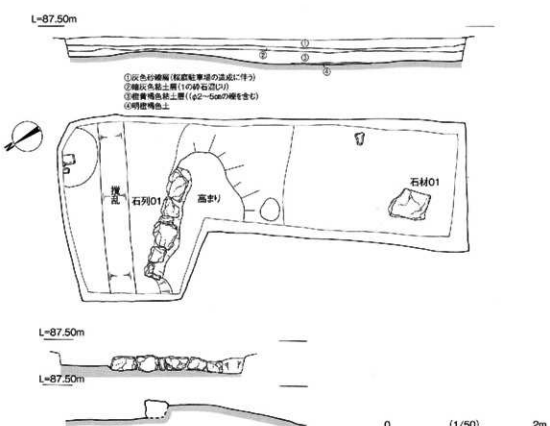

図25　T7平面図・断面図

造成土となるが、この上層に一部約 3cmの江戸期の遺物包含層である明橙褐色土が堆積している状況である。この最下層の造成土については添圧がなされているようで、硬く締まっている状況であった。この最下層については調査区南端部分からやや高くなっていく約 13%の登り勾配になっており、調査区の北端部で検出された石組みの右列から約 18cm程度低くなる。この石列の南側の最も高くなった部分においては第 4 層が検出できず、近現代の造成による攪乱が直接江戸時代の造成土面に影響を与えている状況が確認できた。

調査区の北端部分で検出された石組みの石列については、先述したように、これを境界にして北側が約 15cm低くなっており、この段差の土留めをするための石列であると考えられるものである。使用されている石材については湖東流紋岩製の直方体に近い形状の石を中心とするもので、石材の高さはほぼそろったものが使用されている。北側が直線上にそろっているものでこちら側に面を持たせていることから北側からの視覚を意識しているものであることが分かる。また、この石列の西端の石材は約 90°屈曲して南西側に長軸を持たせたものである。このことからこの地点が石列及び造成の屈曲点であるということが想定できる。調査区南端からこの石列まで登り勾配の傾斜が付いており、この石列より北側については平坦面となっていることから何らかの区画の境界線を形成していると想定できるものである。

この石列を頂点として高まりを形成しているが、この部分の断ち割りを行ったところ、断面観察により、約 5cm程度の層が重層的に検出され、人為的に盛り土がなされている高まりであることが判明した。

また、調査区の南側では、礎石かと想定出来る縦約 50cm、横約 40cmで高さ約 13cmの扁平な石材を検出した。しかしながらこれは上面が水平でなく、下部も造成土面に埋設されておらず、浮いていることから移動してきたと考えるべきものである。

なお、この調査区では北端部において調査区にかかっているため平面形は不明であるが、瓦が混入する廃棄土坑が検出されている。この土坑については出土遺物が江戸期のものであり明治期遺構のものを含まないというもので、当該地が庭園の機能を失ったさいに周辺にあった瓦葺き施設の廃棄に伴うものかと考えられる。

このT7の北端部には南東方向から北西方向に現代の攪乱と考えられる溝が走っている。上下水道あるいは電線の埋設関連の攪乱と考えられる。

T8遺構検出状況

T8については、調査対象地のやや中央よりに設けた調査区である。調査区の規模は長さ約 6m、幅約 2.2mを基本とするものとなる。深さは約 55cmの深度まで掘削を行い、この高さで江戸期の造成土を検出した。遺構面については直上の包含層にまで攪乱が及んでいるもののほぼ保存されていた状況である。層序については、基本的にT7で確認された堆積と同様の状況が観察できており、(図 20) のように、駐車場のために砕石が敷かれている表土の灰色砂礫層がGL- 10cmまで堆積しており、以下に暗灰色粘土層、黄灰色粘土層、橙黄褐色

粘土層の現代の造成土、明橙褐色土の近代期（明治から大正期）の造成土が堆積しており、GL-60cmで最下層の江戸時代の造成土となるが、この江戸期の造成土については、やはり他の調査区と同様に添圧がなされているようで、硬く締まっている状況であった。

この調査区では、南東方向から北西方向に伸びる長さ約1.8mの石列が検出されている。これは、北西端のものが最も大きな石材が使用されており縦約60cm、横約40cmで、高さ約9cmを計るものである。それ以外のものは縦約40cm、横約30cm以下で、高さ約8cm前後を計るものであり、北西端のものよりも比較的小さいものである。これら石列の上面はほぼ同一の高さで揃えられており、建物土台が載る石列であると考えられる。また北西端のものには建物の柱が載り、礎石となると考えられる。これらは堀方をもって第5層の江戸時代の造成土である淡黄褐色粘土層に設置されているものであるが、南東部分で造成による攪乱を受けて失われているようで、石列を追うために南東方向に調査区の拡張を行ったが、検出はされなかった。

この石列については、湖東流紋岩の石材が使用されており、上面も加工が見られないもの

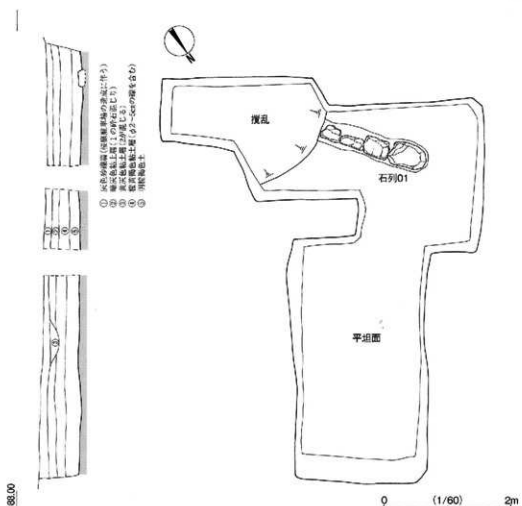

図26　T8平面図・断面図

で、形状的に都合のいいものを寄せ集めて利用しているようである。またこの石列についてはT7で検出しているもの異なり、どちら側にも面を持たないものであり、特に視覚の方向を意識しては設置されておらず、建物土台としては外側に面しているものではなさそうである。

T9遺構検出状況

T10については、調査対象地の西端部、道路部分に近い位置に設定した調査区である。調

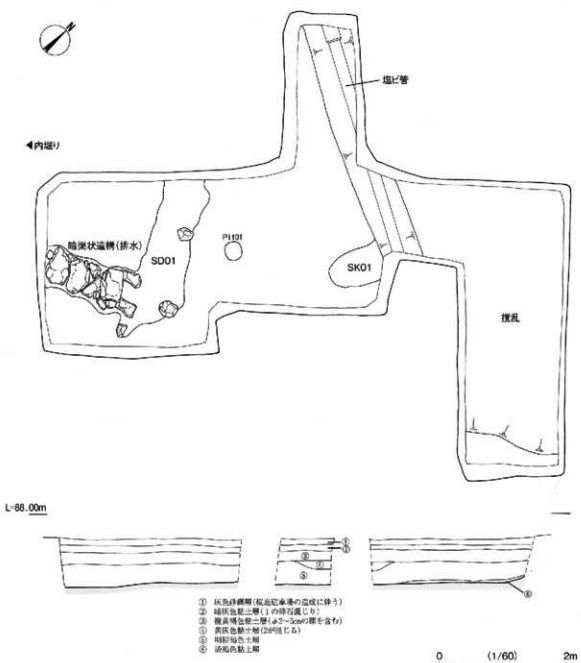

図27 T9平面図・断面図

査区の規模は長さ約 8.4m、幅約 3.0m のものを中心として北東端を東方向へ中央部を西方向へそれぞれ幅約 1.0m、長さ約 2.0m を拡張させたものとなる。深さは約 70cm の深度まで掘削を行い、この高さで江戸期の造成土を検出した。遺構面について近現代の造成によって削平を受けている状況である。層序については、基本的に T8 他の調査区で確認された堆積と同様の状況が観察できており、(図 27) のように、駐車場のために砕石が敷かれている表土の灰色砂礫層が GL- 12cm まで堆積しており、以下に暗灰色粘土、層橙黄褐色粘土層の現代の造成土、明橙褐色土層の近代期 (明治から大正期) の造成土が堆積しており、その直下が江戸時代の造成土となる。T7 で検出されているような遺構面直上の包含層は検出されなかった。やはり、他の調査区と同様にこの最下層の造成土については添圧がなされているようで、硬く締まっている状況であった。

この調査区では溝 SD01 と暗渠状遺構が検出されている。これらは T 字形に検出されている。暗渠については、本来は地中に埋設されているものであるが、この調査区では遺構面の削平が著しく、露出して検出された状況である。暗渠状遺構に対してほぼ直角に取り付いており、上弦の浅い円弧状を呈するものである。この溝 SD01 の平面形状は不正形であり、精査を行った結果石組みの一部と考えられる石材を検出したことから暗渠状遺構が撹乱、あるいは抜き取りによって石材を失った状況と考えられるものである。しかしながら石材の残存状況も悪いことから可能性の範囲を出ないものである。暗渠状遺構はこの溝 SD01 に連結しており、傾斜が西側に落ち込んでいくことから雨水等を暗渠から排水するものと考えられる。この暗渠状遺構の方向としては内堀の方向を向いているものである。また、この暗渠については、平成 20 年度の T2、T5、T6-1、T6-2 で検出されているような上水に伴うと考えられるものが、漆喰叩きを成形して設置され、樋筋が粘土で覆われているのに対して、湖東流紋岩の割石で組まれているもので、上蓋には隙間が開いているような状況である。また、目地を埋めるための粘土も確認されなかったことから、平成 20 年度の T2、T5、T6-1、T6-2 で検出された上水に伴う樋筋とは性格の異なるものであると考えられる。

T10 遺構検出状況

T10 については、調査対象地の西端部、現状の玄宮園入り口券売所の東に隣接する形で設定した調査区である。調査区の規模は長さ約 5.0m、幅約 1.2m のもので南西から北東を向くものである。深さは約 50cm の深度まで掘削を行い、この高さで江戸期の造成土を検出した。層序については、基本的に他の調査区で確認された堆積と同様の状況であるが、現在の駐車場による砕石の造成は見られなかった。(図 28) のように、表土は腐葉土であり、黒褐色砂礫層が GL-12cm まで堆積しており、以下に暗灰色粘土層、橙黄褐色粘土層の現代の造成土、黄灰色粘土層の近代期 (明治から大正期) の造成土が堆積している。この直下が江戸時代の造成土となり、やはり、他の調査区と同様にこの最下層の造成土については添圧がなされているようで、硬く締まっている状況であった。遺構は確認されず、調査区の南西部に、2 本

の現行水道管が埋設されている状況であったが、この撹乱深度はGL-50cm以上で遺構面に影響を与えるものであった。

T11 遺構検出状況

T11については、調査対象地の最も西側、道路と桜場駐車場の境界となっている生垣に接する形で駐車場側に設定したものである。調査区の規模は長さ約2.1m、幅約1.4mのもので東西を向くものである。深さは約50cmの深度まで掘削を行い、この高さで江戸期の造成土を検出した。層序については、基本的に他の調査区で確認された堆積と同様の状況が観察できており、(図29)のように、駐車場のために砕石が敷かれている灰色砂礫層の表土がGL-10cmまで堆積している。以下の堆積については、他の調査区よりも比較的に乱れており、遺構面直上まで現代の造成土が堆積している状況である。しかし、他の調査区と同様にこの最下層の造成土については添圧がなされているようで、硬く締まっている状況であった。

この調査区では、西側に大きく拳大、約5cmから10cm程度の礫が混入している土坑SK01

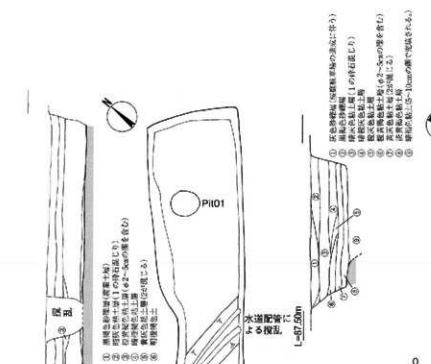

図29 T11 平面図・断面図

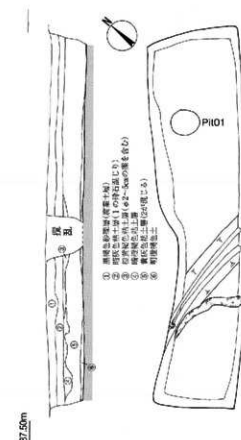

図28 T10 平面図・断面図

が検出されている。この土坑からは近現代の遺物は出土していないために江戸末から明治初頭のものと考えられる。この調査区の西側にはこの土坑 SK02 に切られる形で別の土坑が検出されている。部分的な検出であるので平面プランや性格等は確認できなかった。

以上が平成 21 年度の夏季（平成 21 年 7 月 13 日から平成 21 年 8 月 20 日）に行った遺構範囲確認調査の調査区ごとの遺構検出状況である。次に平成 21 年度冬季（平成 21 年 12 月 14 日から平成 22 年 2 月 19 日）に行った調査について報告する。冬季の調査区については調査対象地である桜場駐車場の南側部分、桜場駐車場と金亀児童公園の境界付近で行ったもので、検出目標としては絵図に見られる塀及び井戸、神社の社等の遺構である。

T12 遺構検出状況

T12 については、桜場駐車場の南端において調査区を設定したものである。調査区はほぼ東西を向くもので、幅約 33.6m で長さ約 1.5m の細長い平面形を成すものである。深さは約 50cm の深度まで掘削を行い、この高さで江戸期の造成土を検出した。遺構面について近現代の造成によってかなりの削平を受けている状況である。層序については、基本的に他の調査区で確認された堆積と同様の状況が観察できており、（図 30）のように、駐車場のために砕石が敷かれている表土の灰色砂礫層が GL-20cm まで堆積しており、以下に暗橙灰色粘土層、暗橙褐色砂礫層等の現代の造成土、明橙色粘土層の近代期（明治から大正期）の造成土が堆積しており、GL-50cm で最下層の江戸時代の造成土となる。遺構面直上の包含層は検出されず近代の造成が直接遺構面に影響を与えている。やはり、他の調査区と同様に遺構面となる江戸期の造成土については添圧がなされているようで、硬く締まっている状況であった。

この調査区ではほぼ中央部において石列 01、西端部において石組みの溝 SD01, 道路状の舗装痕跡、東半分において土坑群およびピット群が検出されている。

調査区ほぼ中央で検出された石列 01 については、石材は凝灰流紋岩のものである。この石列 01 より東側は一段落ちて低く成っており、石列よりも西側については高まりとなっている状況である。段差を形成する部分の土留めの石列と考えられるもので、T7 で検出された石列 01 と同一の役割を持ったものであると言える。石材は台形を意識して成形されており、台形の長辺を面とし、短辺が造成の土盛りの側になるように設置されている。面は直線的に通っており、北東からの視覚を意識していることが分かる。また、石材上端面のレベルがそろっていることから塀等の基礎石になるのではないかと考えられる。石材の大きさとしては、ほぼそろっているが、北から 3 石目のものが非常に小さな石となっており、貼り付けられたように設置されている。裏側には対になるような石列は検出されず、石組みの溝も附属しないもので、緩やかな傾斜がついて石列より東側の一段低い遺構面とほぼ同一レベルに落ち着くものであり、この状況も T7 で検出したものと類似した造成がなされている。

この調査区の西端部では、石列とそれに伴う石組みの溝 SD01 が検出された。これらは南西から北東に向かって敷設されたものであるが、検出時は石材と考えられる石が積み重なっ

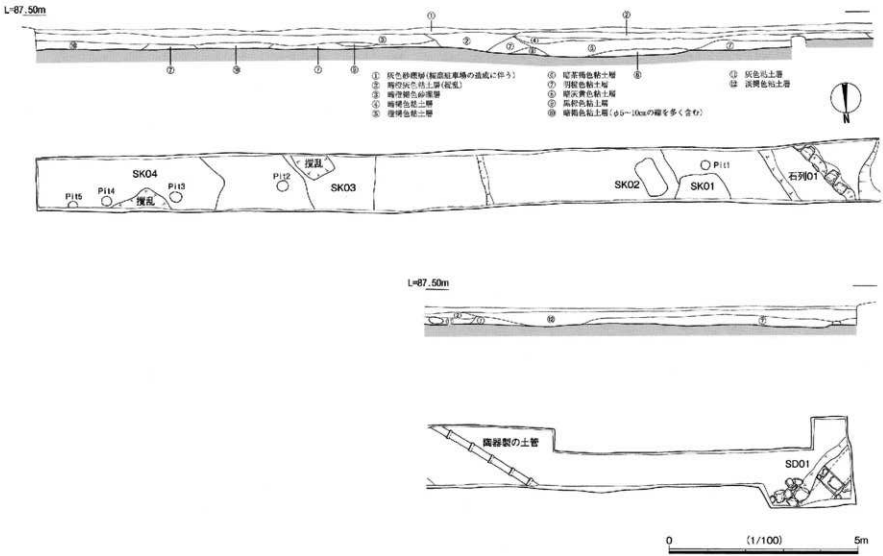

図30 T12 平面図・断面図

て確認できており（図31）、図化後にそれらを除去すると、石列とこれと対になって平行するもう一つ石列を検出した（図32）。この間の埋土を部分的に掘削することで底の敷石と考えられるものが検出された。

石列部分については当初、北西端に2石が検出されたのみであった。対になる石列間の部分的な掘削を行った結果、この間が石組みの溝SD01であり、当初検出されていた石列が石組み溝の石組みとなっている状況が確認できた。この石組みは2石積みのもので、当初から検出されていた2石の石列に関しては、2段積みの上方のものが残存しているものであった。部分的な掘削によって、底の敷石を挟む形で下段の石積みが検出されたことにより、本来2段積みの石組みの上段のものがほとんど失われてしまっている状況であるということが判明した。当初検出されていた石材の石の積み重なりの状況は、これらの石積み上段の石材が何らかの撹乱を受けて固まっていた状況であったとも考えられるものである。

この石組みの溝SD01の石組みについては、対岸の内堀側の石材よりも比較的大きな石材が用いられており、上面も縦幅、横幅ともに広い石材が選択されているもの、また上段の石積みは2石のみの検出であったが、平坦にほぼ同一の高さで設置されているものである。

この内堀側で検出された石列から内堀方向へは平坦になっており、径約3～10mm程度の砂礫（円礫が中心）が約3cm程度堆積して広がっている状況で、道路の舗装に伴うものと考えられる。この砂礫については、石組みの溝SD01の底部に細砂と供に堆積しており、雨水と供に溝に流入したと考えられる。

この調査区では中央の石列の東側で土坑群およびPit群が検出されている。遺構の精査に関しては、今回は遺構範囲確認調査ということで平面での検出のみを行い、掘削については行わなかった。土坑群については、以下のとおりである。

SK01については、調査区に掛かっているため平面形は不明であるが、明治期の遺物を多量に含むことから当該地が庭園でなくなってからの廃棄土坑であると考えられる。SK02については、長さ110cm、幅約50cmの長方形の平面形を持つものである。方向軸としては南東から北西方向を向くものである。検出時に土師皿の小片が出土している。SK03については、調査区の中央からやや東より出検出されたもので、調査区の幅を超える大きさのため平面形は不明であり、溝である可能性も考えられる。埋土は暗灰色粘土である。一部近代期の撹乱によって切られているが、土師皿や陶磁器の小片が出土しており、江戸期の遺構であると考えられる。

SK04については、調査区の東壁にあるもので、やはり平面形は不明であるが、検出時の遺物からSK03と同様、江戸時代後期の時代観が与えられるものである。

Pit群については、Pit01からPit05までの5基が検出されている。径約20～30cmのもので、Pit03からPit05までのものはSK04を切る形で掘られたものである。Pit02かPit05までのものは直線上に配置され、方向軸としてはN－81°－Eを向くものである。柵列であるとも考えられるが、今回の限られた調査区範囲内での検出であるため判断は出来ない。しかし

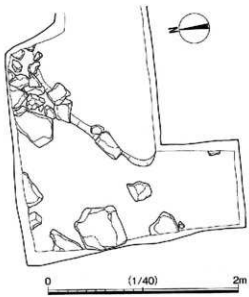

図31　T12 西端部分上層平面図

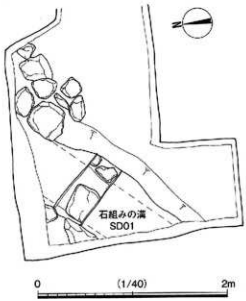

図32　T12 西端部分下層平面図

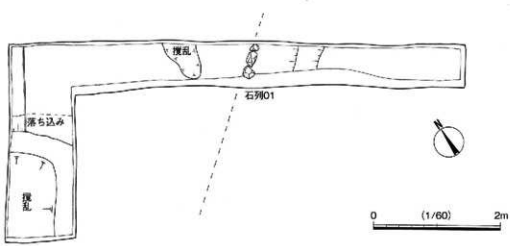

図33　T13 平面図

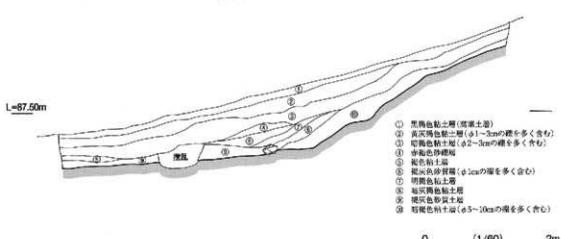

図34　T14 断面図

ながら『玄宮園三分一間割画図』の描写と比較すると栽溜の位置に当たると考えられ、そこに柵列が描かれていることから、このPit群が柵列の痕跡となる可能性も考えられるものである。

なお、この調査区ではほぼ中央付近、石列が検出された箇所の西に近接して陶器製の排水管が検出されている。これは、東西方向を向くものであり、後述するT15の井戸からの排水管である。近代期、あるいは彦根公会堂に伴う遺構であるとも考えられるものである。

T13遺構検出状況

T13については、中堀に面した高石垣の裏面にあたり『玄宮園三分一間割画図』では『御土手藪』という注記が見られる箇所である。『玄宮間図』においても藪として、植栽が繁茂しているように描かれている箇所である。さらにこの箇所は（図42）の調査区全体図でも確認できるように、石垣が約45°づつ2段階に分けて屈曲し、最終的に90°曲がる箇所であり、土手の部分も石垣と平行する形で同様の屈曲を見せる部分である。

この土手の藪にあたる部分に当初の調査区として長さ約3.2m、幅約1.1mの長方形の調査区を設定し、そこから土手方向に等高線に直交するように登っていく幅80cm、長さ6.2mの拡張調査区を設定した。当初設定した土手の藪部分の調査区については、深さは約60cmの深度まで掘削を行い、この高さで江戸期の造成土を検出した。層序については、基本的にT12調査区で確認された堆積と同様の状況である。（図28）のように、表土が黒褐色粘土層でGL-15cmまで堆積しており、以下に黄灰褐色粘土層、暗褐色粘土層の現代の造成土、暗褐色粘土層を中心とする近代期（明治から大正期）の造成土が堆積しており、この直下が江戸時代の造成土となる。やはり、他の調査区と同様にこの最下層の造成土については添圧がなされているようで、硬く締まっている状況であった。

この調査区においては、調査区の中央部分で北東側への落ち込みを検出し、その埋土としては、暗褐色粘土層が堆積しているが、詳細については不明である。

土手側に拡張した部分では、土手の遺構面を検出し、そこに上方からの土砂が堆積し、現況の形状になっていることが断面から明らかとなった。堆積状況としては、斜め堆積で徐々に埋没していったことが明らかであり、本来はもうすこし急斜面であったようである。さらにこの拡張部分においては、1段の石列01が検出された。この石列01は湖東流紋岩で、比較的丸みを帯びた石材が使用されているものである。石材の大きさは径約20cm前後のものが3個確認できた。これは調査区に掛かっており、調査区の両側に延長するものであると考えられる。この石列01より土手の傾斜が始まっていく状況が平面及び断面でも確認できている。このために土留めの石列であるとも考えられるが、一段構成であり、座りの悪い丸みを帯びた石であることから区画を意図した石列である可能性が高いと考えられる。方向軸としては（図42）で確認できるように中堀に面した高石垣と平行するように並べられている。この部分については、『玄宮園三分一間割画図』では、幅の狭い小径が描かれており、ある

いはこの小径の境界ラインを画する石列であるとも考えられる。絵図では、この小径は土手の裾をトレースするように巡っているものである。

T14 遺構検出状況

T14については、現況で井戸枠SE01が可視できる位置に調査区を設定して調査を行ったものである。調査区はほぼ歪な5角形のもので、最大幅約2.8mで最大の長さ約2.9mの平面形を成すものである。深さは最深部で約70cmの深度まで掘削を行い、この高さで江戸期

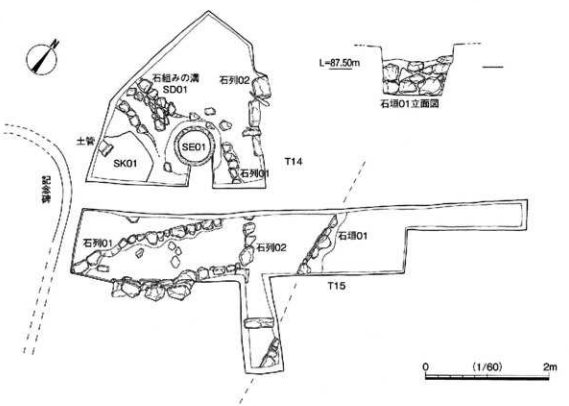

図35　T14・T15平面図

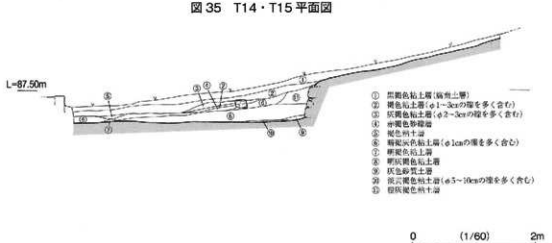

図36　T15断面図

の造成土を検出した。遺構面については近現代の造成によって削平を受けている状況である。

層序については、基本的に他の調査区で確認された堆積と同様の状況が観察できており、(図36)のように、腐葉土の黒褐色粘土層がGL-10cmまで堆積している。以下に褐色粘土層等の現代の造成土、近明灰褐色粘土層の代期(大正から明治期)の造成土が堆積しており、GL-50～70cmで最下層の江戸時代の造成土となる。遺構面直上の包含層として灰色砂質土層が検出されている。やはり、他の調査区と同様にこの最下層の江戸期の造成土については添圧がなされているようで、硬く締まっている状況であった。

検出できた遺構としては、明治期以降のものとして、井戸SE01の排水に関係する土坑SK01とそれに接続する陶器製の土管、及び井戸SE01の東側で検出された石列である。土坑SK01に関しては井戸SE01の南西に接する形で検出され、10～15cmの円礫が充填されているもので排水土坑と考えられるものである。土坑の平面プランについては幅約90cmを計り、調査区に掛かっていることから平面形は不明である。この土坑の西端には陶器製の土管が接続し、この土坑からの水を排水するように作られている。これは、まず円礫が充填されている土坑に廃水を浸透させることでろ過し、その後に土管によって排水されるという構造であったようである。この陶器製の土管はT12でも検出されているもので、T12で検出されているものからの方向軸で延長するとぶつかる位置にあり、直線的に配管されていることが分かるものである。

井戸SE01の東に接して石列01を検出した。これは後述するT15の石列01から約90°屈曲して延長するもので、何らかの区画を意図するものと考えられるが、詳細は不明である。

また、井戸SE01の東側の石列01のさらに東に近接して石列SA02が検出された。これも後述するT15で現況確認できていた土手の土留め石垣から延長してくるものであり東側を一段高くするための造成の土留めである。裏面の裏込め埋土や、造成土の中からは明治期以降の遺物が出土することから、明治期の改変の痕跡であると考えられる。

なお、井戸SE01に使用されている管状の井戸枠についても、上段のものと上から2段目のものまでを検出しているが、上段のものは、コンクリート製であり、上端面などは平坦部が大部分残っている状況で残存状況は良い。これに対して、上から2段目のものは漆喰タタキによって成形されているもので、表面の剥離が著しく、端部が欠けているなど、上段のものと設置の年代が異なることが良好に観察できる。遺構面にはこの井戸の堀方が検出され、ここからは江戸期の時期でまとまる遺物が出土している。

また、その他の遺構としては、井戸SE01の水回りに関係する石組みの溝SD01が検出された。石組みの溝SD01については井戸SE01から西方向に伸びていくものであり、井戸に接する位置が最も高位となっているものである。遺構面である江戸期の造成土を掘削して作り付けられているもので、一部が失われているが、底に石敷きがなされた石組みの溝である。側石は20cm前後のチャート系の石材を主として使用しており、底の敷石についても板状のものではなく、側石と同様の角礫が使用されている。井戸に接する付近がハの字形に緩やか

に開いており、底が石敷きであることから井戸で使用した廃水等を流すためのものであると考えられる。堀方等で遺物が伴わなかったために時期は不詳である。

T15遺構検出状況

T15については、T14の南東に調査区を設定して調査を行ったものである。調査区は南西から北東を向くもので、長さ5.4mで幅1.1mの調査区を基本として、南東方向に幅約50cmで長さ約1.5m、北東方向に幅約50cmで長さ約2m調査区をそれぞれ拡張した。深さは約70cmの深度まで掘削を行い、この高さで江戸期の造成土を検出した。遺構面については近現代の造成によって削平を受けている状況である。層序については、基本的にT14で確認された堆積と同様の状況が観察できており、(図36)のように、腐葉土の黒褐色粘土層がGL-10cmまで堆積しており、以下に褐色粘土層等の現代の造成土、近明灰褐色粘土層の代期(大正から明治期)の造成土が堆積しており、GL-50～70cmで最下層の江戸時代の造成土となる。遺構面直上の包含層として灰色砂質土層が検出されている。やはり、他の調査区と同様にこの最下層の江戸期の造成土については添圧がなされているようで、硬く締まっている状況であった。

遺構しては南西から北東に並ぶ石列01が検出された。これは、T14の石列01に連続するものである。約10cm程度の段差を形成している造成土の土留めの石列であると考えられる。T14で検出されたものとは90°方向が異なり、井戸SE01が存在する空間を区画する意図で並べられたもののようである。遺物が伴わなかったため、時期については不詳である。

また、石列02については、現況で露出している土手の土留め石垣から延長するものである。調査区のほぼ中央で約100°で北西方向に屈曲し、伸びていくものである。これら石列01・02については裏込めの造成土中から明治期以降の遺物が出土しており、当該箇所が庭園としての機能を失ってから造作されたものであるといえる。

この調査区での江戸時代の遺構としては、調査区ほぼ中央やや東よりの地点で、南北方向に伸びる石垣を検出した。これは高さ約50cmを計るもので、自然石が3段程度に積まれて形成されているものであり、現況で露出していた明治期以降のものと考えられる石垣とは、石材の大きさや積み方が異なるものである。この石垣の延長方向を確認するため調査区の中央に南東方向に拡張調査区を設定したが、この位置でも石垣が検出され、N－6°－Wの方向軸をもって延長していくことが確認された、この方向軸は東側に存在する中堀に面した高石垣と同一の方向を持っており、当初の土手の土留め石垣であると考えられる。この石垣の裏込めについては、範囲確認調査であったために断ち割り等の掘削は行っていないが、遺構面の検出時に江戸期と考えられる遺物の小片を確認している。

T16遺構検出状況

この調査区は、調査対象地区の南東部分に現況で露出している石垣前面に設定したもので

ある。調査区設定の意図としては、T12で検出していた江戸期の石列の延長方向に設定したもので、石列の並びの限界を確認するためのものであった。

調査区は南東から北西を向くものである。長さ約5.5mで幅約80cmの細長い平面形を成すものである。深さは約50cmの深度まで掘削を行い、この高さで江戸期の造成土を検出した。生活面については近現代の造成によって削平を受けている状況である。層序については、基本的にT16で確認された堆積と同様の状況が観察できており、（図37）のように、表土である黒褐色粘土層がGL-10cmまで堆積しており、以下に暗灰色粘土層、黄褐色粘土層の現代の造成土、灰褐色粘土層等の近代期（大正から明治期）の造成土が堆積しており、遺構検出面が江戸時代の造成土となる。やはり、他の調査区と同様にこの最下層の造成土については添圧がなされているようで、硬く締まっている状況であった。

検出された遺構としては、調査区のやや北よりの位置で、石列と考えられる石材の並びが確認できた。これを石列01とする。残存状況は良くはないが、約50cmの石材が及び石材の設置痕跡がN-76°-Wの方向軸で検出された。また、石列の南側には裏込めの埋土が検出され、これ以南が約20cm高くなることから、この造成土の段差を土留めするための石積みであったと考えられるものである。

また、調査区の南端部分においては比較的大きな石材による石列を検出した。これについては、T15で検出していた江戸期の石垣の延長線上に位置していることから、この石垣の根石に当たるのではないかと考えられる。この石列については、南端部で約36°屈曲し南東方向に延長していくものであり、この屈曲してからの方向軸については、やはり中堀に面している高石垣の屈曲と同様の方向軸を持っている。このことから、高石垣とこれに伴う裏面土手の土留め石垣は一定の幅をもって平行して造られ、屈曲位置についてもほぼ同様の位置で屈曲するということが分かるものである。

T17遺構検出状況

この調査区は、調査対象地区の南端部分に存在する記念碑の前面に設定したものである。調査区設定の意図としては、T16と同様にT12で検出していた江戸期の石列01の延長方向に設定したもので、石列の並びの限界を確認するためのものであった。

調査区は南西から北東を向くもので、長さ約2.9mで幅約1.2mの細長い平面形を成すものである。深さは約50cmの深度まで掘削を行い、この高さで江戸期の造成土を検出した。遺構面については近現代の造成によって削平を受けている状況である。

層序については、基本的にT16他の調査区で確認された堆積と同様の状況が観察できており、（図38）のように、表土である黒褐色粘土層がGL-10cmまで堆積しており、以下に暗灰色粘土層、黄褐色粘土層の現代の造成土、灰褐色粘土層等の近代期（大正から明治期）の造成土が堆積しており、遺構検出面が江戸時代の造成土となる。やはり、他の調査区と同様にこの最下層の造成土については添圧がなされているようで、硬く締まっている。

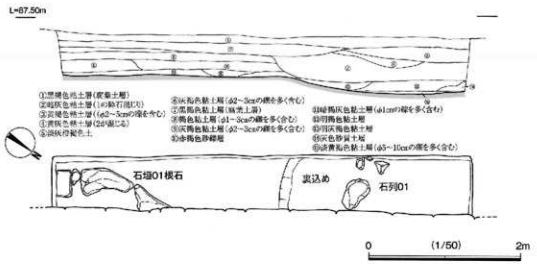

図 37　T16 平面図・断面図

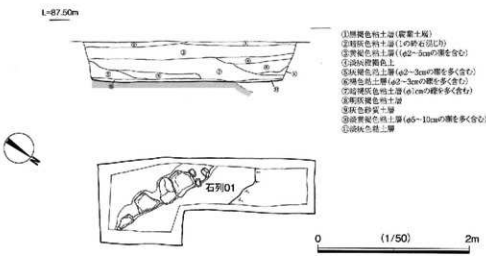

図 38　T17 平面図・断面図

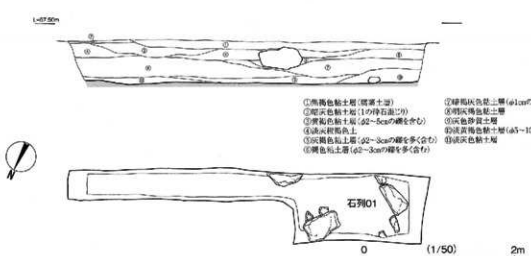

図 39　T18 平面図・断面図

この調査区においても、南東から北西に延びる石列01を検出することができた。この石列の石材幅30～20cmの大きさのもので構成されており、面は北側に向けて並べられるものである。この石列の南側については、石材の高さ分の約15cm程度高く造成がなされており、この石列01が土留めとなって南側が一段高くなっていると考えられる。

T18遺構検出状況

この調査区は、調査対象地区の南端部分に存在する遠城謙道の碑と井伊直弼像の間に設定したものである。調査区設定の意図としては、T16と同様にT12で検出していた江戸期の石列01の延長方向に設定したもので、石列の並びの限界を確認するためのものである。

調査区は南西から北東を向くもので、長さ約4.8mで幅約40cmと90cmの細長い平面形を成すものである。深さは約60cmの深度まで掘削を行い、この高さで江戸期の造成土を検出した。生活面については近現代の造成によって削平を受けている状況である。

層序については、基本的に他の調査区で確認された堆積と同様の状況が観察できており、(図39)のように、砕石が敷かれている表土がGL-10cmまで堆積しており、以下に暗灰色粘土層の現代の造成土、暗灰色粘土層、黄褐色粘土層、淡灰橙褐色土、暗褐灰色粘土層、明灰褐色粘土層の近代期(大正から明治期)の造成土が堆積しており、最下層の江戸時代の造成土となる。遺構面直上には江戸期の包含層である淡黄褐色粘土層と淡灰色粘土層が堆積している。他の調査区と同様にこの最下層の江戸期の造成土については添圧がなされているようで、硬く締まっている状況であった。

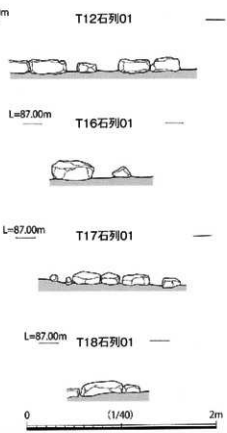

図40　検出された石列立面図

この調査区でもやはり、南西端において石列01を検出している。この石列01についてもやはり北側に面をもっているもので、石列によって土留めされた南側は約15cm程度で一段高くなっている状況である。

また、この調査区においてはGL-26cmで上層の造成土面(明灰褐色粘土層、暗褐灰色粘土層)を検出しており、この面に上面が平坦な石材を確認している。この石材については2石確認されているが、同一面でほぼ同一レベルで検出されており、造成土に明治期以降の遺物が包含していることから、庭園としての機能を失ってから建てられた何らかの建物に伴うものである可能性が考えられ、あるいは彦根公会堂に伴う施設の礎石であるとも考えられる。

これらT16・17・18で検出されている石列01については、その方向軸がほぼ共通していること、北側に面があり、南側の高まった造成土の土留めであるということの2点についてT12で検出している石列と同様の状況で、このT12の石列からの延長であると考えることが可能である（図40）。

T19遺構検出状況

この調査区は、調査対象地の西端部の駐車場管理施設の北西側で設定したものである。調査区は南西から北東を向くもので、長さ約6.4mで幅約2.7mの細長い平面形を成すものである。深さは約50cmの深度まで掘削を行い、この高さで江戸期の造成土を検出した。遺構面については近現代の造成によって削平を受けている状況である。

層序については、基本的に他の調査区で確認された堆積と同様の状況が観察できており、（図41）のように、表土が黒褐色粘土層でGL-10cmまで堆積しており、以下に灰褐色粘土層、灰色砂質土層等の現代の造成土、淡黄褐色粘土層、淡灰色粘土層の近代期（明治から大正期）の造成土が堆積しており、最下層の江戸時代の造成土となる。遺構面直上まで削平されている。他の調査区と同様にこの最下層の造成土については添圧がなされているようで、硬く締まっている状況であった。

調査区は現代のものと考えられる撹乱が多く見られる状況であったが、遺構としては礎石

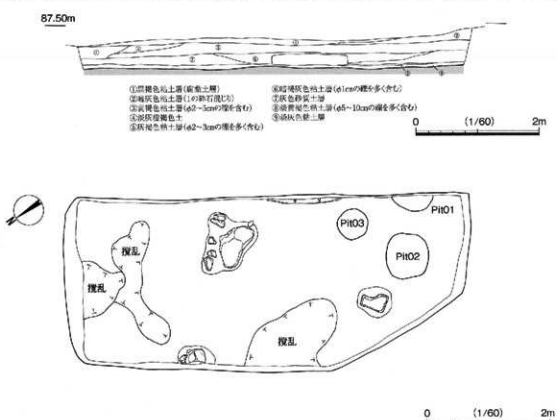

図41　T19平面図・断面図

と考えられる石材が2石検出でき、礎石抜き取り痕と考えられるPit01、Pit02、Pit03が検出されている。石材については上面が平坦なものであり、設置に際して堀方を伴うものである。このため、石材の下半は埋没している状況である。

Pit01については、調査区南東壁面に掛かっているため平面形は不明であるが、最大幅で70cmを計るものである。Pit02は平面形がほぼ円形を成し、幅は約70cmを計る。Pit03についても円形を呈するもので、幅約50cmを計るものである。

また、調査区の南東壁面には隣接する駐車場管理施設の土台と考えられるコンクリートが確認でき、遺構面に影響を与えている攪乱についても、この時期のもののようである。

平成21年度調査の小結

平成21年度の遺構範囲確認調査は、「玄宮園図」や「玄宮園三分一間割画図」等の絵図資料に基づいて、玄宮園の範囲を確認するために実施したものである。調査対象地である桜場駐車場は絵図と比較すると、本来は玄宮園の範囲として描かれているもので、平成20年度の遺構範囲確認調査で検出できた「杜若沼」の他に「御馬繋」、「御門」、「梅園」、「栽溜」、「畑中御茶屋」、「大窮」、「中窮」、「新山」等の注記のある描写や橋、塀などが描かれている（図43）。これに反して、現状では桜場駐車場については特別史跡の範囲として指定されており、名勝の指定範囲には含まれていない。さらに、現況では「桜場駐車場」という名称のとおり桜が植栽されている地区で、駐車場にも利用されているなど絵図に描かれている本来の姿とはほど遠い状況を呈している。このため、遺構範囲確認調査の目的としては、玄宮園と隣接する武家屋敷や道路との境界に関係する施設の遺構を検出することで、玄宮園の範囲を確定していくことを方法として採用した。調査区の設定位置としては、絵図資料を参考にしながら、玄宮園の南西に面する道路境界、また、塀や御馬繋等の境界位置を特定することの可能な遺構の検出が見込まれる位置に調査区（T7～T19）を設定した（図42）。

今回の調査で検出した遺構としては、玄宮園と外部とを区画すると考えられる石列がT7・T12・T16・T17・T18で検出されている。T12・T16・T17・T18の石列01についてはT12で検出されているものからの延長線上に検出でき、T18での検出位置付近で若干方向軸を北に振るが、ほぼ直線上に検出されているものである。玄宮園の内側である北側に面を持たせて並べられているものであり、玄宮園側からの視覚を意識したものである。また、これらの石列の上端面については、それぞれの検出調査区の範囲内でほぼ水平にそろっており、石材の大きさもほぼ同一規模のものが選択して使用されているようである（図40）。なお、『玄宮園図』の描写を観察すると現況と同様に玄宮園の前面には道路が描かれており、その道路との境界には白漆喰の瓦塀が描かれている。この白漆喰の瓦塀の基礎部分については灰色に塗られた基礎が描かれている。今回、検出された石列についてはこの白漆喰の瓦塀の基礎である可能性が高く、石列の上に土台を載せるために上面が平坦に近い形でそろっていると考えられる。

また、T8・T19においては、建物の基礎と考えられる石列及び礎石の抜き取り痕と考えられるPit02、Pit03を検出している。これらは、現況の桜場駐車場の西端部の玄宮園寄りに位置しており、絵図には「御馬繋」の注記と建物の描写を観察することができる。このためにこれらの遺構についてはこの「御馬繋」に伴うものであると考えられる。

また、この「御馬繋」が存在していたと考えられる部分にあたるT9においては、暗渠状遺構が検出されている。これは石で組まれたもので目地が粘土等で埋められておらず、傾斜的にも西側の内堀方向へ傾いていることから排水暗渠と考えられるものである。この暗渠状遺構の延長方向にあたる内堀石垣については、現況では排水口は確認できないが、本来は存在していたことも可能性としては残るものである。

調査区の南東端部においては、T14で井戸SE01とT13・T15・T16のそれぞれの調査区において土手の土留めの石垣及び石列が検出された。これは中堀に面している高石垣の裏手、絵図で「御土手敷」と注記のある部分に該当するものである。この高石垣については、特別史跡彦根城跡の範囲内においても平坦部に築造されたもので、曲輪の外周に堤防のように築かれた所謂「石塁」と表現できるものである。この石塁というものは、山城や平山城等では高低差があることから高石垣を築く際に高さを十分に取ることができるが、平城では内と外に高低差があまりないために用いられる手法で、堤防状の石塁を設けてその外面に石垣を築くというものである。『玄宮園三分一間割画図』には「御高塀」の注記があり、「塀」という文字で表現されていることからも、これら石塁に対しての当時の意識が伺えるものである。特に彦根城の場合は、基本的に第二郭の中堀に面した部分がこの堤防状の石塁となっている。この石塁の内側斜面については櫓や門が存在していた部分が雁木になっている以外は基本的に芝や藪の斜面になっており、「玄宮園三分一間割画図」にも「御土手敷」と表現されている。この土手の崩壊を防ぐことを目的として土留めの石垣が裾部に築かれているようである。

次にT14で確認された井戸SE01については、地表に露出しており、調査前の現況観察でも確認できるものであった。井戸枠は上一段がコンクリート製の管状であり、下段は漆喰タタキによって成形されたものである。下段のものの表面の風化が著しくかなりの期間が経ってから上端の井戸枠が新たに設置されたと考えられるものである。

以上のように平成21年度の遺構範囲確認調査についての小結を述べてきたが、最後章の「Ⅳ まとめにかえて－絵図から見た玄宮楽々園－」で調査成果を絵図と比較することで遺構の範囲について検討を行いたい。

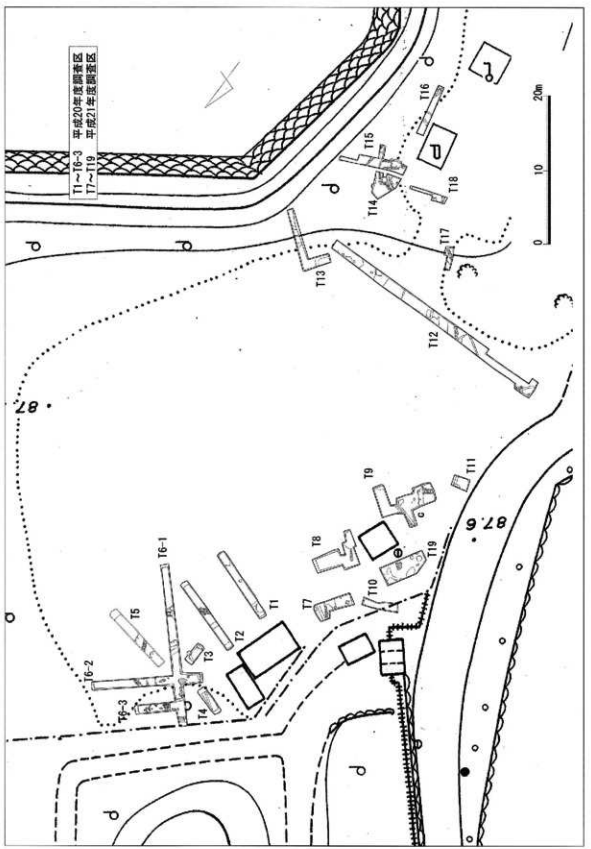

図 42　平成 20 年度・平成 21 年度調査区全体図

Ⅵ　出土遺物

出土遺物については、平成20年度と平成21年度に出土したものを一括で提示している。このため、それぞれの出土位置等の情報については章末に一覧表を付した。

1～8は、土師皿である。1～7については、直線的な体部のもので、口縁端部が工具によって面取りされて面を成し、断面形が方形に近い形を呈するものである。これは内型に押し当てて成形されているようで、外面には指頭圧痕が多く見られるが内面には全くみられないものである。口縁部には横ナデは見られず、口縁部の処理は工具による面取りそのままで収められている。いずれも扁平な形状であり、器壁も3mm以下と非常に薄く仕上げられている。口径については、10cm以下の1～3と、10cm以上の4～7の2系統に分けられるようである。時期は不詳であるが、在地産と考えられるものである。8については、口径11.8cmを計るもので、体部が内湾する形状のものである。口縁部はヨコナデされており、端部は外面が丸く収められている。器壁も比較的厚いつくりである。18世紀後半の内面に圏線の巡るタイプの口縁部である。

9～12は、灯明皿である。全て外面下半を除いて灰釉が施されているものである。11については3本単位の櫛書きを交差させており、12については2本単位の櫛書きを交差させているが、一方のものが一本となっている。11の口縁部内面の一箇所について円形の粘土を貼り付けることで厚みを持たせ、つまみとしているものである。10についても、菊紋に成形された粘土板を口縁内面端部に貼り付けて、つまみとしているもので内面の中央部には重ね焼きの際の円錐ピンの痕跡が確認されるものである。概ね18世紀後半から19世紀初頭の信楽産陶器であると考えられる。

13は、小皿である。口径は14.2cmを計るもので、外面は無紋であるが、内面底部から口縁部が立ち上がる外周の位置に呉須で圏線が巡らされ、ここに2本単位の直線が網目状に交差して描かれている。

14～23は、磁器の碗である。14については口径7.4cmの小型のもので、器壁は薄手につくられているものである。口縁部は外反するものである。15・16・17・18・20・21・22については、底部から緩やかに内湾する体部を持つものであり、18世紀後半から19世紀前半の肥前系と考えられる。15については菊紋、18については五三桐の紋がコンニャク印判で施紋されている。19については直線的に外方に開く口縁部を持つもので、器壁は比較的薄いものである。23については、口縁部が直線的に真上に立ち上がるもので、口縁端部には輪花状凹みが確認できる。

24は、陶器の碗である。内外面共に草花の紋様を施すものであるが、焼成は軟質であり、釉薬も薄くかけられ、剥離している部分がある。19世紀前半の京都系の軟質施釉陶器であると考えられる。

25については、施紋が印刷によるもので、明治期以降のものである。

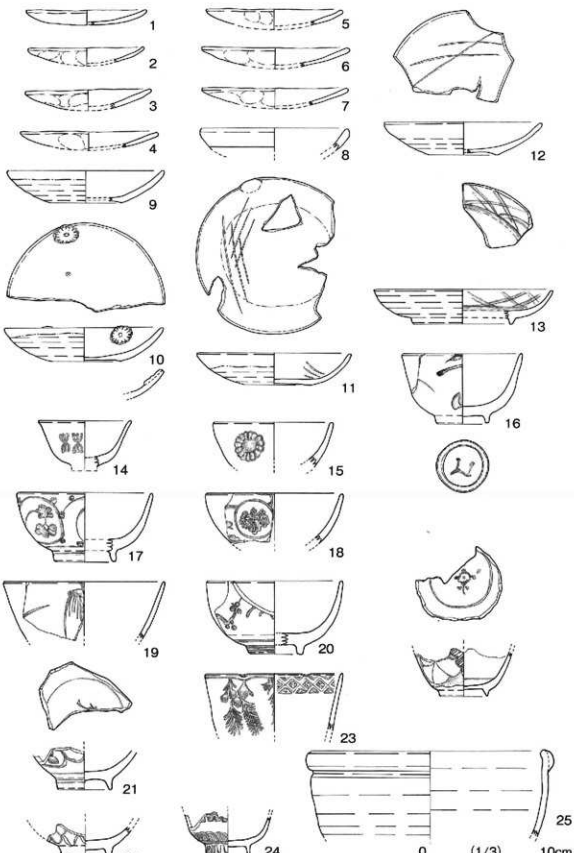

図43　出土遺物

26は、瀬戸の鉢である。ロクロ成形されており、口縁部には紐状の粘土が重ねられて肥厚部との境界にはヘラ状工具によって沈線が巡らされており、粘土紐の添付に伴う継ぎ目の摺り消しの意味を持つ貼り付けナデと考えられる。口径は19.7cmを計り、小片ではあるが、片口鉢である可能性がある。釉薬については灰釉が内外面に集めにかけられているものである。

27は、磁器の小瓶である。約7.6cmと長い頸部を持つもので、らっきょう形を呈するものである。口径は1.6cmで、口縁端部については丸く収めるものであり、外面には蛸唐草が施紋されている。

28は陶器製の徳利である。これは体部の横断面で隅丸の正方形を成すもので、その対となる2面に鉄釉による銘が入るものである。銘は「扶桑　仙齢酒」と「近江　桑関亭製」という文字がそれぞれ書かれている。頸部は横断面でも円形を呈すが、断面正方形の体部についてはロクロナデの痕跡がわずかに残り、端部にシワ状の歪みが見られることから通常通り円形にロクロ成形をした後に、板状工具等によって曲面を平面に成形していることが分かるものである。底部は施釉されておらず、高台もない。19世紀代の信楽産陶器であると考えられる。

29は、合子の蓋である。ドーム状の形状であり、上面は平坦な形状を成すものである。端部には段差が作られており、「返り」となっている。また、外面全体には蛸唐草紋が施紋されている。19世紀前半の肥前系磁器であると考えられる。

30～33は、擂り鉢である。30については口縁部が受け状に成形されているもので、内面に施されている摺り目も粗いものである。31と32については口縁部分外面に粘土帯を貼り付けてからロクロナデで成形したもので、31はこれがより幅広のもので端部が面となるもの。32については比較的幅が狭いもので端部がやや尖って収まるものである。31については、体部が大きく外反してから立ち上がって口縁部となるものでロクロナデの単位も細かく、器壁は薄いものである。32については大部が直線的に外方に立ち上がるもので、やや外反してから口縁部となるものでロクロナデの単位は31に比して粗い。体部の器壁は厚く作られているものである。30・32・33については、概ね18世紀後半から19世紀代の信楽焼であると考えられる。31については、同様の時期の常滑産と考えられる。

34は、陶器の鉢である。口縁端部は横方向に幅広の粘土紐を載せることで断面L字に成形され、上端面が広くなるようにしている。体部は波状に湾曲して成形されており、それが口縁部にまで及んで輪花状になっているものである。

35は、火鉢である。ロクロ成形されたものであり、内面にはロクロナデの調整が残っている。底部には高台が付けられていた痕跡が確認でき、内面の高台接合部分には貼り付けナデが見られる。また、内面の底部と体部との境界付近には指頭圧痕が残っており、部分同士の結合の痕跡であると考えられる。釉薬については施されず、体部外面については細かい横方向のヘラミガキが施されており光沢を持たせている。

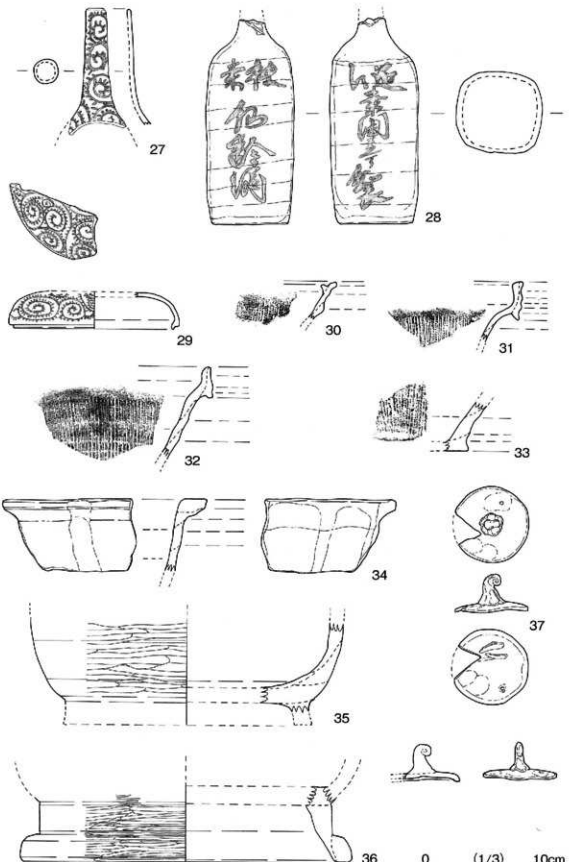

図44 出土遺物

35は、風呂、あるいは火鉢と考えられるものである。体部内面については残存状況が悪く詳細は観察できないが、指頭圧痕跡を認めることができる。高台については端部に粘土紐を貼り付けることで肥厚させて接地面での強度を確保しているものである。また、高台部の内面についてはロクロナデで調整されており、外面には細かい幅の横方向のヘラミガキが施されているものである。釉薬は施されておらずヘラミガキで光沢を持たせたものである。

37は、陶器の蓋である。手捏ねによって成形されているもので平面形が歪な円形を成すもので、接地部分についても平坦ではなく、浮き沈みがある形状である。上面には一箇所蒸気抜きの小孔が開けられている。これは、上面から下面に棒状の工具で開けられており、上面には指で押さえられているが下面には粘土の盛り上がりがそのまま残されている。また、上面には蕨手状の把手が付けられており、これも手捏ねで成形されている。貼り付けについては上方からナデつけるように痕跡が残っている。

38は、灯明に伴い使用される灯心押さえである。これは銅製のもので幅1.5㎜の細い銅板を丸め、そこから持ち手の部分を斜めに立ち上げているものである。表面は緑青が噴いているが、残存状況は良いものである。接地部分を丸めて整形しているが、先端部は一周して下方に滑り込むように作られている。

39～43は、鉄製品である。断面が四角形であることから鍛造のものであると考えられるが、完形ではないことから、釘であるか鏃状のものであるかは不明である。表面はサビで覆われており詳細については不明である。

44・45は土人形の一部である。44については動物の前足部分と考えられ、手捏ね成形去れているものである。土師質のものであり、腕の内側には体部と接着していた痕跡を認められる。稲荷の狐かとも考えられる。45については七福神の福禄寿を象ったものである。成形は合わせ型によるもので、型の痕跡を側面に確認することができる。頭部は粘土が詰まっているが、体部は中空となっている。

46は、「寛永通寶」である。錆等にはあまり影響を受けず、残存状況は良好である。

47は、陶器製の学生ボタンである。型成形されているもので、表面には輪郭線の表現の中に桜の花の紋が施されている。近代の所産であると考えられる。

48～52は、軒丸瓦である。今回出土した軒丸瓦の巴については、全て左巻きのものである。48は外区の珠紋数が14珠紋となるもので、瓦当部については直径13.6cm、厚さ2.1cm。内区径が5.5cmを計り、珠紋の径は8㎜を計るものである。丸瓦部分の裏面には棒状工具によるタタキの痕跡が確認できる。また、瓦当部の紋様区には剥離剤としてのキラコの痕跡が確認できる。49は外区の珠紋数（復元）が15珠紋となるもので、瓦当部については直径（復元）13.4cm、厚さ2.3cm。内区径が6.1cmを計り、珠紋の径は7㎜を計るものである。また、瓦当部の紋様区には剥離剤としてのキラコの痕跡が確認できる。50は外区の珠紋数（復元）が16珠紋となるもので、瓦当部については直径（復元）13.4cm、厚さ2cm。内区径が6.2cmを計り、珠紋の径は1.2㎜を計るもので珠紋が比較的おおきなものである。また、瓦当部の紋

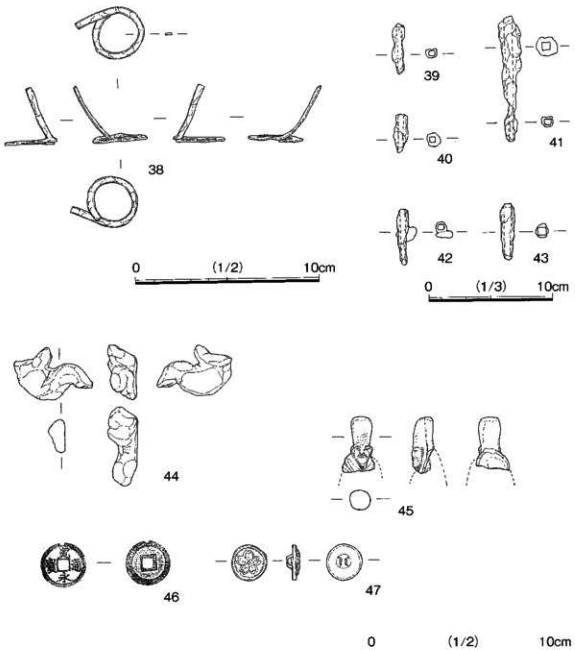

図45　出土遺物

様区には剥離剤としてのキラコの痕跡が確認できる。51は外区の珠紋数（復元）が16珠紋となるもので、瓦当部については直径（復元）14.9cm、厚さ2.2cm。内区径が6.1cmを計り、珠紋の径は10mmを計るものである。また、瓦当部の紋様区には剥離剤としてのキラコの痕跡が確認できる。52は外区の珠紋数（復元）が13珠紋となるもので、瓦当部については直径（復元）12.5cm、厚さ2cm。内区径が4.9cmを計り、珠紋の径は11mmを計るものである。また、瓦当部の紋様区には剥離剤としてのキラコの痕跡が確認できる。これらの軒丸瓦は裏面についてはナデで調整されており、丸瓦との接合部分に強いナデがされた後、一定方向にナデられ、最後に瓦当部裏面の外郭部分に沿ってなでられるものである。

53と54は、いずれも小片のために詳細は不明であるが軒平瓦である。53は中心飾りが丁字となるもので、欠損しているが2つの丁字が交差して配置されているものである。この両脇には丁字の葉が伸びていくものである。瓦当部の高さは4.8cm、外区幅が上部が10mm、下部が8mmであり、顎の下部の幅が1.8cmを計る。平瓦部分の厚さは2.2cmであり、瓦頭部との接合部分には強い貼り付けナデが確認できる。54は中心飾りが三子葉紋となるもので、中央のものが菱形を成し、両脇のものが外反する形状のものである。この両脇には唐草が伸びていくものである。瓦当部の高さは4.1cm、外区幅が上部が10mm、下部が10mmであり、顎の下部の幅は欠損しているため不明である。平瓦部分の厚さは1.5cmであり、瓦頭部との接合部分には強い貼り付けナデが確認できる。

55と56は、菊丸瓦である、55は、瓦当部については直径10.6cm、厚さ2.2cmを計る。菊紋は12弁のもので中心に8mmの珠紋が付く。また、瓦当部の紋様区には剥離剤としてのキラコの痕跡が確認できる。56は、瓦当部については直径10.4cm、厚さ2.2cmを計る。菊紋は12弁のもので中心に8mmの珠紋が付く。また、瓦当部の紋様区には剥離剤としてのキラコの痕跡が確認できる。55とほぼ同じ規格で生産されているようである。これらの菊丸瓦についても裏面はナデで調整されており、丸瓦との接合部分に強いナデがされた後、一定方向にナデられ、最後に瓦当部裏面の外郭部分に沿ってなでられるものである。

57は、丸瓦である。全長が29.8cm、筒部の幅が14.2cm、玉縁の長さが3.0cm、幅6.3cm、筒部の厚さが1.8cmを計るものである。筒部の裏面については鉄線切りのコビキBの痕跡が明瞭に残り、玉縁の接続部分には粘土を絞った縦方向のシワを観察することができる。その上を棒状の工具によって叩いているものである。尻の内面の部分及び両側部の内面、玉縁端部の裏面にはヘラ状工具による面取りが見られる。

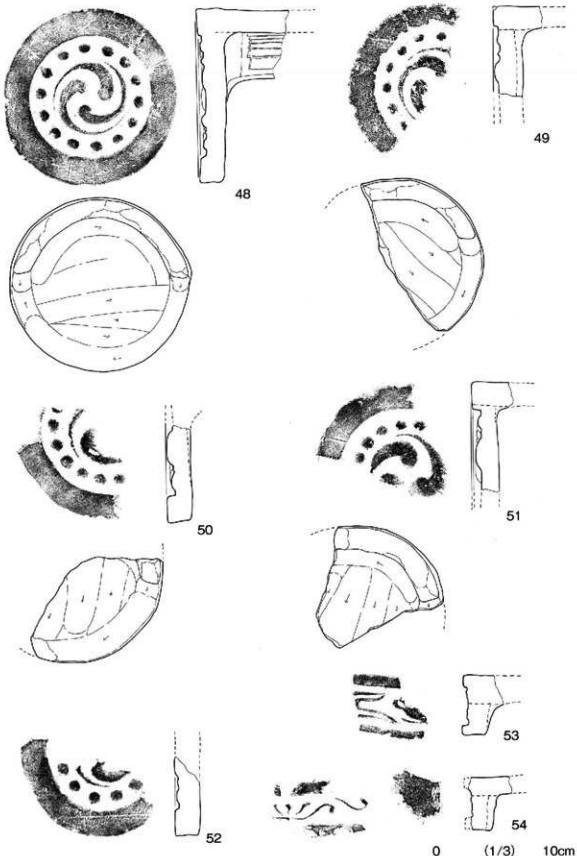

図 46 出土遺物

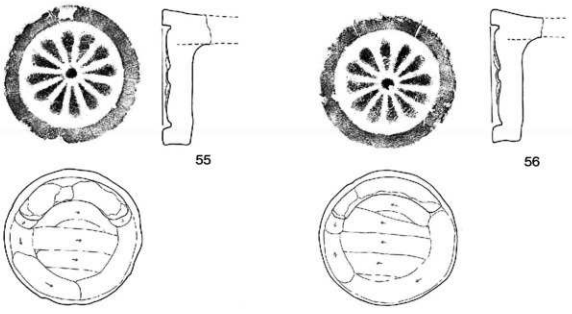

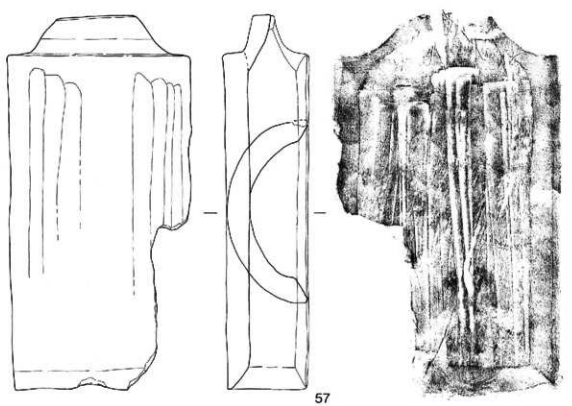

0 (1/3) 10cm

図47 出土遺物

表3　出土遺物一覧表

土器・陶磁器

No.	出土位置 調査区	層位	種類	系統	器種	器形	時期	釉薬	装飾・銘	法量（cm） 口径	器高	底径
1	T13	褐灰色砂質土層	土師器	–	土師皿	–	19C前	–	–	9.6	1.2	–
2	T16	灰色砂質土層	土師器	–	土師皿	–	19C前	–	–	9.4	–	–
3	T16	淡黄褐色粘土層	土師器	–	土師皿	–	19C前	–		10.2	–	–
4	T16	淡黄褐色粘土層	土師器	–	土師皿	–	19C前	–	–	11.0	–	–
5	T16	灰色砂質土層	土師器		土師皿	–	19C前	–	–	11.0	–	–
6	T16	灰色砂質土層	土師器	–	土師皿	–	19C前	–	–	11.8	–	–
7	T16	灰色砂質土層	土師器	–	土師皿	–	19C前	–	–	11.8	–	–
8	T8	明橙褐色土	土師器	–	土師皿	–	18C後	–	–	11.7	–	–
9	T13	褐灰色砂質土層	陶器	信楽	灯明皿	丸形	18C後	灰釉	–	12.6	2.5	5.8
10	T16	淡黄褐色粘土層	陶器	信楽	灯明皿	丸形	18C後	灰釉	菊紋	12.8	2.7	5.4
11	T13	褐灰色砂質土層	陶器	信楽	灯明皿	丸形	18C後	灰釉	線刻	12.4	2.5	6.0
12	T16	明褐色粘土層	陶器	信楽	灯明皿	丸形	18C後	灰釉	線刻	12.8	2.7	5.6
13	T16	明褐色粘土層	磁器	肥前系	小皿	丸形	19C前	透明	染付	14.2	2.7	8.0
14	T12	暗褐色粘土層	磁器	信楽か	小碗	–	19C中	透明	染付	7.6	–	–
15	TT8	明橙褐色土	磁器	肥前系	中碗	–	18C前	透明	染付	9.4	–	–
16	T13	褐灰色砂質土層	磁器	肥前系	中碗		18C中	透明	染付	9.6	5.6	4.2
17	T16	淡黄褐色粘土層	磁器	肥前系	中碗	–	18C後	透明	染付	11.0	–	4.8
18	T14	橙灰褐色粘土層	磁器	肥前系	中碗	–	18C前	透明	染付	11.0	–	–
19	T13	明褐色粘土層	磁器	肥前系	中碗	–	19C前	透明	染付	13.0	–	–
20	T9	淡褐色粘土層	磁器	肥前系	中碗	–	18C前	透明	染付	10.8	5.9	4.2
21	T12	暗褐色粘土層	磁器	肥前系	中碗	–	18C後	透明	染付	–	–	4.4
22	T9	淡褐色粘土層	磁器	肥前系	中碗	–	18C後	透明	染付	–	–	4.0
23	T16	淡黄褐色粘土層	磁器	肥前系	中碗	–	19C前	透明	染付・輪花	11.0	–	–
24	T9	淡褐色粘土層	陶器	京都系	中碗	–	18C後	透明	染付（軟質）	–	–	3.4
25	T12	暗褐色粘土層	磁器	肥前か	小碗	–	19C前	透明	染付	–	–	3.8
26	T6-1	暗青灰褐色粘土層	陶器	瀬戸・美濃	鉢	片口	18C後	灰釉	–	19.8	–	–
27	T18	明橙褐色土	磁器	肥前系	小瓶	らっきょう形	19C前	透明	染付	1.6	–	–
28	T12	暗褐色粘土層	陶器	在地系か	徳利	体部四角	19C後半	透明	鉄釉による銘	–	–	7.0
29	T18	明橙褐色土	磁器	肥前系	合子蓋	ドーム形	19C前	透明	染付	–	3.0	13.8
30	T12	暗褐色粘土層	陶器	信楽	擂り鉢	–	18C後	–	–	–	–	–
31	T18	淡黄褐色粘土層	陶器	信楽	擂り鉢	–	18C後	–	–	–	–	–
32	T14	橙灰褐色粘土層	陶器	信楽	擂り鉢	–	18C後	–	–	–	–	–
33	T8	橙黄褐色粘土層	陶器	信楽	擂り鉢		18C後	–	–	–		
34	T9	明橙褐色土層	陶器	信楽	鉢	–	19C前	灰釉	輪花	–	–	–
35	T8	橙黄褐色粘土層	陶器	–	火鉢	–	18C後	–	ヘラミガキ	–	–	–
36	T6-1	暗青灰褐色粘土層	陶器	–	風呂	–	18C後	–	ヘラミガキ	–	–	26.6
37	T6-2	青灰色砂質土層	陶器	在地系か	蓋	蔵手把手	–	–	–	–	2.9	6.1

金属製品その他

No.	出土位置 調査区	層位	種類	系統	器種	器形	時期	釉薬	装飾・銘	法量（cm）：残存部 高（長）	幅	厚さ
38	T16	淡黄褐色粘土層	銅製品	–	灯心押さえ	–	–	–	–	4.6	4.1	0.1
39	T13	暗褐色粘土層	鉄製品	–	釘か	–	–	–	–	4.1	0.9	0.7
40	T9	淡褐色粘土層	鉄製品		釘か		–	–	–	9.9	1.9	1.6
41	T9	淡褐色粘土層	鉄製品	–	釘か	–	–			3.0	1.2	1.0
42	T9	淡褐色粘土層	鉄製品	–	釘か	–	–	–	–	4.5	0.9	0.8
43	T9	淡褐色粘土層	鉄製品	–	釘か	–	–	–	–	4.5	1.1	1.1
44	T18	淡黄褐色粘土層	土師器	–	土人形	狐か	–	–	–	–	–	–
45	T13	暗褐色粘土層	土師器	–	土人形	福禄寿	–	–	–	2.9	1.6	1.1
46	T14	表面採集	古銭	–	寛永通寳	–	–	–	–	3.6	3.6	0.1
47	T8	暗灰色粘土層	陶器	–	学生ボタン	–	–	–	桜花	1.9	1.9	0.7

軒丸瓦・軒平瓦・菊丸瓦（49～52の珠紋数と法量については復元値である。）

No.	出土位置 調査区	層位	種類	系統	器種	器形	時期	釉薬	装飾・銘	法量（cm）：残存部 瓦当幅	瓦当厚	内区径
48			瓦	–	軒丸瓦	–	–	–	14珠紋左巻	13.6	2.1	5.5
49	T13	褐灰色砂質土層	瓦	–	軒丸瓦	–	–	–	15珠紋左巻	13.4	2.3	6.1
50			瓦	–	軒丸瓦	–	–	–	16珠紋左巻	13.4	2.0	6.2
51			瓦	–	軒丸瓦	–	–	–	16珠紋左巻	14.9	2.2	6.1
52			瓦	–	軒丸瓦	–	–	–	13珠紋左巻	12.5	2.0	4.9
53			瓦	–	軒丸瓦	–	–	–	中心飾り：丁字	4.8	1.8	3.0
54			瓦	–	軒丸瓦	–	–	–	中心飾り：三子葉	4.1	1.5	2.1
55			瓦	–	軒平瓦	–	–	–	12弁菊紋	10.6	2.2	–
56			瓦	–	軒平瓦	–	–	–	12弁菊紋	10.4	2.2	–

丸瓦

No.	出土位置 調査区	層位	種類	系統	器種	器形	時期	釉薬	装飾・銘	法量（cm）：残存部 全長	筒部幅	下縁長
57			瓦	–	丸瓦	–	–	–	–	29.8	14.2	3.0

Ⅶ　まとめにかえて
－絵図から見た玄宮楽々園－

今回の発掘調査で確認できた遺構について、検出状況についてはⅤ章で述べたところであるが、この章では、検出された遺構と『玄宮園三分一間割画図』及び『玄宮園図』に見られる各部の描写と位置関係を比較することで、遺構の性格と玄宮楽々園の範囲を検討していく作業を行う。『玄宮園三分一間割画図』は平面図で、各部の寸法が注記され、遺構図や現況図との比較を行いやすいものである。『玄宮園図』は鳥瞰図で、西舗上方から見た玄宮園を描いたものであり、植栽や建造物等の施設が立体的に描かれているため、個別の描写の識別に適しているものである。また、共に庭園である玄宮園のみを描いたものであり、居住空間である楽々園は描写に含まれていない。

「杜若沼」については、Ⅴ章の平成20年度調査の小結において調査成果に基づいての想定復元を行い、ほぼ位置が特定できている。また、『御樋筋絵図』の杜若沼部分を観察すると、「杜若沼」の東岸を廻り込む形で樋筋が描かれており、この状況も発掘調査で確認できた左巻きの円弧状の暗渠状遺構の検出状況に合致する。また、護岸についても、先述しているように石組み護岸、洲浜というそれぞれの護岸形状が絵図と同位置で検出できており、「杜若沼」周辺については遺構の残存状況は良好である。このため「杜若沼」の検出位置及び方向を、以下に行うその他の遺構についての位置関係を検討する際の基本とすることとする。まず、絵図に見られる玄宮園と前面道路との境界部分について注目し、調査対象地の中でも北西部と南西部の2箇所において、検出した遺構を絵図と比較することにする。

絵図と現況の測量図や遺構平面図を比較する場合、当然ながら江戸時代に描かれた絵図と現代の測量図等では測量精度の差によってズレの問題が生じるが、『玄宮園三分一間割画図』の特徴として、下端に描かれている玄宮園の西側の内堀沿いに通る直線的な道路が基本軸となっているようで、絵図の下方1/3程度までは、かなり正確に描かれており、現在の測量図にほぼ合成することができる。これに対して絵図の上方、直線的な道路よりも離れれば離れるほど実際の大きさや形状との相違が生じるということになる。今回の検討の中心となる部分については絵図下半の道路に近接している部分に該当することから、絵図と実測図にそれほどおおきなズレが見られない。このため、絵図と検出遺構を比較する方法としては、絵図をベースにし、その上に遺構図のレイヤーをかけて透過させることが有効と考えられる。この方法による検討結果を以下に述べる。

北西部分については、玄宮園の入り口である「御門」、「御馬繋」、「塀」が描写されているが、『玄宮園三分一間割画図』の描写部分をベースに遺構図のレイヤーを重ねたものが（図49）になる。『玄宮園三分一間割画図』は、各部の寸法が間と尺で細かく注記されているもので、三分一間割、つまり一間（六尺六寸）を三分で描いていて、約1/200縮尺に相当するものである。この図を観察していくと、T7で検出した石列01については、「御門」、「御馬繋」、

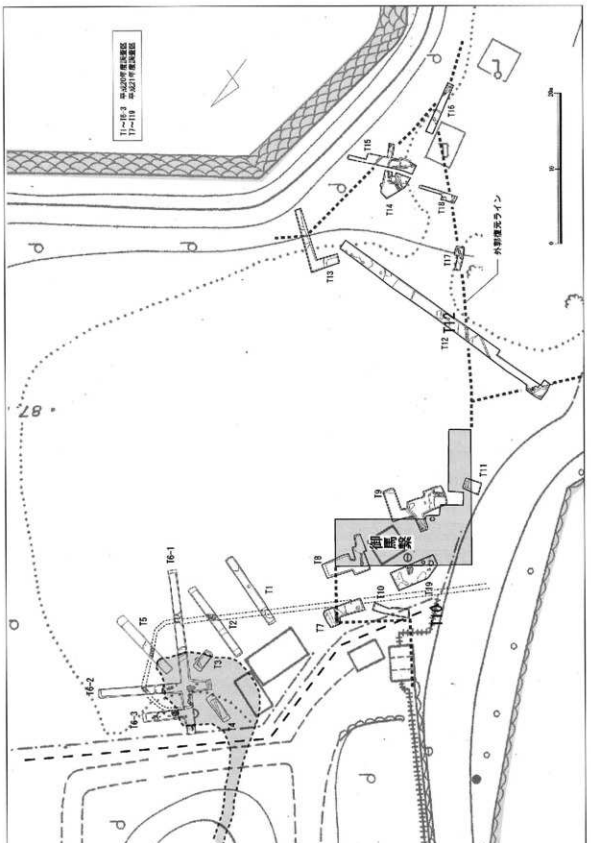
T1-16-3 H-020年度出展区
T1-110 H-021年度出展区
T16
T15
T14
T13
T12
T11
T10
T9
T8
T7
T6-1
T6-2
T6-3
T5
T4
T3
T2
T1
外部復元ライン
遺構群
87

図 48　遺構復元全景

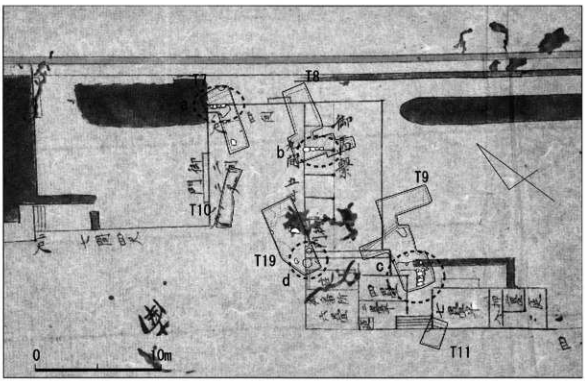

図 49　調査地北西部分の合成図

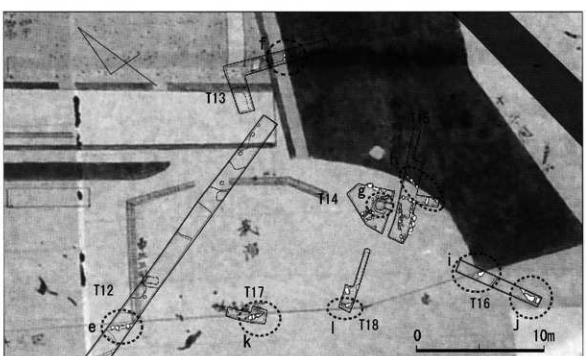

図 50　調査地南東部分の合成図

「塀」でコ字に囲まれた空間の「塀」の部分に比定することができ、「塀」の基礎部分に該当すると考えられるものである。また絵図ではこの部分の北西側に濃い緑色で彩色された部分が接しており、絵図の凡例には「裁竜」と記されている。これは、『玄宮園図』では小規模

な築山状に描かれているもので、T1で検出された高まりについても合致するものといえる。T8で検出された石列01及びT19で検出されたPit02・03については「御馬繋」に係わる遺構であると考えられ、特にT8の石列01については馬を繋いでおく空間の仕切りの土台であると考えられる。これは、馬立場の東から2室目の西側の間仕切りに伴うものと考えられるもので、絵図を詳細に観察すると「御馬繋」の中央側の柱に馬繋ぎ用の金具が観察できる。このことから馬は「御馬繋」の北西面中央やや西よりに設けられた「御門」より内部に入り、頭を中央の空間方向に向ける形で馬立場に入れられたと考えられる。

この構造を、特別史跡彦根城内に所在する「重要文化財　彦根城馬屋（以下、重文馬屋）」と比較すると、重文馬屋の方は大屋根で全体が覆われているのに対して、今回の調査対象である玄宮園の「御馬繋」は馬立場にのみが屋根で覆われている。また、屋根自体も重文馬屋の方がこけら葺きとなっているのに対して瓦葺きとなっていることや、馬立場の板間の下部構造で漆喰タタキが検出されず、便槽が確認できない点など、比較的簡易なものとなっていたようである。T9で検出された暗渠状遺構については、L字形に折れる位置が「御馬繋」の附属建物の角と合致し、その建物と隣接する別棟に架かる廊下部分を潜る形で内堀側に流れていたと考えられる。

南東部分については、玄宮園の前面道路との境界である「塀」が描写されている部分であり、この「塀」は南端部分で石垣裏側の「御土手藪」に接する。この「御土手藪」については土留めの石垣が検出されており、堀に面している側の石垣の石垣と平行して角度が変わる状況も確認できた。この部分の『玄宮園三分一間割画図』の描写に遺構図のレイヤーを重ねたものが（図50）である。この部分については、T12・T16・T17・T18において検出した石列を結んだラインが、絵図に見られる前面道路及び南に隣接する屋敷地との境界となる「塀」のラインの描写に合致し、南部においてやや屈曲する状況も、検出した石列を結んだラインの角度の変化としてほぼ同様の状況で確認されている。また、T12の西端で検出されている石列とそれに伴う石組みの溝（図48）については、天保7年（1836）に描かれた『御城下惣絵図』（写真15）には、隣接する屋敷地が両に存在し、道路部分がL字に曲がる様子が描写されているが、これを裏付ける形で検出されているものである。また、このT12南端の石組みの溝SD01の西側には道路の舗装と考えられる礫（円礫）が検出されていることからも道路に面していると判断できるものである。つまり、T12で検出された石列01と石組みの溝SD01に挟まれた空間としては、隣接する武家屋敷地ということになる。この東側にあたる位置、『玄宮園三分一間割画図』の右端には単純な○で「井戸」が描かれており、T15で検出した漆喰タタキ製の井戸枠SE01がほぼ絵図の描写と合致する位置で検出されている。

次に、今回の調査対象地の桜場駐車場における玄宮園の構成要素について、発掘調査で検出された遺構以外のものを『玄宮園三分一間割画図』の描写から見ていくこととする。

まず、調査対象地の東部分は「梅園」の注記のある矩形の区画が大小5つ存在する。これ

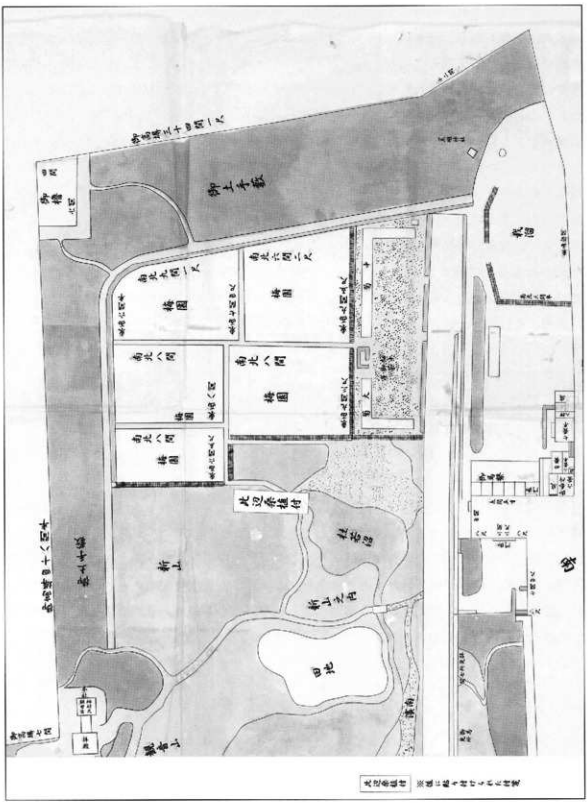

図 51　玄宮園三分一間割画図のトレース図

らは、柵で囲繞され、明確に他所と分離されている部分である、また、それぞれ東西南北の長さの注記が見られ、境界については園路となっていたことが観察できる。この梅園の区画の西に隣接して別区画が見られる。この区画は洲浜と同様の表現がなされ、砂地であったようで、柵と植栽で区画されたもので中央に「畑中御茶屋」と注記され、茶室が建てられていた。この茶室については『玄宮園図』に描写が見られる。その茶室を取り囲む用にL字の別区画が2つ存在し、それぞれ「大菊」、「中菊」の注記が見られ、菊の栽培がなされていたようである。その西には「春風埒」と名の付いた馬場が北西から延長してきており、両側は緑色の彩色がなされ、植栽によって区画されている。調査対象地の南西端には、また柵で囲繞された区画があり、「裁溜」の注記がなされる。「裁」、つまり庭園内で使用する植栽の苗木を育て、備蓄しておく施設であると考えられる。また、杜若沼の周囲は洲浜と「新山」と注記される築山で囲まれていたようで、周囲に小径が観察できる。このほか、『玄宮園図』では、「畑中御茶屋」の「春風埒」を挟んだ向かいに屋根付きの盆栽棚が設置されている。

このように今回、調査対象地とした玄宮楽々園の南端部、現在の桜場駐車場に該当する箇所については、以上のような庭園の構成要素が存在する空間となっており、柵で囲繞されたり「裁溜」があるなど、魚躍沼を中心として回遊する庭園中央部分とは機能的にも景観的にも異なる空間であったようである。また、『玄宮園三分一間割画図』については「此辺桑植付」と注記された付箋が貼られており、庭園としての機能が失われた明治初期には桑畑として利用された時期があったようで、これは明治26年の測量図（図3）の地図記号からも読みとることができる。

今回の遺構確認調査で検出できた遺構と絵図を位置関係から比較することで、検出した遺構がどの施設の痕跡であるかを検討することができた。その結果、今回の調査の目的であった玄宮園の南部分についての詳細が判明し、これまで名勝として未指定であった箇所を追加指定するための情報が得られたものと考えられる。特に玄宮園前面の内堀沿いの道路との境界に設けられた城漆喰の瓦塀に伴う基礎、ここから派生する隣地の武家屋敷地境界の塀に伴う基礎と道路境界の石組みの溝が、「玄宮園三分一間割画図」の描写位置と合致する形で検出できたことは、玄宮園の範囲確定の根拠となるものと考えられる。

T1 全景（南から）

T1-SK01 部分掘削状況

T1-SK02 部分掘削状況

図版二

T2 全景（南から）

T2 暗褐状遺構検出状況

T2 北端部の攪乱

T3 全景（北から）

T4 全景（北西から）

図版四

T5 全景（南東から）

T5 北端の落ち込み

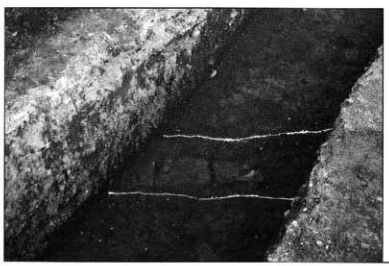

T5 暗渠状遺構検出状況

T6-1 全景（南東から）

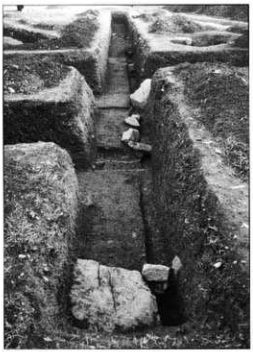

T6-1 全景（北西から）

T6-1 中央部分

T6-1 石組みの枡及び溝 SD01（北西から）

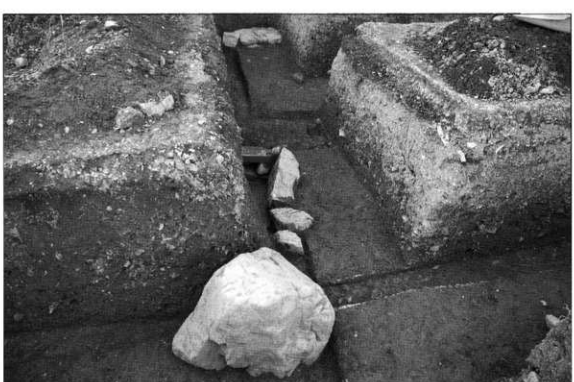

T6-1 石組みの枡及び溝 SD01（南東から）

T6-1 石（島）検出状況

T6-1 石組み護岸検出状況

T6-1-SD01 部分掘削状況

図版八

T6-1 暗渠状遺構検出状況

T6-1 暗渠状遺構部分掘削状況

T6-1- 暗渠状遺構部分掘削状況

T6-2 全景（西から）

T6-2- 落ち込み（東から）

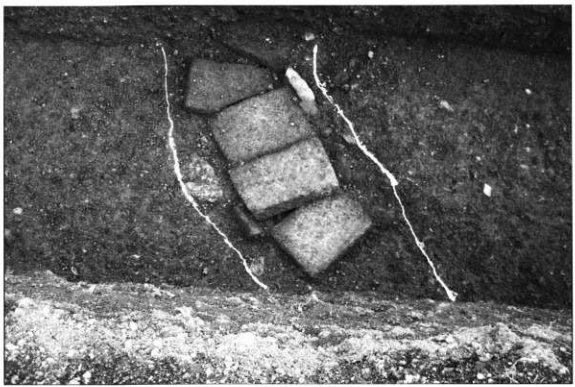

T6-2- 暗渠状遺構検出状況

T6-2- 暗渠状遺構部分掘削状況

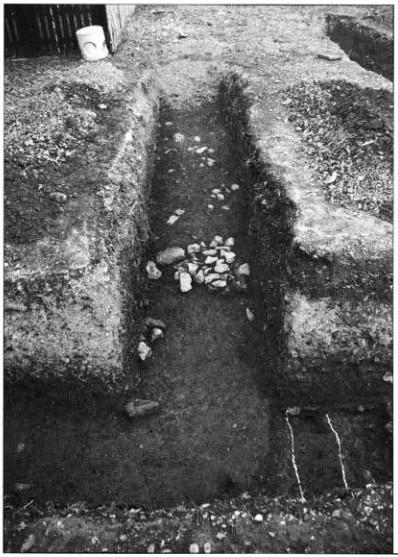

T6-3 全景（西から）

T6-3 礫の散乱状況

T6-1 及び T6-3 北東端部分の石組み及礫の散乱状況

T6-2- 落ち込み

T7 全景（東から）

T7- 石列 01 検出状況

T8 全景（北東から）

T8- 石列 01 検出状況

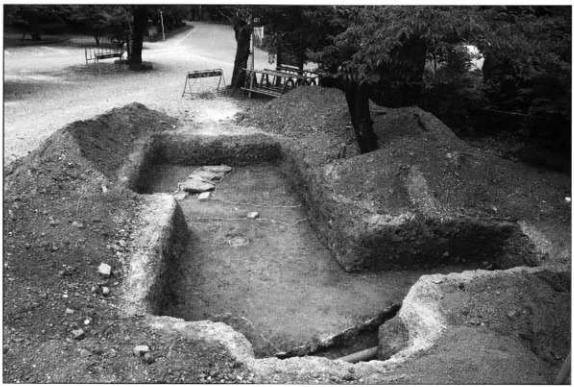

T9 全景（北東から）

T9 下水道管による攪乱

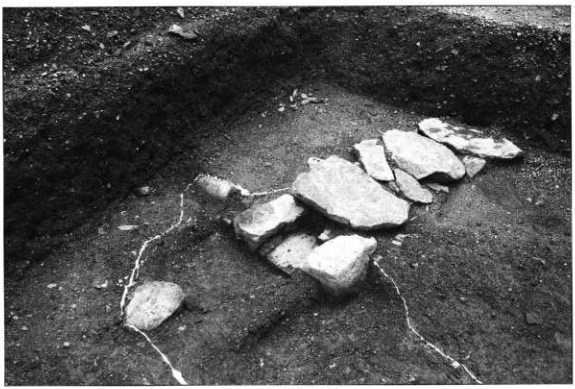

T9- 暗渠状遺構検出状況

T9-SD01 検出状況

T10 全景（東から）

T11 全景（北東から）

T11-SK01 検出状況

T12 全景（東から）

T12 全景（西から）

T12- 石列 01

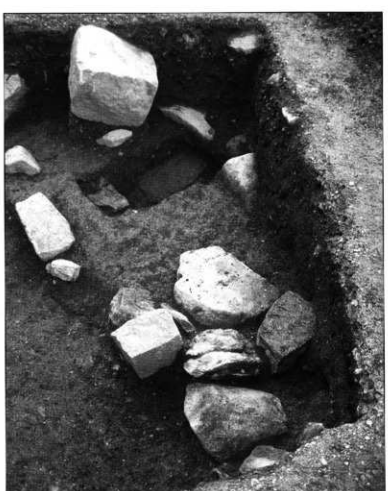

T12-SD01 検出状況

T13全景（北東から）

T13土手側拡張部分断面

T14・15 全景

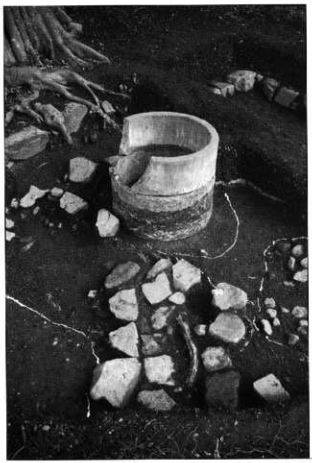

T14-SE01 及び SD01 検出状況

T15- 石垣 01 検出状況

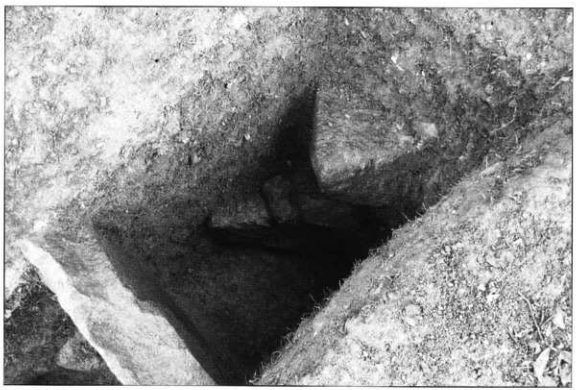

T15 南側拡張部分 - 石垣 01 検出状況

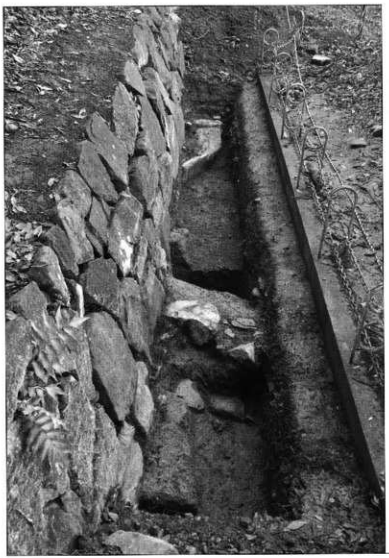

T16 全景（北から）

T16- 石垣 01 検出状況

図版二四

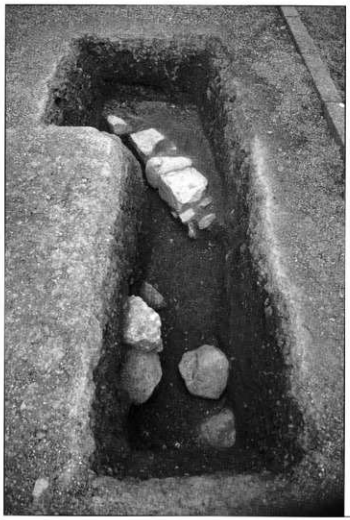

T17 全景（南より）

T17- 石列 01 検出状況

T18 全景（西から）

T18- 石列 01 検出状況

T19 全景（北から）

T19-Pit1・2・3 検出状況

T19 南壁断面

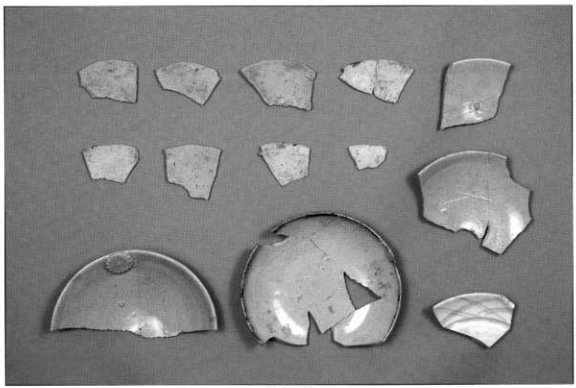

出土遺物

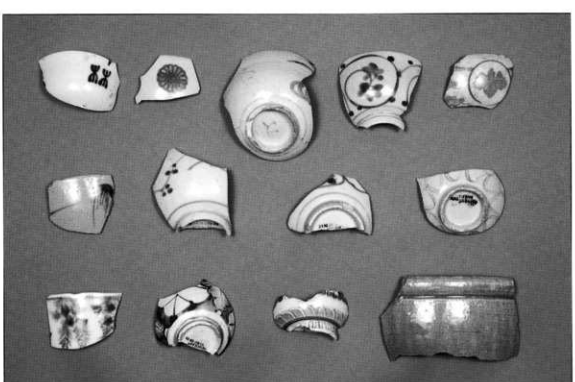

出土遺物

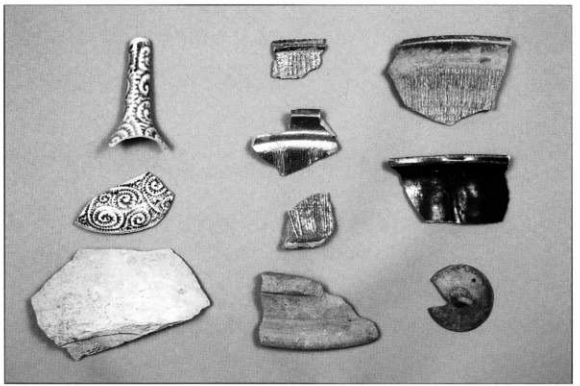

出土遺物

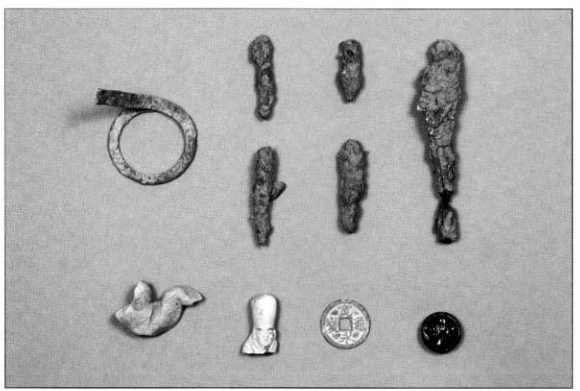

出土遺物

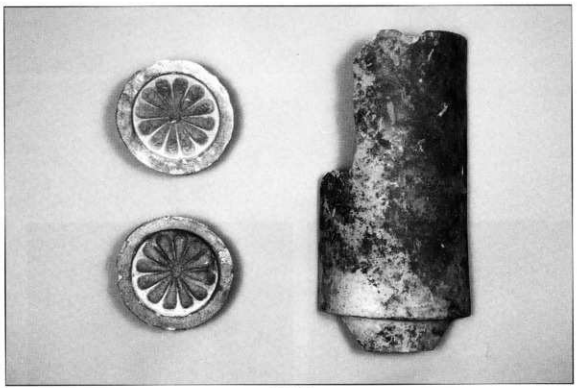

出土遺物

出土遺物

出土遺物

報告書抄録

ふりがな	めいしょうげんきゅうらくえんはんいかくにんちょうさほうこくしょ
書名	名勝玄宮楽々園範囲確認調査報告書
シリーズ名	彦根市文化財調査報告書　第4集
編著者名	谷口徹・三尾次郎
編集機関	彦根市教育委員会 文化財部 文化財課
所在地	〒522-0001 彦根市尾末町1番28号　℡0749-26-5833
発行年月日	平成23年（2011年）3月

所収遺跡	所在地	コード		世界測地系		調査面積	調査期間	調査原因
		市町村	遺跡番号	北緯	東経			
特別史跡 彦根城跡	彦根市 金亀町 4番3号 ほか	25202	003	35度 16分 38秒	136度 15分 17秒	275.3㎡	詳細は本文に記載	範囲確認

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
特別史跡 彦根城跡	城館跡	近世	杜若沼ほか庭園関連遺構	土師皿・陶器・磁器・瓦	隣接する名勝玄宮楽々園に関連する庭園遺構およびその範囲を確認した。

彦根市文化財調査報告書第4集

名勝玄宮楽々園遺構範囲確認調査報告書

平成23年（2011年）3月発行

編集・発行：彦根市教育委員会文化財部文化財課
〒522-0001 滋賀県彦根市尾末町1番38号
℡0749-26-5833

印刷・製本：西濃印刷株式会社
〒500-8074 岐阜県岐阜市七軒町15番地
℡058-263-4101

PLACE OF SCENIC BEAUTY
GENKYU RAKURAKUEN

March, 2011

Hikone Educational Bureau
Cultural Asset Division